

令和6年（2024年）度版

たかつきの環境

～高槻市環境報告書～

高 槻 市

環境方針

基本理念

高槻市は、北摂連山の美しい山並みに恵まれ、淀川の悠久の流れに抱かれた自然豊かなまちで、私たちはその恩恵を受けています。

また、古くから京都と大阪を結ぶ要衝の地として栄え、数多くの貴重な遺跡や文化財も有しております。これら貴重な自然と文化の財産を、守り、育て、さらに、将来の世代まで引き継ぐことが重要です。

一方、私たちは日常生活や事業活動において、利便性や豊かさを求め、大量の化石エネルギーを消費しています。このことが、地球温暖化問題を深刻化させるとともに、生物の多様性が損なわれつつある状況を生み出しています。私たちは、この状況を深く受け止め、地域の環境はもとより、地球規模での良好な環境のあり方を考え、環境と共生した持続可能な社会の実現を目指し、取り組まなければなりません。

そこで、高槻市では、市民、事業者、行政の協働により、環境に配慮した施策を展開し、将来に良好な環境を引き継げる社会を形成します。

基本方針

将来に良好な環境を引き継げる社会を形成するため、以下の事項に取り組み、積極的な環境配慮を行います。

- 1 「第2次高槻市環境基本計画」を受けて定める「たかつき環境行動計画」に基づき、環境の保全及び創造に関する主体別及び協働の取組を推進します。
- 2 環境に関する法令や協定などを遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境目的・目標を定めて、計画的・効果的に環境負荷の低減を図ります。
 - (1) 「たかつきエコオフィスプラン」や「グリーンイベントガイドライン」に基づき、省エネルギー、省資源、リサイクルの取組を推進し、環境負荷の低減を図ります。
 - (2) 環境に配慮した公共工事を推進します。
 - (3) グリーン購入を推進します。
- 4 研修・訓練を通じ、全職員が環境方針を理解し、環境に配慮した日常活動を実践します。

平成24年4月1日

高槻市長 濱田 剛史

目 次

第1章 計画的な環境施策の推進に向けて

1 条例	1
2 行政計画等	3
(1) 環境基本計画	3
(2) たかつき環境行動計画	3
(3) たかつき地球温暖化対策アクションプラン	3
(4) たかつきエコオフィスパラン	4
(5) みどりの基本計画	4
(6) 一般廃棄物処理基本計画	4
(7) ごみ減量化推進計画	4
(8) 気候非常事態宣言	4
3 審議会・協議会等	5
(1) 市の審議会等	5
(2) 市が参加する主な協議会等	6

第2章 環境施策の実施状況

1 たかつき環境行動計画（行政編）	7
(1) たかつき環境行動計画の位置付け及び構成	7
(2) プログラムの令和5年度実績評価	8
(3) 定量的な現状把握に用いる指標の実績	41
2 たかつき地球温暖化対策アクションプラン	42
(1) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプランの概要	42
(2) 2021（令和3）年度温室効果ガス排出量（暫定値）	43
(3) 2023（令和5）年度における施策の実施状況	46
(4) 高槻市域における地球温暖化対策に関する状況	50
3 たかつきエコオフィスパラン	53
(1) たかつきエコオフィスパランの概要	53
(2) 2023（令和5）年度の実績	53
4 環境マネジメントシステム	61
(1) 全体概要	61
(2) 運用体制	62
(3) 管理項目の進捗状況	62
(4) 内部環境監査	65
5 環境保全	68
(1) 大気汚染	68
(2) 水質汚濁	75
(3) 土壌・地下水汚染	78
(4) 騒音・振動	80
(5) その他	82

6	緑地保全（第2次高槻市みどりの基本計画）	85
	(1) 第2次高槻市みどりの基本計画の概要	85
	(2) 計画で対象とするみどり	85
	(3) めざす将来像	85
	(4) 基本方針	86
	(5) 令和5年度の主な取り組み	86
7	廃棄物	88
	(1) 一般廃棄物	88
	(2) 産業廃棄物等	93
	(3) 美化推進の状況	94
	用語の解説	96

《環境関連データについて》

高槻市のホームページで、環境関連のデータを公開していますので、本冊子と併せてご覧ください。

高槻市 環境に関するデータベース

検索



第1章 計画的な環境施策の推進に向けて

本市では、市民・事業者・行政が互いに連携し、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を目指し、環境基本条例を制定しています。また、各種の条例・規則を制定し、関係法令と併せて適正に運用しています。

さらに、重要な施策等については、幅広く専門的な意見を聴きながら取り組むため、各種審議会や協議会などを設置しています。

1 条例

■環境基本条例（平成13年3月）

市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、地球環境の保全に貢献することを目的として、環境の保全及び創造についての基本理念を定めています。

■緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和61年10月）

市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の向上に資することを目的として、緑地環境の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めています。

■公害の防止及び環境の保全に関する条例（平成21年3月）

市民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現に資することを目的として、公害の防止及び環境の保全に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、公害の防止のための規制を定めています。

■環境影響評価条例（平成15年9月）

環境基本条例第12条の規定に基づき、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、環境影響評価及び事後調査の手続、その他必要な事項を定めています。

■摂津峡における自然環境の保全等に関する条例（平成30年3月）

摂津峡の豊かな自然環境の保全及び市民の安全で快適なレクリエーション環境の確保を目的として、市、市民、来訪者及び事業者の責務を明らかにするとともに、摂津峡の自然環境等を損なうおそれがある行為について必要な規制を定めています。

■ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成25年3月）

ペット霊園の設置や管理について、公衆衛生、公共の福祉の観点から必要な措置を講じ生活環境を保全することを目的として、ペット霊園の火葬施設や納骨堂、移動火葬車等の設備構造の基準のほか、説明会の開催義務等を定めています。

■土砂埋立て等の規制に関する条例（令和6年3月廃止）

土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止と生活環境の保全に資することを目的として、一定規模以上の土砂の埋立て等を行う場合には、市の許可を受けること等を定めていました。

■太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例（令和6年3月）

太陽光発電施設の設置について、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、市民生活の安全・安心の確保を目的として、保全区域や施設設置基準のほか、説明会の開催や届出手続き等を定めています。

■廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例（平成5年12月）

資源を循環して利用できる環境にやさしい都市の形成に寄与することを目的として、廃棄物の発生抑制、再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理、一般廃棄物処理手数料や許可申請等手数料、地域の清潔の保持等について定めています。

■産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成16年3月）

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な規制等のほか、廃棄物の場外保管に係る手続きや産業廃棄物処理施設の設置に係る手続き等を定めています。

■まちの美化を推進する条例（平成18年3月）

市民の快適な生活環境の確保に資することを目的として、市、市民等及び事業者が協働して空き缶等及び吸い殻等のポイ捨てを防止し、併せて清掃活動等を行うことなどを定めています。

■あき地の清潔保持に関する条例（昭和47年6月）

良好な生活環境の保全に資することを目的として、あき地の占有者が、あき地が不良状態にならないように、放置された雑草、枯草又は廃棄物を除去することなどを定めています。

2 行政計画等

(1) 環境基本計画

本市では、環境の保全・創造についての基本理念を定めた環境基本条例に基づく施策を総合的、計画的に推進するため、平成14年3月に「環境基本計画」を策定しました。また、平成24年3月には「第2次環境基本計画」を策定しました。

さらに、環境をとりまく社会的な変化や、環境関連施策の進捗状況等を踏まえ、令和4年3月にはこれを改定し、「第2次環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」を策定しました。この計画においては6つの環境分野ごとに「望ましい環境像」、「環境目標」、「基本方針」を定め、これに基づく施策を展開することとしています。

環境分野	望ましい環境像	環境目標
環境行動	市民一人ひとりの心と行動が 将来へ良好な環境を引き継ぐまち	市民一人ひとりがエコスタッフ
生活環境	誰もが心地よく、憩いとやすらぎの ある生活を営めるまち	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
自然環境	河川を軸に人と自然をつなぐ みどり豊かなまち	人と自然の共生
都市環境	ゆったりとした時間が流れる おだやかで風格のあるまち	ゆとりある都市環境の創造
循環型社会	限りある資源を活かして、 ごみゼロをめざすまち	持続可能な循環型社会の形成
地球環境	地球規模で考え、 身近なことから行動するまち	地域からの環境負荷低減の取組

(2) たかつき環境行動計画

「第2次環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」の推進のため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むべきことを定めたもので、市民・事業者編と行政編から構成されています。

(3) たかつき地球温暖化対策アクションプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」といいます。）により、特例市以上に、地域の自然的、社会的な条件に応じた温室効果ガス排出削減のための実行計画の策定が義務付けられています。

そのため、本市においても市民・事業者・行政等の各主体が、市域の現状と地域特性を踏まえ、それぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、温室効果ガスを削減することを目的として、平成23年3月に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。また、令和3年3月には世界や国における取組状況や本市に求められる役割等を踏まえ、新たに「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。

計画期間は令和12年度までの10年間で、令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で30%削減することを目標に掲げています。また、市民・事業者・行政の各主体に求められる役割と、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した選択・購買の促進等、地球温暖化対策として実効性のある取組を示しています。

(4) たかつきエコオフィスプラン

温対法に基づき、本市が一事業者として温室効果ガス排出量削減のための取組に関する計画として、平成12年12月に「たかつきエコオフィスプラン（地球温暖化防止を含む率先実行計画）」を策定し、以降、継続的に省エネルギー・省資源・グリーン調達などに取り組んできました。

令和3年3月には改めて「たかつきエコオフィスプラン（令和3～12年度）」を策定し、温室効果ガスを令和12年度までに、平成25年度比で51%削減することを目標として取り組んでいくこととしています。

(5) みどりの基本計画

都市緑地法に基づく長期的なみどりに関する総合計画と位置付けし、みどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めるための指針として、令和3年度に「第2次みどりの基本計画」を策定しました。

本計画では、水と緑と土を包括的有機的に結合したものを「みどり」として捉え、「住みたい・住み続けたい・訪れたい みどりでつながるまち たかつき」を基本理念として掲げ、みどりのまちづくりを総合的かつ体系的に推進することとしています。

(6) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する長期計画として、廃棄物減量等推進審議会からの「ごみ減量化についての提言」を踏まえ、平成28年度を始期とし令和7年度を最終目標年度とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

本計画は、本市の一般廃棄物の減量・処理等のあり方についての指針とし、一般廃棄物処理実施計画（年度ごとの計画）や分別収集計画（3年ごとに策定する容器包装ごみの計画）等を策定していきます。

(7) ごみ減量化推進計画

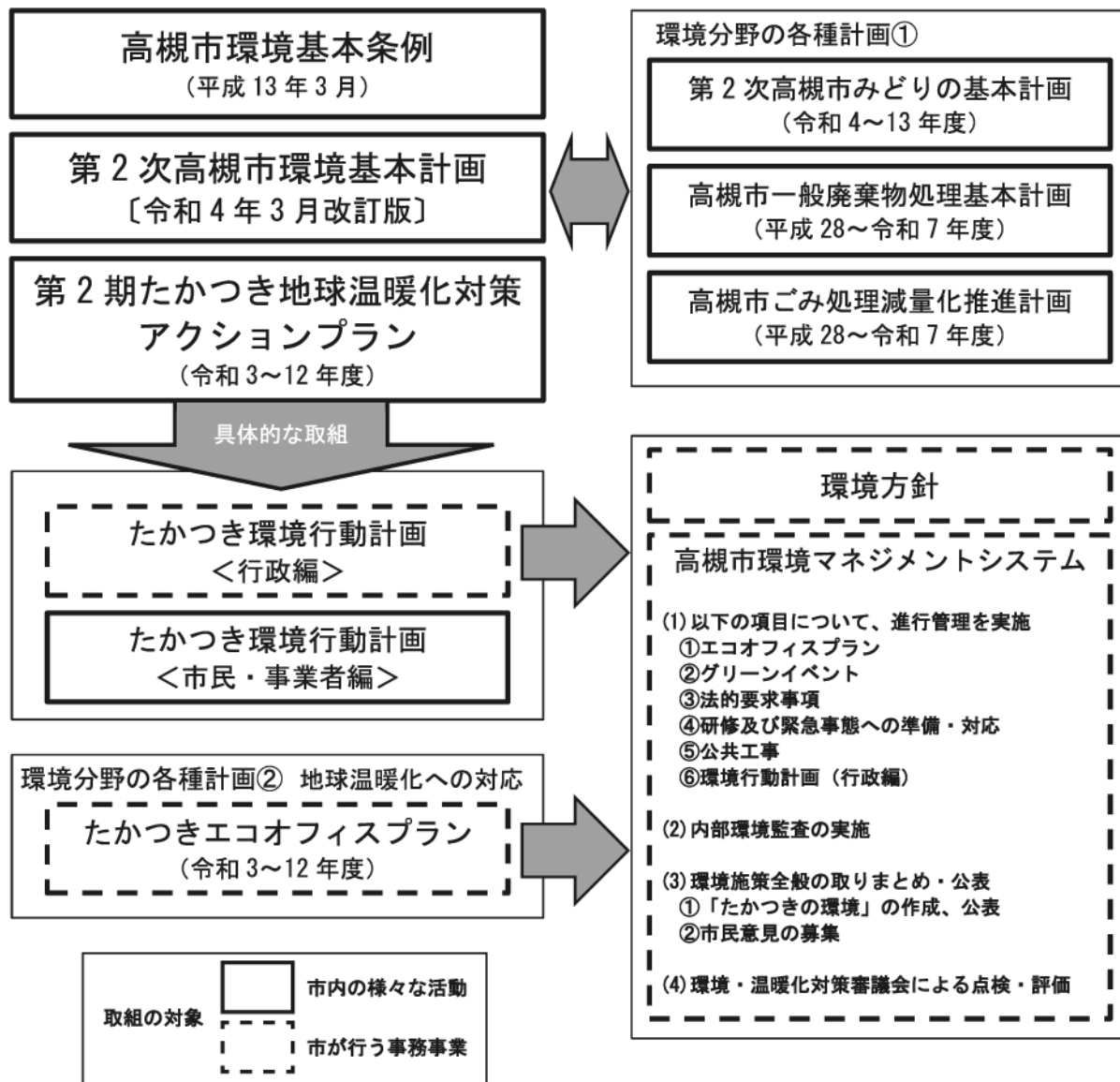
「一般廃棄物処理基本計画」に掲げた施策を実践していくための実施計画として、平成28年3月に改定しました。

計画の期間は令和7年度までとし、計画最終年度での焼却処理量及び最終処分量を平成26年度実績量からそれぞれ15%削減することを目指しています。

(8) 気候非常事態宣言

近年、異常気象が国内外で発生し、本市においても異常気象による風水害により、自然環境や市民の生活環境に大きな影響が出たことを踏まえ、本市の豊かな自然環境及び高質な生活環境を次世代に継承し、持続可能な社会を実現するため、令和4年3月18日に「高槻市気候非常事態宣言」を発出しました。

＜高槻市の環境にかかる取組の全体概要＞



3 審議会・協議会等

(1) 市の審議会等

名 称	役 割
環境・温暖化対策審議会	環境基本計画に関することや、地球温暖化対策に関すること、その他環境の保全及び創造に関する重要事項について、調査審議を行う。
緑地環境保全等審議会	保護地区等の指定や「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の施行に関する重要事項についての審議を行う。
光化学スモッグ被害者認定審査会	光化学スモッグ被害の申請について、治療した医師の診断によって認定が難しい場合に、その認定について調査審議を行う。
環境影響評価委員会	環境影響評価に係る重要事項の調査審議を行う。
廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量等に関する事項の調査審議を行う。

(2) 市が参加する主な協議会等

名 称	協 議 内 容
全国大気汚染防止連絡協議会	大気汚染に関して、各自治体の諸問題を検討協議し、大気汚染防止について、行政における協力関係の確保等を目的とする。
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	瀬戸内海に関係する自治体の広域的な相互協力により、瀬戸内海の環境保全を図るとともに、人間性豊かな生活ゾーンを実現することを目的とする。
瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とする。
淀川水質汚濁防止連絡協議会	淀川水系の河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討、相互に連絡調整を図ることによって、淀川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
神崎川水質汚濁対策連絡協議会	神崎川並びにこれに流入または分派する河川等の水質を調査し、実態を把握するとともに汚濁機構を明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁対策について検討し、神崎川の水質改善の効果を上げることを目的とする。
おおさかスマートエネルギー協議会	府・市町村・府民、事業者及びエネルギー供給事業者がエネルギー利用の効率化、再生可能エネルギーの利用、電気の需要の最適化等に関する情報を共有しながら地域におけるエネルギー問題を協議し、その解決に向けた取組を推進することを目的とする。
全国都市清掃会議	地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行い、清掃事業の円滑な推進を図るとともに、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。
近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会	産業廃棄物に関する調査研究及び法施行に伴う事務協議を目的とする。
広域処分場適正受入協議会	大阪湾広域臨海環境整備センターが泉大津・大阪沖処分場で行う廃棄物埋立事業において、廃棄物の適正な処理を目的とする。
大阪府魚腸骨処理対策協議会	大阪府域における処理困難な廃棄物である魚腸骨（魚あら）の適正処理を目的とする。
大阪府下清掃施設長協議会	清掃施設の整備維持管理に関する連絡を密にし、もって清掃事業の円滑な運営と技術の向上を図る。

第2章 環境施策の実施状況

1 たかつき環境行動計画（行政編）

(1) たかつき環境行動計画の位置付け及び構成

「たかつき環境行動計画（行政編）」は、「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」に基づいて、市の各課の事業をプログラムとした個別の取組状況や定量的な現状把握に用いる指標を活用し、市域の環境の現状把握を行います。

把握した内容は、PDCAサイクルを通じ、次年度以降の計画や施策の参考とします。

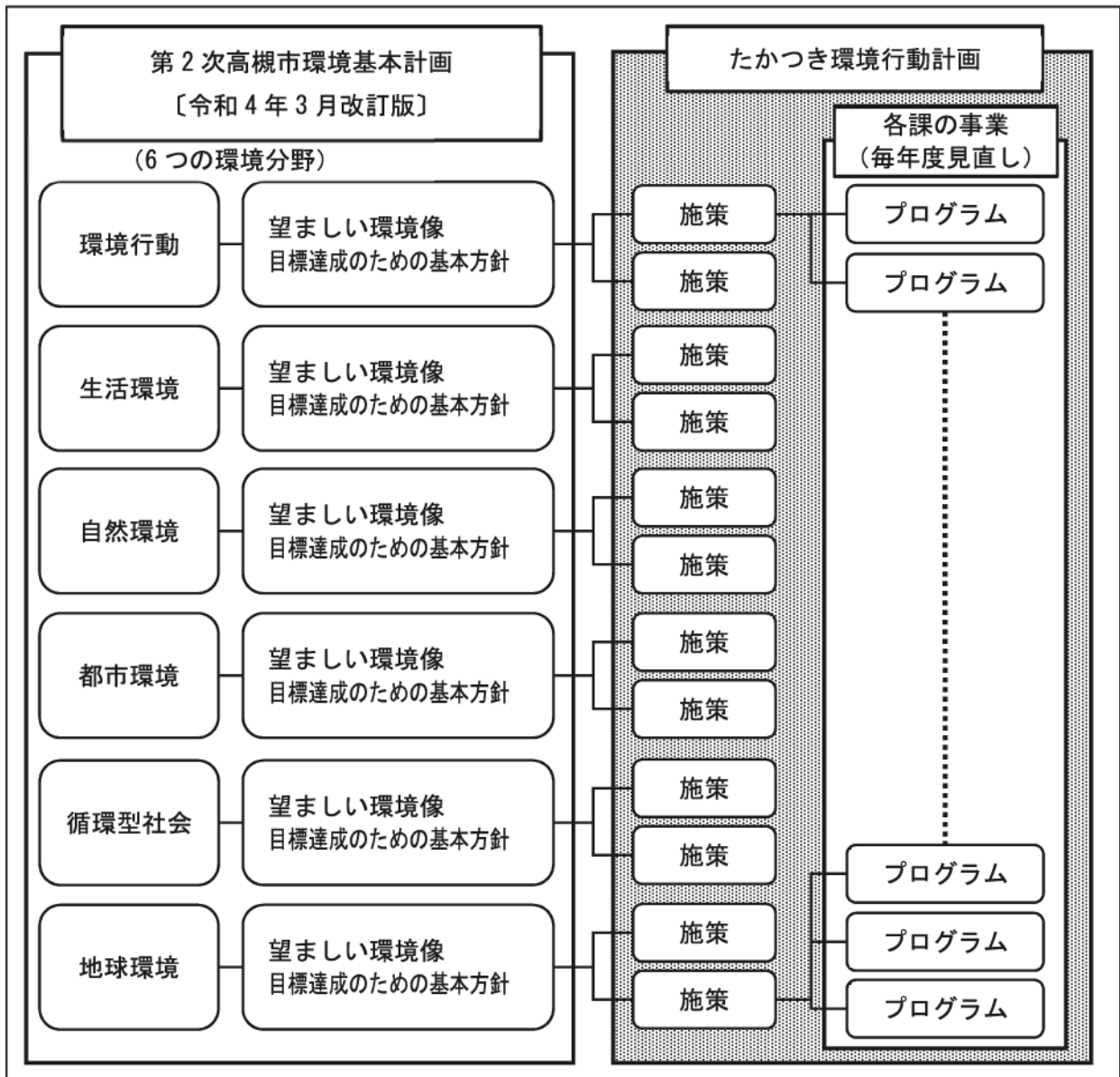


図1-1 たかつき環境行動計画の位置付け及び構成

(2) プログラムの令和5年度実績評価

ア 年度目標

各プログラムにおいては、数値化が可能なものについては、成果指標や活動指標として年度当初に年度目標を設定し、年度末に結果を評価しています。

※「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」への改定を受けて、令和4年度から一部のプログラム内容や評価方法を変更しました。そのため、過去の実績とは比較できないものがあります。

イ 評価方法

年度目標の達成状況は、次の3種類の基準に基づき評価しています。

表1-1 評価方法

○	★成果指標実績値が目標値を達成している。(★成果指標の設定がない場合は、■活動指標実績値が目標値を達成している。)
△	★成果指標実績値が目標値を未達成であるが、 ■活動指標実績値が目標値を達成している。
×	★成果指標及び■活動指標実績値が目標値を未達成である。(★成果指標の設定がない場合は、■活動指標実績値が目標値を未達成である。)

ウ 令和5年度実績の概要

6つの環境分野ごとに、合計65プログラムについて評価を行った結果、43プログラムについて目標を達成し、達成率は66%となりました。

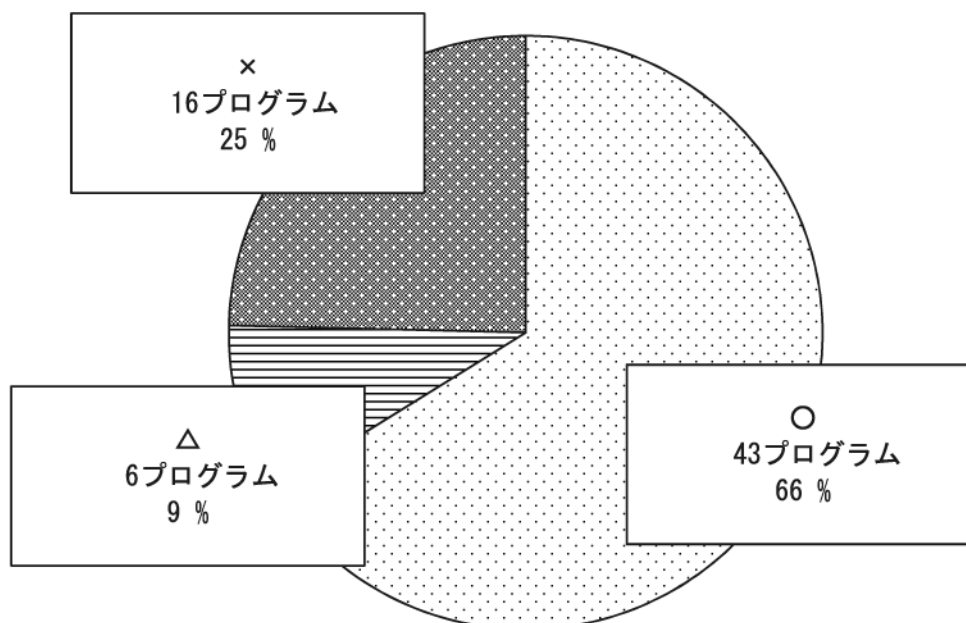


図1-2 令和5年度実績(65プログラム)

※グラフの%表記は、端数処理の影響により、合計が100%にならない場合があります。
(以下同様のグラフも同じ)

エ 環境分野別の実施状況

1) 環境行動

望ましい環境像	市民一人ひとりの心と行動が 将来への良好な環境を引き継ぐまち
環境目標	市民一人ひとりがエコスタッフ
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境情報の共有 ● 環境学習と人材育成 ● 環境に配慮した行動の実践 ● 連携・協働による環境活動の深化

表 1-2 目標達成状況（環境行動）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	8 プログラム	11 プログラム	9 プログラム
△	1 プログラム	3 プログラム	5 プログラム
×	2 プログラム	1 プログラム	1 プログラム
—	5 プログラム		
合計	16 プログラム	15 プログラム	15 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

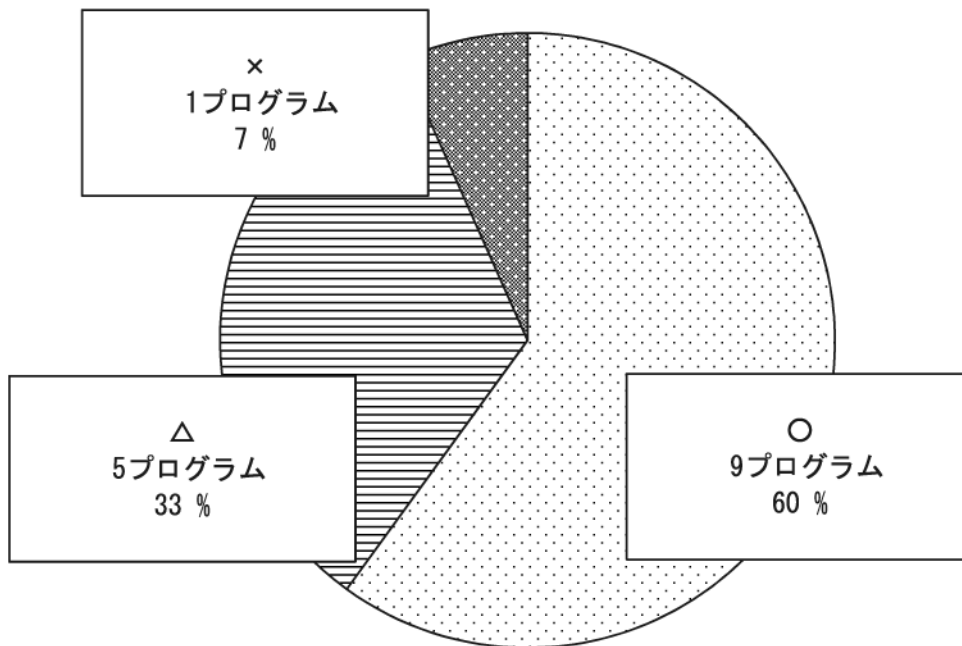


図 1-3 環境行動（15プログラム）

1-1) 環境情報の共有

環境の現状について正しく理解したうえで行動するため、市民・事業者・行政がそれぞれ正確な情報発信に取り組むとともに、環境情報に対する感度を高め積極的な情報の収集と理解に努めている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1101	環境関連情報の発信	市民への情報 ■ 発信回数 (回)	目標値 / 実績値	12 11	12 12	
	環境政策課	達成状況		×	○	
	環境学習に関する講座や省エネルギーの取組等を市ホームページ等に掲載する。	広報誌にて、日常生活の中の省エネに関する行動を毎月(計12回)クイズ形式で掲載し、読者のエコレベルを判定するコラムを連載した。				
1102	みどりに関するイベントの開催	★ 延べ来場者数 (人)	目標値 / 実績値	3,000 250	4,000 3,584	4,000 3,740
		■ イベントの開催回数 (回)	目標値 / 実績値	2 1	2 2	2 2
	農林緑政課	達成状況	—	△	△	
	都市緑化フェアや身近なみどりの写真展を開催する。	広報誌やホームページへの掲載、チラシの配架等による広報活動を2回行ったところ、延べ3,740人の来場者があった。公園利用者への呼びかけが不十分であり、目標を達成できなかった。今後は家族連れの参加を促す工夫が必要である。				

1-2) 環境学習と人材育成

環境活動に取り組む人材や自然をはじめとする地域資源を活用しながら、子どもから大人まであらゆる世代が環境について考え・学び続ける様々な機会を設けるとともに、具体的な環境行動を自ら考え実践できる人材として皆が育ち・育てている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1201	小中学校における環境教育の実施	■ 実施した学校数(校)	目標値		59	59
			実績値		59	59
	教育指導課	達成状況		○	○	
	市内小中学校において、浄水場やごみ処理施設の見学などを通じて、身近な環境について学び・考える環境教育を実施する。	全ての市内小中学校において、身近な環境について学び・考える環境教育を行った。 また、32小学校においては、地元農家等の協力を得て、遊休田等を学校学習田として活用した農業体験学習を推進することで、児童が環境に対して関心を持つ契機となり、環境を大切にしようとする姿勢の育成に資することができた。				
1202	教職員への環境教育研修の実施	★ 延べ受講者数(人)	目標値		15	15
			実績値		6	15
		■ 開催回数(回)	目標値		1	1
			実績値		1	1
教育センター	達成状況		△	○		
環境教育に関する教職員研修を実施する。		SDGsの視点から、日々の恵みを楽しんでいる私たちの生活とのつながりや、生物多様性の取り巻く危機について学んだ。教職員の振り返りのほとんどは、大変良かったと回答している。				
1203	公民館における環境講座の開催	★ 延べ参加者数(人)	目標値	260	260	260
			実績値	267	375	560
		■ 開催回数(回)	目標値		13	13
			実績値		18	20
城内公民館	達成状況	○	○	○		
市内13館の市立公民館の講座において環境関連の講座を開催する。		13公民館で計20回の環境講座を実施し、延べ560人の参加があった。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1204	親子講座等での啓発	★ 延べ参加者数 （人）	目標値	120	120	450
			実績値	630	622	697
		■ 開催回数 （回）	目標値	10	10	10
			実績値	10	8	8
子育て総合支援センター	達成状況		○	○	○	
	環境に配慮したおもちゃ作り等を含んだ親子講座等を実施する。	親子講座等の中で環境に配慮したおもちゃ作り等の内容を取り入れたことで、延べ697人の参加があり、幅広い世代の市民に啓発を行うことができた。				
1205	環境保全活動の担い手の育成	★ 修了者数 （人）	目標値		20	20
			実績値		12	19
		■ 講座回数 （回）	目標値		30	30
			実績値		30	30
環境政策課	達成状況			△	△	
	たかつき環境市民会議と協働して、環境の知識や活動について学ぶ「たかつき市民環境大学」を実施する。	開講前に公開講座を行い受講者を募り、21人の応募があったが、開講前に2人が辞退し、修了者数は19人となった。市民への周知が課題であるため、集客効果の高いエコ&クリーンフェスタにおいて受講案内及び開講前公開講座を開催し、受講応募者数の増加を目指す。				
1206	森林ボランティアの育成	★ 市民林業士認定者数 （人）	目標値	21	21	21
			実績値	17	21	19
		■ 講座回数 （回）	目標値	11	11	11
			実績値	11	11	11
農林緑政課	達成状況		×	○	△	
	大阪府森林組合等と共催で、森林管理の専門知識や技術について学ぶ「市民林業士養成講座」を実施する。	ホームページ等への掲載などによる広報活動を行ったが、受講生の直前のキャンセルがあり、市民林業士認定者数は19人となった。申込者数は目標値を超えており抽選で受講生を決定したが、直前のキャンセルで受講者数が定員に満たなかった。今後は補欠者の選定を検討し、受講途中にも辞退が発生する可能性を視野に入れた目標を設定する。				

1-3) 環境に配慮した行動の実践

それぞれの生活スタイル・事業活動が、自らが住まい・働く地域だけではなく、日本全体、世界各地、地球規模での環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減や質の高い環境の実現に向けて、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動に取り組んでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1301	庁内におけるグリーン調達の推進	★ 備品のグリーン調達率 (%)	目標値		90	90
			実績値		90.2	91.0
		■ 研修実施回数 (回)	目標値		3	3
			実績値		3	3
	環境政策課	達成状況		○	○	
	環境省が策定する方針を市の方針に遅滞なく反映し、庁内各課に周知するとともに、取組状況をモニタリングする。	物品購入事務実務担当者を対象にグリーン購入の研修を実施したほか、新規採用職員研修や、各所属の管理職を対象とした研修において、グリーン調達の意義等について理解を促した。				

1-4) 連携・協働による環境活動の深化

市民・事業者・行政が取り組んでいる各種の活動等について、様々な場面をきっかけとして相互に連携・協働が進み、相乗的な効果が発揮され、いっそう環境活動が市域全体に普及・定着している状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1401	活動拠点整備による環境保全活動の支援	★ 活動拠点利用回数 (回)	目標値		120	120
			実績値		126	100
		■ 活動拠点数 (施設)	目標値		1	1
			実績値		1	1
	環境政策課	達成状況		○	△	
	環境保全活動を行う市民・事業者の活動拠点を運用する。	環境政策課分室を、環境保全活動を行う団体の活動拠点として会議室等を貸し出し、環境保全活動を支援したが、1つのグループが解散したこともあり、使用回数が減少した。 環境保全活動を行う団体に対し、会議、打合せ等が行うことができる活動拠点がある旨を再度周知する。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1402	たかつき環境行動ネットワーク参画団体との連携	★ 参画団体数 （団体）	目標値	16	16	16
			実績値	16	16	16
		■ 参画団体と連 携した事業数 （事業）	目標値		2	2
			実績値		2	2
環境政策課	達成状況	—	○	○		
	環境に関する活動を行なう市民団体や事業者と連携し、「たかつき環境行動計画（市民・事業者編）」を推進する。	たかつき環境行動ネットワーク参画団体16団体と連携し、環境展(5月)、たかつきエコ&クリーンフェスタ(8月)を開催した。				
1403	市民・事業者・行政が連携したイベントの開催	★ たかつきエコ &クリーン フェスタの参 加者数（人）	目標値		300	300
			実績値		415	657
		■ たかつきエコ &クリーン フェスタの展 示団体数（団 体）	目標値		15	15
			実績値		14	24
環境政策課	達成状況		○	○		
	市民・事業者・行政が協働して、団体の活動や環境活動を広くPRする、たかつきエコ&クリーンフェスタ、環境展を開催する。	8月にたかつきエコ&クリーンフェスタを開催し、環境保全活動に取り組む団体の活動に関する展示や、小学校での環境学習の展示、EV車の展示等を実施したほか、エネルギーセンターの工場見学を実施し、657人の参加があった。				
1404	市民協働による公園管理	★ 物品提供団体 数（団体）	目標値	200	200	200
	実績値		213	219	253	
	公園課	達成状況	○	○	○	
	地元自治会等を中心とする地域住民の協力のもと、公園の維持管理を行い、その活動に必要な物品の提供等を行う。	地元自治会等を中心とする地域住民の協力のもと、公園の維持管理を行い、253団体に対し、その活動に必要な物品の提供等を行った。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1405	花いっぱい公園づくり	■ 公園の花壇整備数（公園）	目標値	2	2	2
	実績値		1	2	0	
	公園課	達成状況	—	○	×	
	地元自治会等を主体とする地域ボランティアとの協働による花いっぱい公園づくりを推進するため、その基盤となる花壇や散水栓を整備する。	地元自治会が花いっぱい事業を申請する予定だったが、地元都合により取りやめとなった。地元からの花壇や散水栓整備の要望があれば、今後も積極的に受け付けていく。				
1406	自治会等による地域の花壇作り	★ 花苗配布団体数（団体）	目標値	130	135	140
			実績値	137	136	138
		■ 緑化功労者表彰（回）	目標値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	農林緑政課	達成状況	○	○	△	
	市民が協働して行う地域緑化に対し、花苗を配布する。また、模範となる取組を実施した自治会等を緑化功労者として表彰する。	都市緑化フェアにおいて、緑化功労者の表彰を行った。市民協働による地域緑化を推進するため、配布を希望する138の市民団体等に花苗の配布を行った。高齢化を理由に配布を辞退する団体があり、目標を達成できなかった。今後は新規団体の確保に向けた取り組みが必要である。				

2) 生活環境

望ましい環境像	誰もが心地よく、 憩いとやすらぎのある生活を営めるまち
環境目標	健やかに暮らせる良好な生活環境の保全
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康で安心して生活できる環境の確保 ● 有害化学物質等による汚染の未然防止 ● 不法投棄対策・まちの美化の推進 ● 都市型水害、ヒートアイランド対策の推進

表 1-3 目標達成状況（生活環境）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	9 プログラム	7 プログラム	6 プログラム
△	3 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	1 プログラム	1 プログラム	2 プログラム
—	1 プログラム		
合計	14 プログラム	8 プログラム	8 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

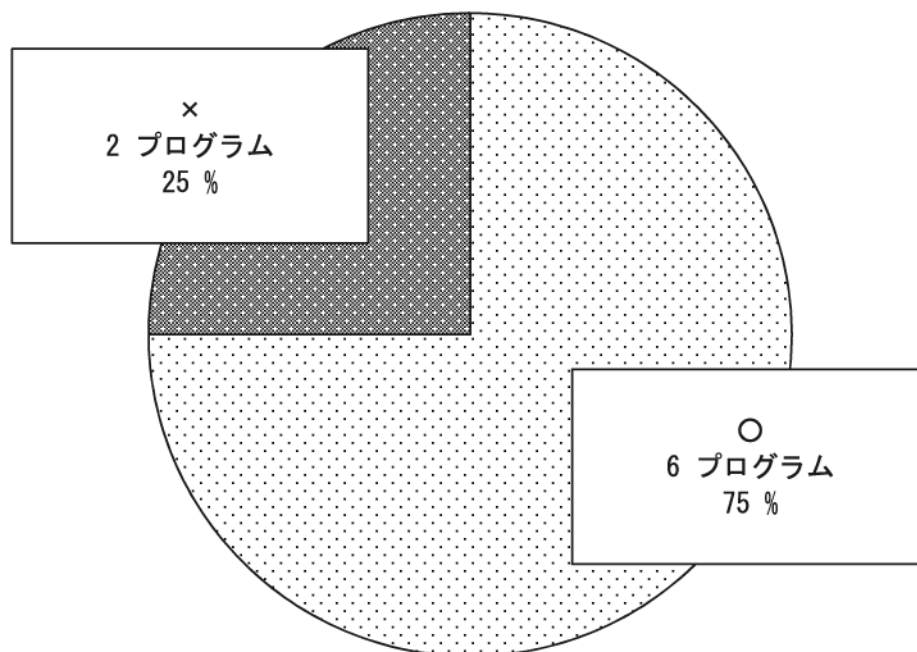


図 1-4 生活環境（8プログラム）

2-1) 良好な大気・水・土壌環境の確保

事業者の環境保全意識と行政による定期的な立入検査により、事業に伴う排水・排気等は排出基準を満たした上でさらに低い水準に維持されている状況、また事業活動に伴う新たな土壌汚染が生じていない状況を目指します。さらに、環境モニタリングとして定期的な大気・公共用水域・地下水等の環境実態が把握・公表され、環境基準を十分に満たし、良好な水準であることが幅広く知られている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2101	大気環境等の監視	■ 測定地点数 (地点)	目標値		4	4
	実績値			4	4	
	環境政策課	達成状況		○	○	
	大気常時監視局を設け、市内の大気汚染状況の常時監視を行う。	大気常時監視局において、大気汚染状況のモニタリングを実施し、大気汚染状況を把握するとともに、府ホームページ等において結果の公表を行った。				
2102	水質等の調査	■ 測定地点数 (地点)	目標値		37	37
	実績値			37	37	
	環境政策課	達成状況		○	○	
	公共用水域及び地下水の水質調査地点において、定期的に水質調査を行う。	大阪府公共水域及び地下水水質測定に基づき、公共用水域と地下水の水質調査を下記の通り37地点実施し、現状の把握を行った。 ・公共用水域の水質調査測定地点：21地点 ・地下水調査測定地点 ①概況調査：3井戸 ②継続調査：13井戸				
2103	沿道の騒音・振動の調査	■ 調査地点数 (地点)	目標値		10	11
	実績値			10	11	
	環境政策課	達成状況		○	○	
	沿道における自動車交通を起因とする騒音・振動の調査を行う。	自動車に起因する騒音・振動の調査を行い、道路管理者に対して騒音・振動対策の推進を働きかけた。				
2104	大気・水質等の有害化学物質等の調査	■ 調査地点数 (地点)	目標値		13	11
	実績値			13	11	
	環境政策課	達成状況		○	○	
	有害大気汚染物質及びダイオキシン類の調査を行う。	有害大気、ダイオキシン類（大気、河川、土壌、地下水）について、常時監視を行い、市域の汚染状況の把握を行った。				

2-2) 事業活動と快適な生活環境の両立

事業者の高い環境保全意識と周辺居住者との相互理解により、騒音・振動・臭気等が、良好な水準に維持されている状況を目指します。また、周辺住民の生活環境にも配慮したライフスタイルが確立されている状況を目指します。

さらに、住工が共存できる調和のとれた土地利用となっている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2201	工場・事業場への立入調査・指導	工場等への立入調査件数 (件)	目標値		218	194
			実績値		253	240
	環境政策課	達成状況			○	○
	工場等に対し届出内容や施設の適正稼働を確認するための立入調査を行う。	以下のとおり工場等への立入調査を実施し、届出内容や施設の適正稼働を確認した。 ①大気工場等：67件 ②水質工場等：87件 ③騒音工場等：50件 ④振動工場等：18件 ⑤土壌工場等：5件 ⑥採石工場等：4件 ⑦化学物質等：3件 ⑧ダイオキシン類工場等：6件				
2202	騒音防止の啓発	夜間パトロールの実施回数 (回)	目標値	2	2	2
			実績値	1	2	2
	環境政策課	達成状況		—	○	○
	カラオケ騒音等の近隣騒音のパトロールを実施し、対策が必要な事業者に対して啓発を行う。	夜間におけるカラオケ等に起因する近隣騒音防止のため、パトロールを実施した。				
2203	騒音・振動・臭気の防止設備の設置補助	補助件数 (件)	目標値	3	2	2
			実績値	1	0	1
	産業振興課	達成状況		△	×	×
	市内の中小製造業が実施する騒音・振動・臭気を防止する設備の導入等に対して補助を行う。	広報誌(6月号)やメールマガジン(6月)において企業定着補助金の周知を行い、1件の補助を行った。 引き続き広報誌やメルマガにて企業定着補助金の周知を行うとともに、企業との面談時に企業定着補助金制度の活用を推奨する。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2204	鉄道の騒音・振動の調査	騒音・振動の ■ 調査地点数 (地点)	目標値		6	5
	実績値			6	4	
	環境政策課	達成状況		○	×	
	新幹線及び在来線の騒音・振動の調査を行う。	騒音・振動調査を行い、鉄道事業者に対して、騒音・振動対策の推進を働きかけた。 1地点において改修工事の影響により、調査が行えなかった。この地点については次年度に調査を行うこととする。				

3) 自然環境

望ましい環境像	河川を軸に人と自然をつなぐみどり豊かなまち
環境目標	人と自然の共生
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全 ● 人と共生するみどり（森林・農地）の保全 ● 河川を軸とする取組の充実

表 1-4 目標達成状況（自然環境）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	8 プログラム	11 プログラム	13 プログラム
△	3 プログラム	1 プログラム	1 プログラム
×	1 プログラム	4 プログラム	2 プログラム
—	4 プログラム		
合計	16 プログラム	16 プログラム	16 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

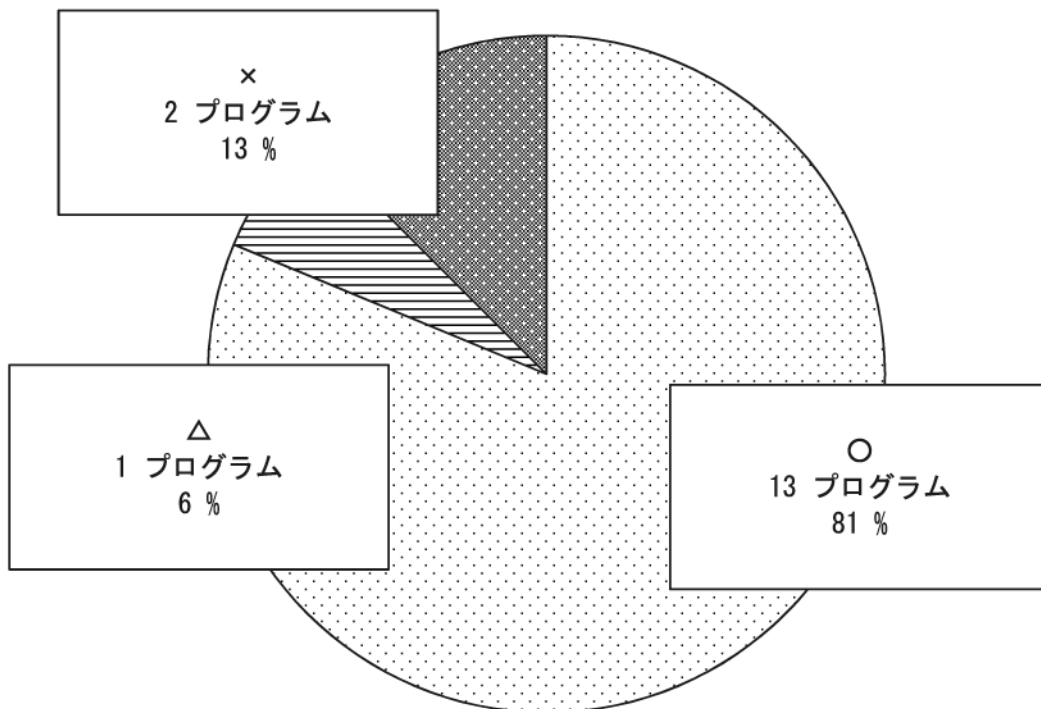


図 1-5 自然環境（16プログラム）

3-1) 良好に営まれている森林・農地の保全と創出

北部森林の台風被害からの再生、既存の森林や農地の適正な維持管理と利活用、市内産の農作物・林産品の積極的な消費に、農林業従事者・市民・事業者をはじめとする関係者が取り組み、森林や農地の有する多面的な機能が十分に発揮されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3101	山林地籍調査の支援	■ 補助対象面積 (km ²)	目標値	1.00	0.50	0.50
	実績値		5.10	4.17	4.40	
	農林緑政課	達成状況		○	○	○
	大阪府森林組合が実施する、山林地籍調査事業に対して補助する。	萩谷と原地区において、大阪府森林組合が実施する山林地籍調査事業において4.40km ² の調査事業に対し補助を行った。				
3102	森林施業の支援	■ 支援した事業 面積 (km ²)	目標値		9.8	0.5
	実績値			0	0.14	
	農林緑政課	達成状況		×	×	
	公益的機能を有した本市森林から良質材を生産することを目的とした間伐・枝打ち等の施業や、森林作業道の開設を行う林業者を支援する。	林業者が行う、公益的機能を有した本市森林から良質材を生産することを目的とした間伐・枝打ち等の施業や、森林作業道の開設を支援した。森林施業者である大阪府森林組合とともに施業などの候補地を選定し、計画的に事業を実施し目標を達成できるように努める。				
3103	都市近郊林の有効利用	★ イベントの延べ参加者数 (人)	目標値		80	80
			実績値		120	130
		■ 「神峰山の森」を活用したイベントの開催回数 (回)	目標値		2	2
			実績値		2	2
	農林緑政課	達成状況		○	○	
	神峰山都市近郊林の育成並びに自然休養施設の管理運営を関係者とともに実施する。	神峰山都市近郊林管理運営協議会が主体となりバードリズニング及び森のコンサートを開催し、延べ130人の参加があった。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
3104	公共施設における木材利用の推進	★ 府内産材の使用実績（件）	目標値	1	1	1
			実績値	0	1	1
		■ 施設所管課への周知回数（回）	目標値	1	1	1
			実績値	1	0	1
農林緑政課	達成状況		△	○	○	
	公共建築物の整備や公共土木事業等において、府内産材の利用に努める。	市立小学校の新1年生に対して高槻産木材製将棋駒を配布した。				
3105	台風による被災森林の復旧	★ 植林面積（ha）	目標値		43	20
			実績値		15	4
	農林緑政課	達成状況		×	×	
	大阪府森林組合が実施する平成30年台風第21号による倒木被害からの森林災害復旧事業を支援する。	大阪府森林組合が実施する平成30年台風第21号による倒木被害地での植林事業に対し、4haの植林を支援した。大阪府や大阪府森林組合とともに事業候補地を選定し、計画的に事業を実施し目標を達成できるように努める。				
3106	農地の流動化推進	★ 利用権設定面積（ha）	目標値		0.2	0.2
			実績値		0.0	3.2
	農林緑政課	達成状況		×	○	
	地域の中核となる担い手や新たな担い手に、農地を集積・集約する取組を支援する。	農業委員会と協力しながら借受希望者へ農地紹介等を行い農地の集積・集約に努め、3.2haの利用権設定を支援した。				
3107	朝市・直売活動の支援	★ 延べ直売来場者数（人）	目標値	1,300	3,000	3,000
			実績値	1,169	2,366	2,565
		■ 直売活動回数（回）	目標値	13	18	18
			実績値	8	17	18
	農林緑政課	達成状況	—	×	△	
	高槻市農業振興団体協議会等による高槻産農産物の朝市・直売活動を支援する。	今城塚古代歴史館前及び安満遺跡公園で朝市イベントを開催し、延べ2,565人の来場があり、市民へ地元産農産物をPRすることで、地産地消を推進した。目標達成のための課題として、新規顧客の開拓及びリピーターを増加させることが挙げられるため、市SNSを活用した広報活動を検討する。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3108	学校給食への高槻産農産物 （米・野菜）の導入	★ 高槻産農産物 （米・野菜） の使用量（ト ン）	目標値	206	207	239
			実績値	259.6	261.2	251.0
		■ 年間の出荷回 数（回）	目標値		300	
			実績値		395	
	農林緑政課/ 保健給食課	達成状況	○	○	○	
学校給食に高槻産農産物 （米・野菜）や米粉パンを使用する。	学校給食へ高槻産農産物（米・野菜）を251トン供給し、米については週3回の割合で、野菜については地元農家と調整し不定期で供給した。					
3109	鳥獣被害対策の推進	★ イノシシ・シ カ等による被 害額（千円以 下）	目標値	1,467	352	352
			実績値	122	352	332
		■ 有害鳥獣被害 防止施設設置 事業補助金執 行率（%）	目標値		90	90
			実績値		68	55
	農林緑政課	達成状況	○	○	○	
農作物に対するイノシシ、 シカ等有害鳥獣の防除事業 に取り組む地域の農業団体 等を支援する。	実行組合を対象とした有害鳥獣被害防止施設の設置補助による防止柵等の拡充に加え、被害報告の多かったアライグマへの対策を強化することで鳥獣被害は減少している。					

3-2) 市民生活を豊かにする水辺環境の充実

芥川や淀川を中心に、豊かな生態系の確立、水辺や生き物との触れ合いの場や憩いと潤いの空間の形成、各種関係団体の活動と連携により、日常生活や様々なイベントで市民が水辺に親しんでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3201	ひとと魚にやさしい川づくりの推進	★ 延べ参加者数 (人)	目標値		300	300
			実績値		771	562
		■ イベント・講座開催回数 (回)	目標値	6	6	5
			実績値	2	6	4
	下水河川企画課	達成状況	—	○	○	
	「芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク～愛称：芥川倶楽部」の活動として、芥川の自然とアユを守り育てる活動、芥川の魅力を発信する取組を行う。	淀川・芥川クリーンアップ大作戦において、複数の企業に直接働きかけ参加を促し、延べ562人の参加があった。				

3-3) 生物多様性の保全

貴重な野生動植物の保護や特定外来生物の防除をはじめ、緑と水のネットワークづくりや様々な生物が生息できる空間・拠点の保全と創出などを通じて、生態系から得られる様々な恵みを支える多様な生物が地域に生息している状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3301	特定外来生物の防除	★ アライグマ捕獲頭数 (頭)	目標値	30	40	50
			実績値	76	76	111
		■ アライグマの貸出用捕獲器数 (器)	目標値	120	60	80
			実績値	184	83	83
	農林緑政課	達成状況	○	○	○	
	在来種の生息に悪影響を与える特定外来生物の防除に取り組む。	アライグマの捕獲を希望する市民に対して、捕獲器の貸出を積極的に行った。捕獲器数に変化はないが、捕獲頭数は目標値を大幅に上回る111頭を捕獲した。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3302	津之江公園の自然再生と活用	★ 市民参加型イベント参加者数（人）	目標値	30	100	120
			実績値	112	218	175
		■ 市民参加型イベント実施回数（回）	目標値	2	4	4
			実績値	2	4	6
	農林緑政課	達成状況	○	○	○	
市民協働により津之江公園自然再生エリアの保全活動に取り組むとともに、多様な生物が生息していることを市民に周知する。	<p>「津之江公園を活かす会」の協力を受け、近隣小学校を対象に環境学習を実施した。若松小学校の3年生の児童を対象とした「昆虫の観察」、如是小学校の3年生を対象とした「バッタオリンピック」、川西小学校の4年生の児童を対象とした「ヨシズづくり」を開催し、それぞれ28人、55人、40人の参加があった。</p> <p>なお、同会との共催により開催した植物観察会、昆虫観察会、野鳥観察会については、それぞれ15人、18人、19人の参加があった。</p> <p>今後も教育機関や市民団体と連携を図りながら、津之江公園の自然再生について、一層の広報・啓発に取り組む。</p>					
3303	ホタル保護パトロール	★ ホタルを目視できた観測地点数（地点）	目標値		10	10
			実績値		10	10
		■ ホタル保護パトロール実施回数（回）	目標値	8	8	8
			実績値	10	10	10
	農林緑政課	達成状況	○	○	○	
高槻市の保護動物であるホタルの保護を啓発するパトロールを実施する。	実施予定日の天候不良日は別日に移すなどし、目標回数を達成した。					

3-4) 自然とふれあう機会の充実

市民が森林・農地や水辺空間・多様な生態系の重要性を理解し、各種の機会に体感するとともに日常的には保全に向けた取組や配慮に努めている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3401	キャンプ場を活用したイベントの開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値	250	250	250
			実績値	178	286	263
		■ 実施回数 (回)	目標値	9	9	9
			実績値	12	15	13
青少年課	達成状況	—	○	○		
	摂津峡青少年キャンプ場においてキャンプ体験イベント等を開催する。	摂津峡青少年キャンプ場において、以下のとおり、キャンプ体験事業等を実施し、野外体験活動を通じた環境学習の機会を提供した。 ・キャンプ体験事業：96人参加(5回実施) ・ホップステップキャンプ：39人参加(2回実施) ・夏季・冬季キャンプ事業：128人参加(6回実施)				
3402	みどりを支える人材の育成	★ 園芸講座受講者数 (人)	目標値	15	120	120
			実績値	19	117	131
		■ 園芸講座開催回数 (回)	目標値	6	7	7
			実績値	6	7	7
農林緑政課	達成状況	○	△	○		
	園芸教室等を通じて日常的に緑化・園芸活動を行う市民や地域の緑化リーダーとなる人材を養成する。	座学だけでなく、実習の時間も多く取り入れ、講座外でのボランティアを兼ねた実践の場を提供するなど、実践的な内容を展開することで、受講生の満足度の向上を図り、継続的な参加を促すことで、延べ131人の受講があった。				
3403	けやきの森市民大学における環境講座等の開催	★ 延べ参加者数 (人)	目標値	240	120	120
			実績値	179	175	150
		■ 事業開催数 (回)	目標値	6	4	8
			実績値	8	8	8
生涯学習センター	達成状況	△	○	○		
	けやきの森市民大学で自然環境ふれあい講座を開催する。	市内の自然環境の調査、保護・保全活動に尽力している団体である「ネイチャーたかつき」の方々を講師として、市民が森林・農地や水辺空間・多様な生態系の重要性を理解し、体感するとともに日常的な保全に向けた取組や配慮への理解を深めるための講座を開催し、延べ150人の参加があった。				

4) 都市環境

望ましい環境像	ゆったりとした時間が流れるおだやかで風格のあるまち
環境目標	ゆとりある都市環境の創造
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史的・文化的環境の保全 ● 地域特性を活かした景観まちづくりの推進 ● 人と環境にやさしい交通ネットワークの構築 ● 公園などみどりと憩いの空間の整備と保全の推進

表 1-5 目標達成状況（都市環境）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	13 プログラム	6 プログラム	5 プログラム
△	0 プログラム	1 プログラム	0 プログラム
×	1 プログラム	3 プログラム	5 プログラム
—	7 プログラム		
合計	21 プログラム	10 プログラム	10 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

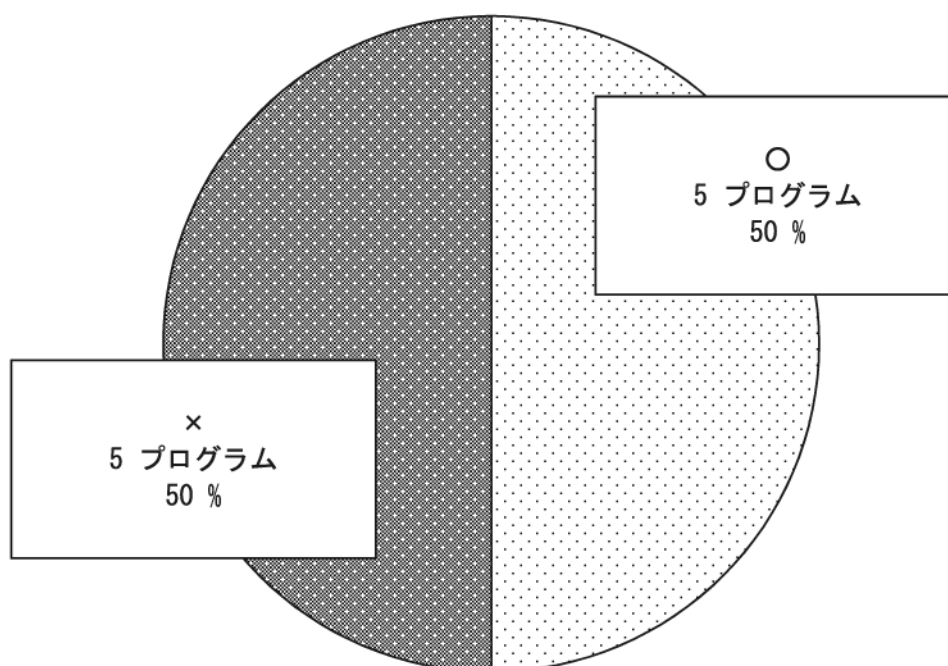


図 1-6 都市環境（10プログラム）

4-1) 持続可能な都市構造に向けたまちづくり

都市の拠点とその周辺においては、地域特性に応じた都市機能の集積・高度化、一定の密度を維持した居住空間、高質な徒歩・自転車空間を志向するとともに、これらの相互連携のため市営バスを中心とした円滑・快適に利用できる交通ネットワークを活用した、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを念頭に、長期的な人口減少社会においても環境負荷の少ない都市構造が形成された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4101	バリアフリー関連事業の推進	推進協議会の開催回数(回)	目標値 3	1	1	
			実績値 3	2	0	
	都市づくり推進課	達成状況	○	○	×	
	高槻市バリアフリー推進協議会における各事業者の事業の進捗管理と意見交換を実施する。	毎年年度末に実績及び次年度予定等を報告するため、協議会を開催しているが、今年度より実施時期を見直し、年度当初としたため、開催実績なしとなった。次年度についても引き続き、適時適切に協議会を開催し、着実なバリアフリー化の推進を図る。				
4102	交通安全教室の開催	★ 延べ参加者数(人)	目標値 6,000	10,000	16,000	
			実績値 6,722	22,532	17,675	
		■ 交通安全教室開催回数(回)	目標値 100	100	130	
			実績値 80	132	143	
	管理課	達成状況	—	○	○	
	認定こども園や小学校の園児や児童をはじめ、中学生・高校生・高齢者を対象とした幅広い交通安全教室を開催する。	幼児・児童や中高生、高齢者等の幅広い年齢層を対象とした交通安全教室を開催した。特に令和5年度は高齢者を対象に交通安全教室の開催を呼びかけたため、昨年度に比べ、高齢者交通安全教室の開催数が8回増加し、延べ17,675人の参加があった。				
4103	駅前放置自転車等の撤去の推進	★ 瞬間の放置自転車台数(台以下)	目標値		150	100
			実績値		55	80
		■ 撤去業務の実施日数(日)	目標値		189	160
			実績値		182	155
	管理課	達成状況		○	○	
	放置自転車や原動機付自転車の撤去を行う。	放置自転車等の特に多い箇所に自転車放置者等街頭指導員を配備し、自転車を放置しようとする者に、自転車駐車場への誘導等の啓発を行ったため、放置台数の減少につながった。				

4-2) みどりと憩いの空間の充実

市街地における貴重なオープンスペースとなる公園や、様々な主体による街なかの緑の保全と創出を通じて、みどりが有する多様な機能を活かした暮らしに憩いと潤いを与える空間が形成されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4201	みどりと憩いの空間を創出する公園の整備	■ 公園改良工事数（公園）	目標値	9	9	9
	実績値		9	8	6	
	公園課	達成状況	○	×	×	
	市内の老朽化した公園を今日的なニーズを踏まえてリフレッシュする。	市内の老朽化した公園を今日的なニーズを踏まえてリフレッシュした。引き続き、労務単価・資材価格が高騰する中で、コストの縮減を図りながら時代や利用者のニーズに応じた整備を行う。				
4202	民間施設緑化指針に基づく緑化の推進	★ 協定締結により整備される基本緑化面積（㎡）	目標値	12,000	10,000	10,000
			実績値	18,031	13,084	14,376
		■ 緑化協議協定の締結件数（件）	目標値	45	45	40
			実績値	30	38	54
	農林緑政課	達成状況	×	○	○	
	開発行為の事業主に対して、民間施設緑化指針に基づく緑化が図られるよう協議を行う。	一定以上の規模の開発を行う事業者と開発行為緑化協議を行い、54件（基本緑化面積：14,376㎡）の緑化協議協定を締結した。緑化協議協定締結件数および基本緑化面積の両方について目標達成した。				
4203	市民協働による地域緑化の推進	■ 緑化樹配布本数（本）	目標値	200	400	400
	実績値		420	481	515	
	農林緑政課	達成状況	○	○	○	
	公園や公共の場、コミュニティスペース等に植える緑化樹を配布する。	市民協働による地域緑化を推進するため、緑化樹の配布を希望する市民団体及び公共施設等に高木及び低木、つる植物を515本配布した。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4204	樹林保護地区・保護樹木の 保全	★ 保護樹木の指 定数（本）	目標値	29	29	29
			実績値	29	28	28
		■ 樹木医の派遣 回数（回）	目標値	4	4	5
			実績値	3	5	1
	農林緑政課	達成状況	△	△	×	
	樹林保護地区や保護樹木の 所有者等に対する樹木医の 派遣や助成金の交付を通じ た支援を行う。	<p>樹木医の派遣回数については、管理者との調整が上手くいかず、1回となった。</p> <p>保護樹木の指定本数については、新規の対象木の該当がなかったことから、指定数は28本となった。</p> <p>樹木医の派遣については、年間の計画を見直し、指標の達成を目指す。</p> <p>保護樹木の指定本数については、要件を満たす樹木を選出し、管理者の同意のもと年度内の指定を目指す。</p>				

4-3) 地域特性を活かしたまちなみの保全と創出

長い歴史と風土の中で育まれてきた歴史資産や伝統的なまちなみ、自然と調和した風景、地域特性を活かした新たなまちなみにより、多様な魅力が形成された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4301	街路緑化の推進	■ 補植本数 (本)	目標値	175	175	150
	実績値		350	478	46	
	道路課	達成状況	○	○	×	
	枯損木や倒木による空き樹 に対して、街路樹の補植を 行う。	花林苑ほかにおいて、46本の補植を実施した。 気候変動による樹木への影響や特定外来生物による枯害へ の影響を鑑み、実施内容の見直しが必要である。				
4302	良好な景観形成の推進	■ 景観イベント の開催回数 (回)	目標値	3	3	3
	実績値		2	2	1	
	都市づくり推進課	達成状況	—	×	×	
	景観法及び景観条例に基づ く届出に際して指導・助言 を行うとともに、景観に関 する市民意識を醸成するイ ベント等を開催する。	景観に関する市民意識の醸成を図るため、出前講座を1回 開催したほか、城下町エリアを対象としたイベントの検 討・調整に取り組んだ。 当初、出前講座を年3回行う予定であったが、講師の体調 不良などにより予定通りの実施ができず、目標回数の達成 が出来なかった。次年度についても引き続き、景観に関す る市民意識の醸成を図るため出前講座等を開催していく予 定である。				
No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
4303	違法屋外広告物の簡易除却	■ 簡易除却の実 施回数 (回)	目標値	90	90	1
	実績値		52	4	1	
	都市づくり推進課/ 清掃業務課	達成状況	—	×	○	
	茨木土木事務所などの関係 機関と連携し、違法な屋外 広告物の簡易除却を実施す る。	9月9日に茨木土木事務所等の関係機関と合同でパトロール を実施し、違法屋外広告物の簡易除却を行った。 なお、簡易除却の実施回数については、今までの 簡易除却の取組や、SNSを用いた広告媒体の変更などによ り違法な屋外広告物が激減したことから、令和5年度からは 年1回の合同パトロールに変更した。				

5) 循環型社会

望ましい環境像	限りある資源を活かして、ごみゼロをめざすまち
環境目標	持続可能な循環型社会の形成
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ発生の少ない生活スタイル・事業活動の浸透 ● 再利用・リサイクルによる資源消費・廃棄物排出の抑制 ● リサイクルシステムの安定化

表 1-6 目標達成状況（循環型社会）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	5 プログラム	5 プログラム	5 プログラム
△	0 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	2 プログラム	4 プログラム	4 プログラム
—	2 プログラム		
合計	9 プログラム	9 プログラム	9 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

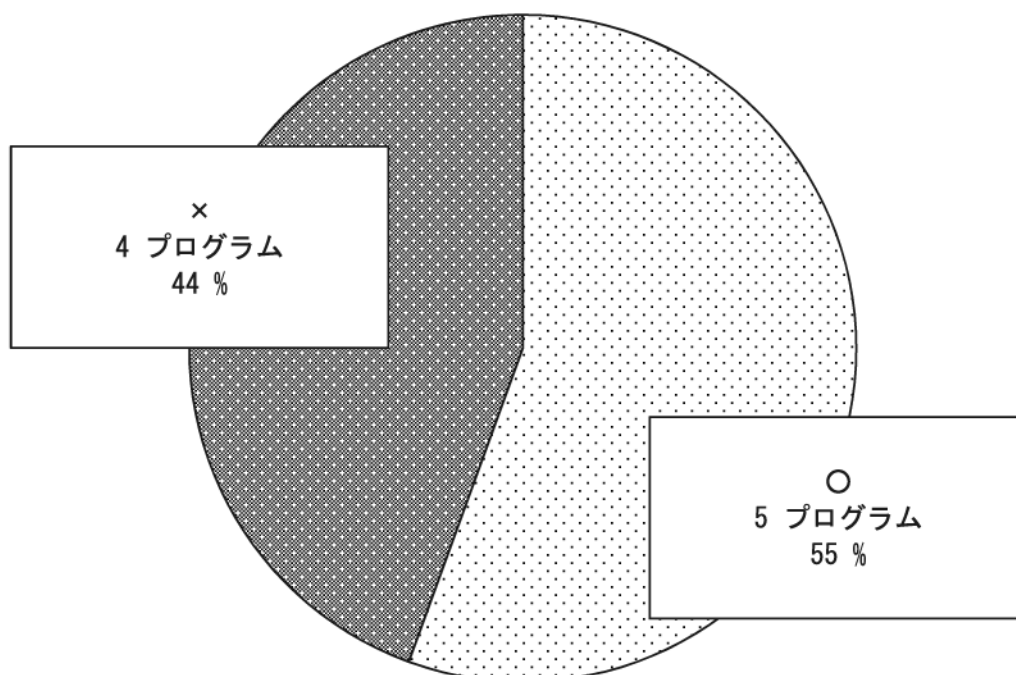


図 1-7 循環型社会（9プログラム）

5-1) 3Rを実践する生活スタイル・事業活動

ごみの減量（リデュース）、再利用（リユース）を中心とし、これにリサイクルを加えた3Rに、市民・事業者が日々の生活や事業活動の中で様々な内容・方法で取り組むことで、廃棄物による環境負荷の軽減が図られている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5101	地域リサイクル活動の促進	集団回収奨励 ■ 金交付件数 （件）	目標値 500 実績値 584	500	500	500
	資源循環推進課	達成状況		—	○	○
	集団回収を啓発するとともに、実施団体に回収量に応じた奨励金を交付する。	広報誌・ホームページにより市民に対して集団回収に関する周知を実施し、奨励金を573件交付した。				
5102	図書館蔵書等の有効活用	★ 配布冊数 （冊）	目標値 実績値		10,000	10,000
	中央図書館	達成状況			○	○
	図書館内にリユースブックコーナーを設置し、不要となった図書等の再利用を図る。	図書等の整理を重点的に行ったことにより不要資料が多く出たことや、市政施行80周年記念フェスタで青空図書館を実施したことにより、82,024冊を配布した。				

5-2) 資源循環と廃棄物の適正処理

限りある資源に係る循環の輪を形成していくため、市民・事業者と回収・再生事業者との相互理解や連携強化、再利用品・リサイクル品の積極的利用が図られている状況を目指します。また、民間の廃棄物処理施設や市の一般廃棄物処理施設においては、法令を遵守したうえで安定的でより環境負荷の低い廃棄物処理と資源の循環に取り組んでいる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5201	有機質廃棄物の堆肥化促進	生ごみ堆肥化 ■ 容器助成台数 (台)	目標値	100	160	160
			実績値	97	38	60
	資源循環推進課	達成状況		×	×	×
	生ごみ堆肥化容器に対して助成する。	<p>広報誌・ホームページにより市民に対して生ごみ堆肥化容器の助成について周知を実施した。また、募集期間を延長するとともに、講演会等でさらなる周知を実施したが、助成台数は60台となった。</p> <p>引き続き市民に対して生ごみ堆肥化容器の助成についての周知を広報誌・ホームページにより実施するとともに、講演会等市民と接する様々な機会を捉えて周知に努める。</p>				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5202	給食残渣の堆肥化	■ 堆肥量（トン）	目標値	1.1	1.1	0.9
	実績値		1.2	1.1	0.9	
	保健給食課	達成状況	○	○	○	
	学校給食残渣等を堆肥化するとともに、環境教育の教材として有効活用を行う。	学校給食残渣等を堆肥化するとともに、環境教育の教材として活用した。				
5203	撤去自転車の再生利用	■ 再生利用率（オークション台数と市民販売台数の合計／年間処分台数）（%）	目標値		10	10
	実績値			5.9	1.46	
	管理課	達成状況		×	×	
	インターネットオークション等を活用し、撤去自転車の再生利用を図る。	撤去自転車のうち、引き取りが無く一定期間保管して所有権が市に移転した自転車について、販売が可能な自転車を選別した上で、市民向けのリサイクル販売やインターネットオークションを用いた販売を実施したが、再生利用率は1.46%となった。 撤去自転車のうち、リサイクル基準を満たす自転車が減少したことで活動指標が達成できなかった。なお、今後についても、継続して取組を進めていくことで、市民のリサイクルへの意識の向上を図っていく。				

5-3) まちの美化に向けた協働

市民・事業者の高いまちの美化意識により、不法投棄や吸い殻等のポイ捨て等が未然防止されているとともに、日常的な公共空間・公益的空間における美化活動が行われることで、清潔で快適に過ごすことのできる状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5301	環境美化推進デーの開催	■ 実施回数（回）	目標値	1	2	2
	実績値		1	1	2	
	清掃業務課	達成状況	○	×	○	
	環境美化推進デーを設定し、市内一斉清掃を実施する。	5月21日（春季）に合計401団体/26,834人、11月19日（秋季）に327団体/23,877人を参加人数とする市内一斉清掃を実施した。				

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★（成果指標） ■（活動指標）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
5302	小中学校周辺のクリーン キャンペーン	★ 延べ参加者数 （人）	目標値		1,800	1,800
			実績値		1,100	1,300
		■ 実施中学校区 数（校区）	目標値	18	18	18
			実績値	7	11	13
	教育指導課	達成状況	△	×	×	
	地域、保護者、児童生徒が 協力し、学校周辺等の清掃 活動を行う。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、多くの学校 で、コロナ禍前のように地域と連携し、クリーンキャン ペーンを実施することができたが、雨やインフルエンザの 流行により、中止になった中学校区もあった。 土日に実施する学校が多く、教員の働き方改革・部活動ガ イドライン等も鑑みながら、実施に努める。				
5303	不法投棄パトロール	■ 実施回数 （回）	目標値		50	100
			実績値		172	86
	清掃業務課	達成状況		○	×	
	不法投棄等の多発地点を中 心に定期的なパトロールを 実施し、不法投棄の発見と ごみの回収を行う。	前年度までの取組により一定の効果が得られたことから、 体制の見直しを行ったほか、通報等によるパトロールが減 少したため、実施回数が86回となった。 不法投棄物の減少に伴い、良好な景観が形成されているこ とから、パトロール実施回数を見直す。				
5304	犬のふん放置禁止の啓発	■ 周知回数 （回）	目標値		1	1
			実績値		1	1
	清掃業務課	達成状況		○	○	
	放置された犬のふん近くに 警告カード等を貼り付ける ことにより、飼養者に対し てマナー向上を呼びかける 「イエローカード作戦」を 市民協働で実施する。	ごみのポイ捨て及び犬のふんの放置禁止看板を一新し、 ホームページにて周知を行った。				

6) 地球環境

望ましい環境像	地球規模で考え、身近なことから行動するまち
環境目標	地域からの環境負荷低減の取組
目標達成のための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策などの推進 ● 省資源・省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用 ● 広域的な環境問題に対する連携の推進

表 1-7 目標達成状況（地球環境）

評価内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○	10 プログラム	6 プログラム	5 プログラム
△	1 プログラム	0 プログラム	0 プログラム
×	0 プログラム	1 プログラム	2 プログラム
—	0 プログラム		
合計	11 プログラム	7 プログラム	7 プログラム

※評価内容「—」は、「新型コロナウイルス感染拡大防止などの理由により、事業を中止・縮小したため、評価できない」項目になります。令和4年度以降は廃止しています。

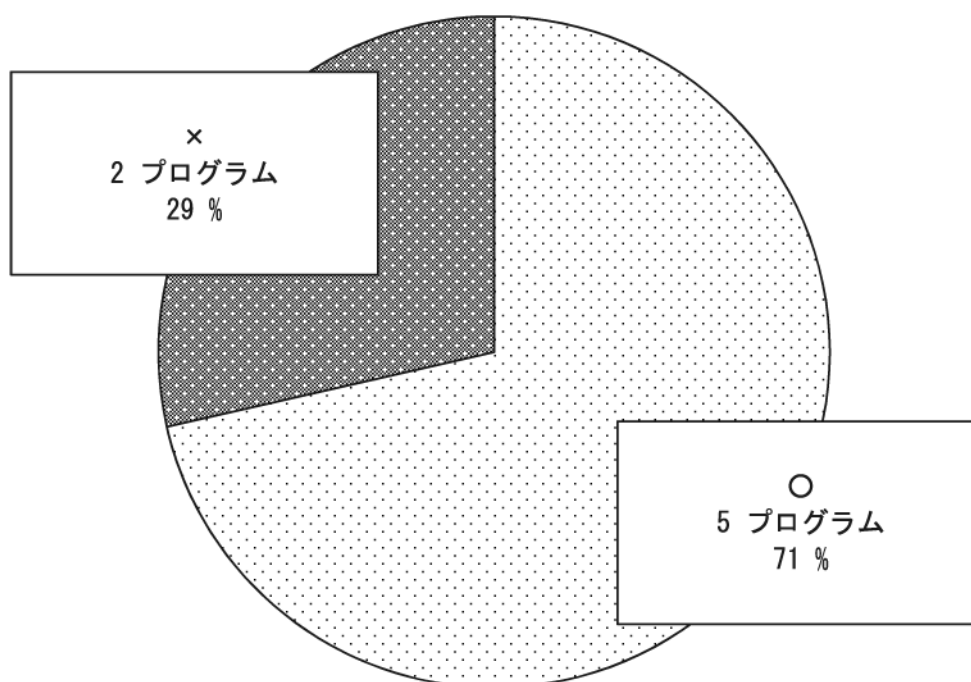


図 1-8 地球環境（7プログラム）

6-1) 温室効果ガス排出量の少ない建物・自動車等への転換

建物や設備・機器を省エネルギー性能の高いものへと転換していくことや、再生可能エネルギーの活用、次世代自動車の普及を図ることで、温室効果ガス排出量が少ない快適な生活環境及び事業環境が確立された状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
6101	再エネ・省エネ設備設置等補助	■ 補助件数 (件)	目標値	220	230	220
	実績値		215	194	172	
	環境政策課	達成状況		△	×	×
	住宅等に太陽光発電システム、太陽熱利用システム、ペレットストーブ等を設置する市民、または省エネ改修を実施する市民に補助を実施する。	住宅等への省エネ・創エネ機器の設置費用の一部を補助するエコハウス補助金を実施し、172件の補助金を交付した。 ホームページ・広報誌への掲載、支所等へパンフレットを配架することで市民へ周知し、募集件数の増加を目指す。				
6102	民間事業者省エネ設備導入支援	■ 補助件数 (件)	目標値	3	3	3
	実績値		3	5	2	
	環境政策課	達成状況		○	○	×
	市内の事業所に省エネ設備・新エネ設備を導入する民間事業者に補助を実施する。	省エネ設備・創エネ設備を導入する事業者から3件の事業計画の提出があり、全ての事業者が交付要件を満たしていたが、1件取下げの申し出があったため、2件の補助金を交付した。 ホームページ・広報誌への掲載に加え、商工会議所へ商工ニュースへの掲載を依頼し、募集件数の増加を目指す。				
6103	市管理街路灯の省エネルギー化	■ LED化率 (%)	目標値		90	97
	実績値			96	97	
	管理課	達成状況			○	○
	LED等省エネタイプの街路灯への移行を進める。	市管理街路灯をLED灯へ改修した。				

6-2) 二酸化炭素の少ない選択の習慣づけ

市民・事業者が地球温暖化に係る情報収集や学習を通して、行動に際してより省エネ・温室効果ガス排出量の少ないものを選ぶなど「賢い選択」に取り組み、このような環境に配慮した選択が社会の価値観として共有されている状況を目指します。

No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
6201	市営バスの利用促進	★ 市営バスの年間乗車人数 (万人)	目標値		1,564.5	1,675.6
			実績値		1,643	1,728
		■ 利用者促進に 寄与する事業 数(事業)	目標値		10	10
			実績値		14	15
	交通部総務企画課	達成状況		○	○	
	イベントや啓発、その他の方策を通じて市営バスの利用促進を図る。	以下の事業を実施し、市営バスの利用促進を図り、年間乗車数は約1,728万人となった。 ①おでかけパス(U-12、U-15)、②70周年記念事業(記念イベント、トミカ、切手、絵画写真募集等)、③ラッピングバス運行(高槻やよいライナー、観光大使アーティスト号、将棋ライナー、たかつきばすお号)、④動画制作(Botto市バス)、⑤ケーブルテレビによる広報、⑥イベント出展1(みどりのカーニバル)、⑦イベント出展2(スルッとKANSAIバスまつり)、⑧イベント出展3(高槻産業フェスタ2023)、⑨イベント出展4(OPENたかつき)、⑩イベント出展5(高槻やよいバースデーイベント)、⑪こうのとりのりパス(妊婦特別運賃制度)、⑫かるがもバス(乳児保護者等特別運賃制度)、⑬ベビーカー教室、⑭車庫見学(市内小学校児童等)、⑮出前講座(関西大学、市民等)				
6202	市営バス運行時の省エネルギー化	★ 燃費(km/L)	目標値		2.22	2.22
			実績値		2.30	2.33
		■ 乗務員研修実施回数(回)	目標値	3	2	2
			実績値	3	4	2
	交通部運輸課	達成状況		○	○	○
	乗務員にアイドリングストップを励行させると共に部内研修の実施、また運行記録を活用しエコドライブを推進する。 あわせて更新時に環境に配慮した車両を購入する。	エコドライブ運転の励行について、乗務員研修の内容として実施し、環境に配慮した車両の導入も行い、燃費が2.33km/Lに向上した。				

6-3) 気候変動への備えの充実

気象災害や健康影響など温暖化に伴うリスクについて正確な情報や危機感を共有し、甚大な自然災害の経験を教訓に、一人ひとりが地球温暖化の影響から暮らしや事業活動を守るための取組を行っている状況を目指します。




No.	プログラム名等	年度目標／実績及び目標達成に向けて 令和5年度に実施した内容・結果				
		★ (成果指標) ■ (活動指標)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
6301	熱中症の予防	熱中症予防に ■ 関する啓発回数 (回)	目標値	1	1	
			実績値	1	1	
	保健予防課	達成状況		○	○	
	熱中症予防に資する啓発活動を実施する。	総合センター及び保健所前に「のぼり」を設置した他、保健所及び市役所本館にポスターを掲示。また、広報誌・ホームページ・ケーブルテレビといった広報媒体を活用した啓発を行った。				
6302	風水害への備え	ハザードマップ活用出前講座開催回数 (回)	目標値	6	12	12
			実績値	20	14	13
	下水河川企画課	達成状況		○	○	○
	高槻市水害・土砂災害ハザードマップを全戸配布し、その活用方法を出前講座等を通じて周知する。	出前講座の中で、高槻市水害・土砂災害ハザードマップの活用方法以外に、日頃からできる風水害への対策について理解を深めてもらった。				

(3) 定量的な現状把握に用いる指標の実績

「第2次高槻市環境基本計画〔令和4年3月改訂版〕」に定める定量的な現状把握に用いる指標の令和5年度実績は、以下のとおりです。

引き続き、各指標について実績値が望ましい方向性に推移するよう取り組んでいきます

表1-8 定量的な現状把握に用いる指標

	指標	計画当初値	望ましい 方向性	実績値		
		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境行動	良好な環境を目指した活動が豊富と感じる市民の割合	57.4%		47.6%	43.0%	45.7%
	環境に関する情報が十分にあると感じる市民の割合	43.8%		29.2%	27.4%	29.5%
生活環境	河川水質（BOD）の環境基準達成状況〔3/3地点〕	100%〔3/3地点〕		100%〔3/3地点〕	100%〔3/3地点〕	100%〔3/3地点〕
自然環境	身近な自然環境とのふれあいを実感している市民の割合	87.3%		74.9%	77.1%	80.6%
都市環境	景観重点地区の面積	9.3 ha		9.3 ha	9.3 ha	9.3 ha
	市民1人当たりの都市公園面積	5.91 m ²		5.94 m ²	5.95 m ²	5.98 m ²
循環型社会	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	624 g		614 g	595 g	572 g
	市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量	256 g		258 g	261 g	256 g
	リサイクル率	19% (令和元年)		19% (令和2年)	20% (令和3年)	20% (令和4年)
	不法投棄やポイ捨ての少ない美しいまちと感じる市民の割合	59.6%		57.3%	49.3%	59.6%
地球環境	市域の温室効果ガス排出量削減率（2013年度比）	21.7% (平成30年)		24.6% (令和元年)	24.7% (令和2年)	31.0% (令和3年) (暫定値)

2 たかつき地球温暖化対策アクションプラン

(1) 第2期たかつき地球温暖化対策アクションプランの概要

「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」(以下、「アクションプラン」といいます。)は、令和3年3月に、市域の現状と地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政等の各主体が、それぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことで、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的として策定しました。

ア 計画の目標

目標年度における温室効果ガス排出量の目標値は、地球温暖化に関する社会状況や本市を取り巻く環境、これまでの市民・事業者・行政の取組状況等を踏まえ、前計画において温室効果ガス削減が一定進展したことや市民・事業者の意識醸成の状況を考慮して、2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で温室効果ガスを30%削減するとしています。

**2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で
温室効果ガスを30%削減する。**

イ 各主体の役割

地球温暖化対策として実効性のある取組を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むとともに協働しながら、温室効果ガスの削減を着実に積み上げることが求められます。そのための各主体の役割は以下のとおりです。

市民

市民は、日常生活において、温室効果ガスの排出を抑制するための取組を積極的に行うよう努め、市等が実施する地球温暖化防止に向けた取組に参加・協力します。

事業者

事業者は、自らの事業活動や関連事業者において排出される温室効果ガスの抑制に積極的に努め、市等が実施する地球温暖化防止に向けた取組に参加・協力します。

市

市は、魅力あるまちづくりを進めて行く中で、地域特性を活かしながら、地球温暖化対策を率先して実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら市民・事業者の意識向上を促します。

国・府

国及び大阪府は、技術革新の促進や規制・誘導などを通じて、市民や事業者が温室効果ガス削減に取り組む仕組づくりや支援を行います。

(2) 2021（令和3）年度温室効果ガス排出量（暫定値¹）

排出量の算定²にあたっては、「アクションプラン」策定時同様、平成29年3月に国が策定した「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を参考に行っています。

ア 高槻市の温室効果ガス排出量

高槻市の2021（令和3）年度の排出量（暫定値）は、111.6万t-CO₂で、基準年度（2013（平成25）年度）比で約31.0%減、前年度比で約8.4%減となっています。

なお、前年度と比較して減少した主な要因としては、電気の排出係数³の低下が挙げられます。

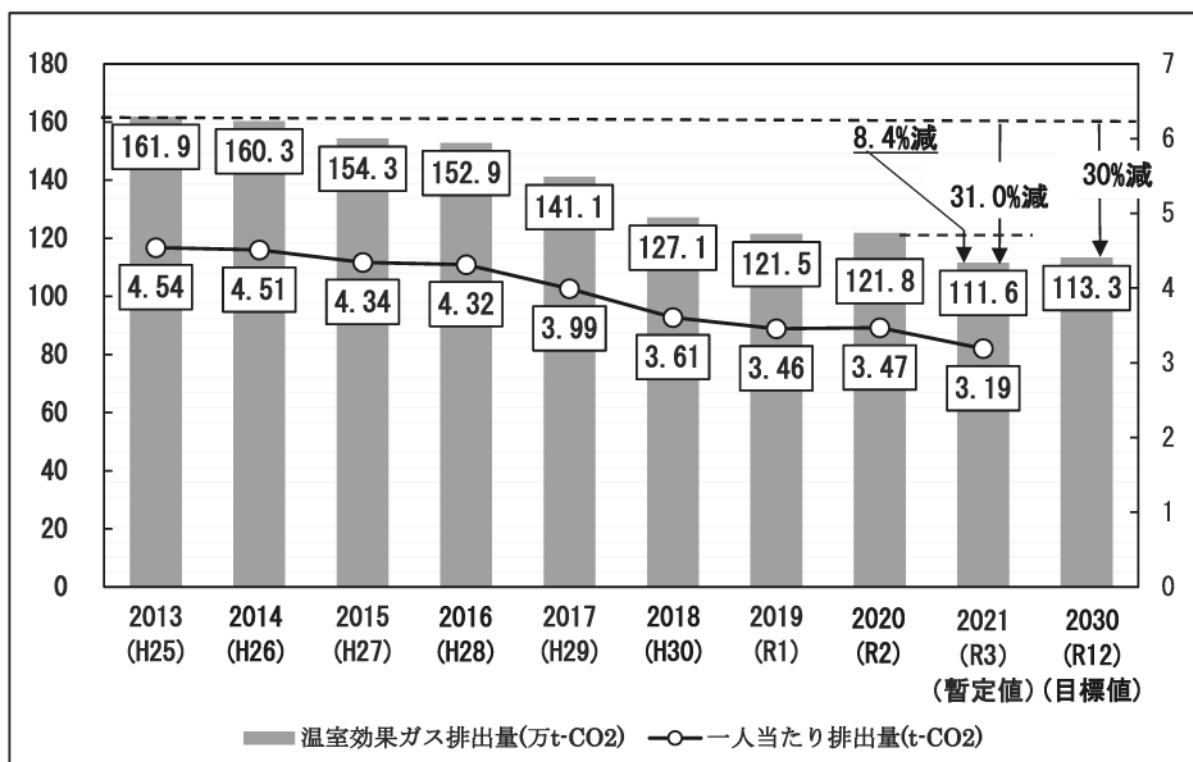


図2-1 高槻市の温室効果ガス総排出量および一人当たりの排出量

¹ 資源エネルギー庁は、2023（令和5）年12月に「都道府県別エネルギー消費統計調査」データの暫定値を公表。なお、確定値については、次年度の実績報告にて公表予定。

² 排出量を算定するにあたり、2021（令和3）年度までのデータしか公表されていない統計データもあるため、2022（令和4）年度以降は未算定。

³ 使用電力量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成（火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス）により変動し、火力発電の割合が増加すると係数は大きくなる。

ちなみに、我が国の2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度比16.9%減、前年度比2.1%増となっています。なお、2020（令和2）年度からの増加要因としては、新型コロナウイルス感染症で落ち込んでいた経済の回復等によるエネルギー消費量の増加により、エネルギー起源のCO₂排出量が増加したこと等が挙げられています。

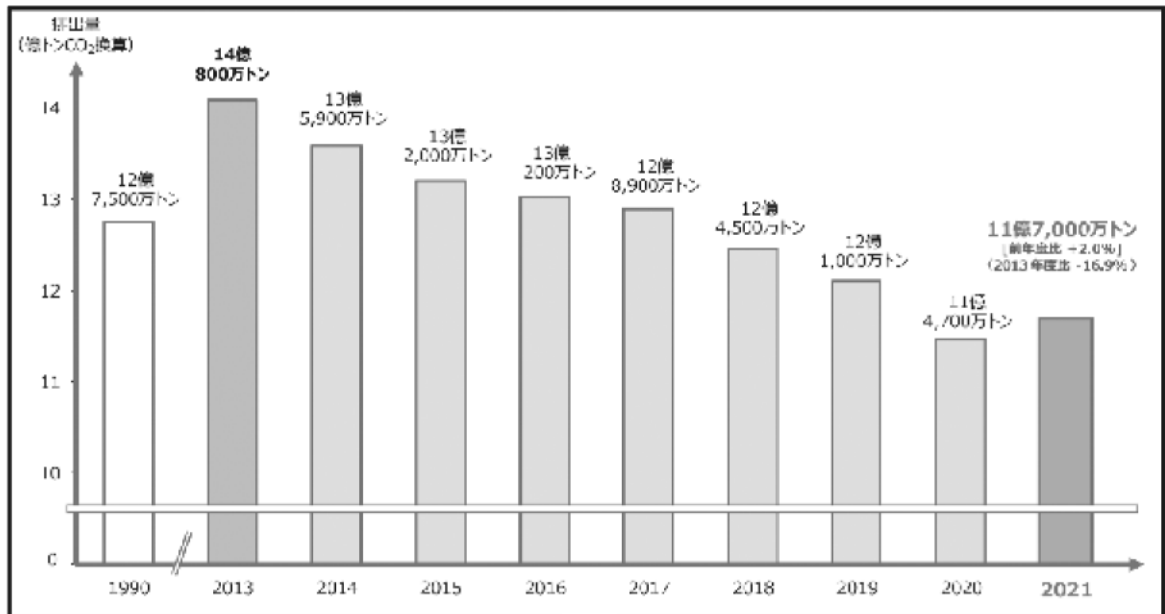


図2-2 我が国の温室効果ガス排出量（2021（令和3）年度確報値） 出典：環境省

イ 高槻市の部門別温室効果ガス排出量

本市の部門別温室効果ガス排出量については、最も多いのが家庭部門⁴で全体の28.9%を占めています。次いで業務部門⁵(23.2%)、運輸部門⁶(22.8%)、産業部門⁷(19.8%)、廃棄物部門⁸(5.2%)となっています。

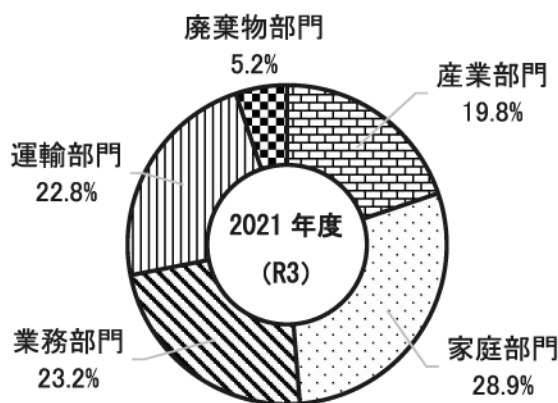
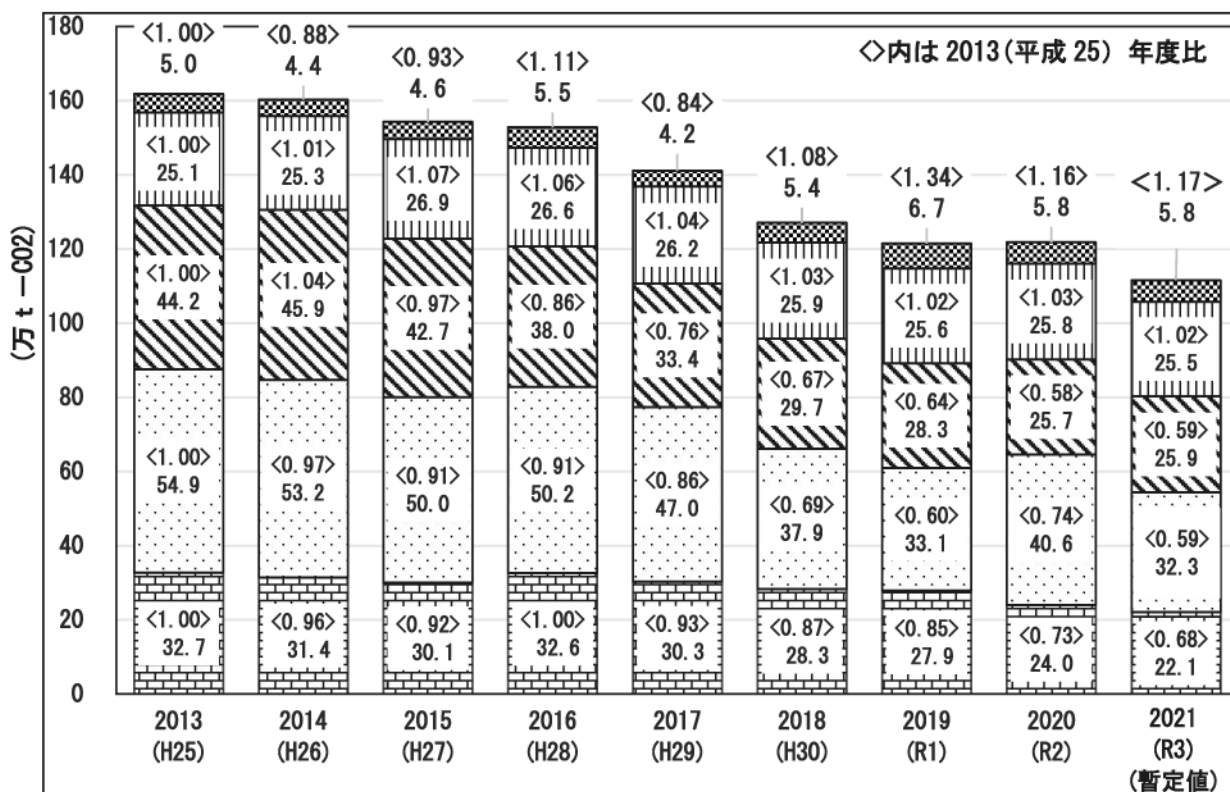


図2-3 部門別温室効果ガス排出量

また、2013(平成25年)年度比をみると、最も減少しているのが、家庭部門(-41%)と、業務部門(-41%)で次いで、産業部門(-32%)となっています。一方、運輸部門と廃棄物部門では増加となっています。



■産業部門 □家庭部門 ▨業務部門 ▧運輸部門 ▩廃棄物部門

図2-4 温室効果ガス排出量の部門別推移

- 4 家庭におけるエネルギー消費を対象とする部門。自家用車に関するものは除く。
- 5 産業部門に属さない、第三次産業(卸・小売業、飲食店、サービス業、医療、公務など)に属する企業・法人のエネルギー消費を対象とする部門。運輸部門は除く。
- 6 人の移動や物資の輸送にかかわるエネルギー消費を対象とする部門。輸送形態は自動車、鉄道に区分される。
- 7 第一次産業(農林業)および第二次産業(鉱業、建設業、製造業)の各業種でのエネルギー消費を対象とする部門。運輸部門は除く。
- 8 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および下水処理を対象とする部門。

(3) 2023（令和5）年度における施策の実施状況

「アクションプラン」の5つの基本方針に資する施策の実施状況については、「たかつき環境行動計画（行政編）（第2章1）」及び「たかつきエコオフィスプラン（第2章3）」のとおりですが、そのうち地球温暖化対策に大きく寄与する施策の実施状況の詳細については以下のとおりです。

ア エコハウス補助金

住宅用太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や、家庭用燃料電池の設置、窓の断熱改修等の省エネルギー設備等を導入する市民に、その費用の一部を助成するエコハウス補助金を実施しています。2023（令和5）年度は172件について補助金を交付しました。

表2-1 エコハウス補助金等を利用した機器別設置件数⁹

年度	太陽光発電システム		蓄電池	V2H	太陽熱利用システム	ペレットストーブ	窓の断熱改修	エネファーム	雨水貯留タンク	エコキュート	エコウィル
	(件)	(kW)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
2007（H19）～ 2012（H24）	1,320	4,792.1	-	-	12	14	80	-	-	-	-
2013（H25）	581	2,453.5	0	-	0	0	0	4	-	16	1
2014（H26）	260	1,206.3	0	-	1	1	3	17	6	10	2
2015（H27）	244	1,085.3	6	-	0	3	4	24	9	32	1
2016（H28）	229	1,037.0	21	-	0	3	2	43	11	57	2
2017（H29）	149	724.1	36	-	1	3	5	22	32	26	0
2018（H30）	187	914.7	68	-	0	1	4	29	20	43	-
2019（R1）	180	859.5	81	-	1	2	3	38	21	50	-
2020（R2）	47	241.2	47	-	1	1	10	251	7	-	-
2021（R3）	88	519.4	88	-	2	1	58	60	6	-	-
2022（R4）	88	494.1	88	-	1	3	46	50	6	-	-
2023（R5）	93	582.5	91	2	0	1	46	30	2	-	-
合計	3,466	14,909.7	526	2	19	33	261	568	120	234	6

⁹ 2020（令和2）年度から、太陽光発電システムを導入する際には、蓄電池の同時設置を補助金交付要件としたため、2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までは、これら2つの機器の設置件数が同数となっています。2023（令和5）年度からは、太陽光発電システムを導入する際に蓄電池の同時設置に加え、V2Hの同時設置を補助金交付要件に追加したため、蓄電池とV2Hの合計が太陽光発電システムと同数になります。

イ 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金

高槻市内で自ら使用する事業所又は事務所等に、省エネルギー設備等を導入する中小事業者に、その費用の一部を助成する民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金を実施しています。2023（令和5）年度は2事業者に補助金を交付しました。

表2-2 民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金年度別交付件数

年度	交付件数 (件)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	導入設備
2010 (H22) ~ 2012 (H24)	7	87.6	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率照明 ・窓用日射フィルム
2013 (H25)	2	68.6	・LED照明
2014 (H26)	2	49.2	・LED照明
2015 (H27)	3	51.1	・LED照明
2016 (H28)	3	18.7	・LED照明
2017 (H29)	2	12.9	・LED照明 ・高効率空調設備
2018 (H30)	3	18.5	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率空調設備
2019 (R 1)	3	32.7	・LED照明 ・高効率ボイラー
2020 (R 2)	3	34.8	・高効率空調設備 ・高効率オープン
2021 (R 3)	3	15.8	・太陽光発電システム ・LED照明 ・高効率空調設備
2022 (R 4)	5	24.0	・LED照明 ・高効率空調設備
2023 (R 5)	2	16.8	・高効率ボイラー ・高効率空調設備
合計	38	430.7	

ウ 集合住宅省エネルギー改修補助金について

高槻市内の集合住宅で、窓の断熱改修等の省エネルギー改修や自然エネルギー設備を導入する管理組合等に、その費用の一部を助成する集合住宅省エネルギー改修補助金を実施しています。2023（令和5）年度は1件について補助金を交付しました。

表2-3 集合住宅省エネルギー改修補助金年度別交付件数

年度	交付件数 (件)	CO ₂ 削減量 (t-CO ₂ /年)	導入設備
2020 (R 2)	1	19.5	・窓の断熱改修
2021 (R 3)	0	—	—
2022 (R 4)	1	0.2	・屋上の断熱改修
2023 (R 5)	1	2.9	・屋上の断熱改修
合計	3	22.6	

エ 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量

高槻市内で排出される一般廃棄物については、エネルギーセンターにおいて焼却処理しており、これに伴う温室効果ガス排出量は2023（令和5）年度は47,090 t-CO₂でした。また、温室効果ガス排出量の推移は次のとおりで、プラスチック組成率の増減に伴い、温室効果ガス排出量が増減している様子がうかがえます。

表2-4 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量¹⁰

年度	焼却ごみ量 (t)	廃プラスチック 組成率 (%)	プラスチック 焼却量 (t)	温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)
2013 (H25)	104,114	12.9	13,470	39,143
2014 (H26)	102,911	11.1	11,472	33,588
2015 (H27)	102,225	12.2	12,428	36,155
2016 (H28)	99,465	15.8	15,753	45,318
2017 (H29)	99,596	10.8	10,771	31,522
2018 (H30)	102,359	14.8	15,098	43,553
2019 (R1)	100,359	19.8	19,846	56,672
2020 (R2)	97,624	17.1	16,650	47,772
2021 (R3)	96,325	17.8	17,148	49,131
2022 (R4)	94,128	22.2	20,918	59,534
2023 (R5)	91,246	18.0	16,443	47,090

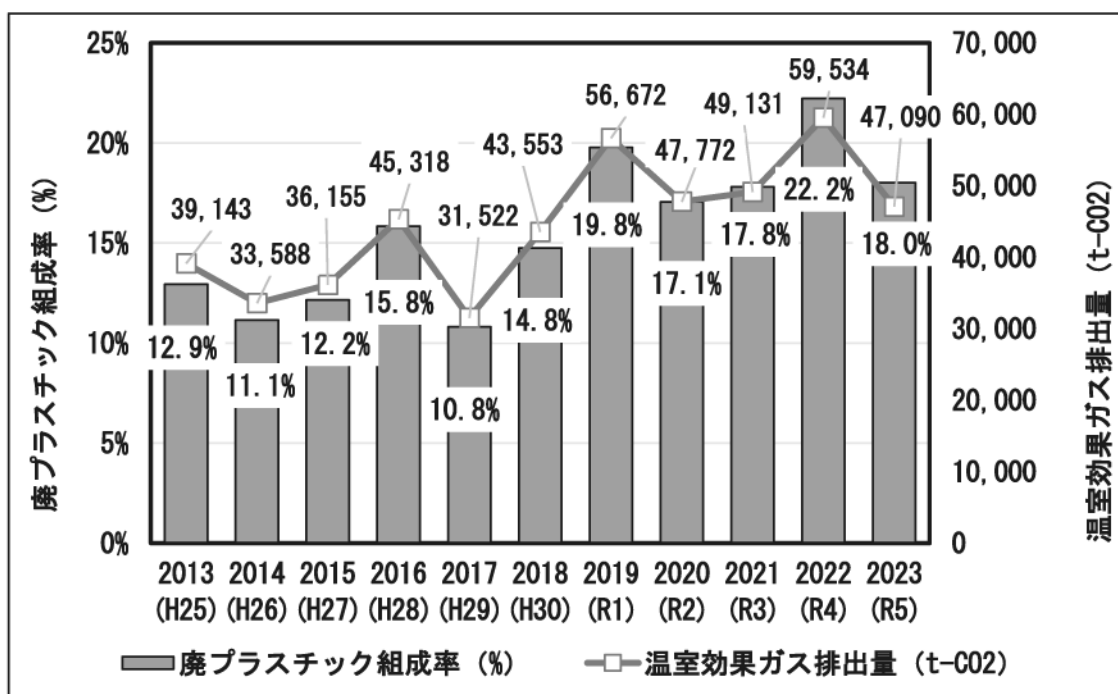


図2-5 一般廃棄物焼却に伴う温室効果ガス排出量と廃プラスチック組成率の推移

¹⁰ 廃プラスチック組成率の小数点第2位を四捨五入して表記していますが、プラスチック焼却量の算出には、小数点第2位以下まで含めた廃プラスチック組成率を使用しているため、表中の値に誤差が生じています。

なお、エネルギーセンターにおいては、一般廃棄物焼却時の燃焼熱を活用した発電を行っています。発電された電気は、エネルギーセンター内で利用されているほか、余剰電力は電力会社に送電しています。

エネルギーセンターにおける発電電力量の推移は以下のとおりです。なお、2019（令和元）年度より、発電設備のなかった第一工場（焼却能力450t/日）の運転を終了し、高効率な発電設備を備えた第三工場（焼却能力150t/日、発電能力4,300kW）を新たに運転開始しました。これにより第二工場（焼却能力180t/日×2、発電能力4,950kW）とあわせて、より一層、効率的に廃棄物発電を行うことができるようになりました。

表2-5 エネルギーセンターにおける廃棄物発電の発電電力量等の実績

年度	発電電力量	消費電力量	余剰電力量
2013 (H25)	27,301	22,378	7,663
2014 (H26)	19,071	23,869	2,847
2015 (H27)	27,177	22,035	7,401
2016 (H28)	27,551	21,971	7,980
2017 (H29)	27,392	21,680	7,740
2018 (H30)	30,129	21,943	9,867
2019 (R 1)	42,022	19,485	22,572
2020 (R 2)	42,462	18,686	23,793
2021 (R 3)	40,909	18,802	22,136
2022 (R 4)	39,525	18,805	20,756
2023 (R 5)	38,556	19,027	19,590

(単位：MWh)

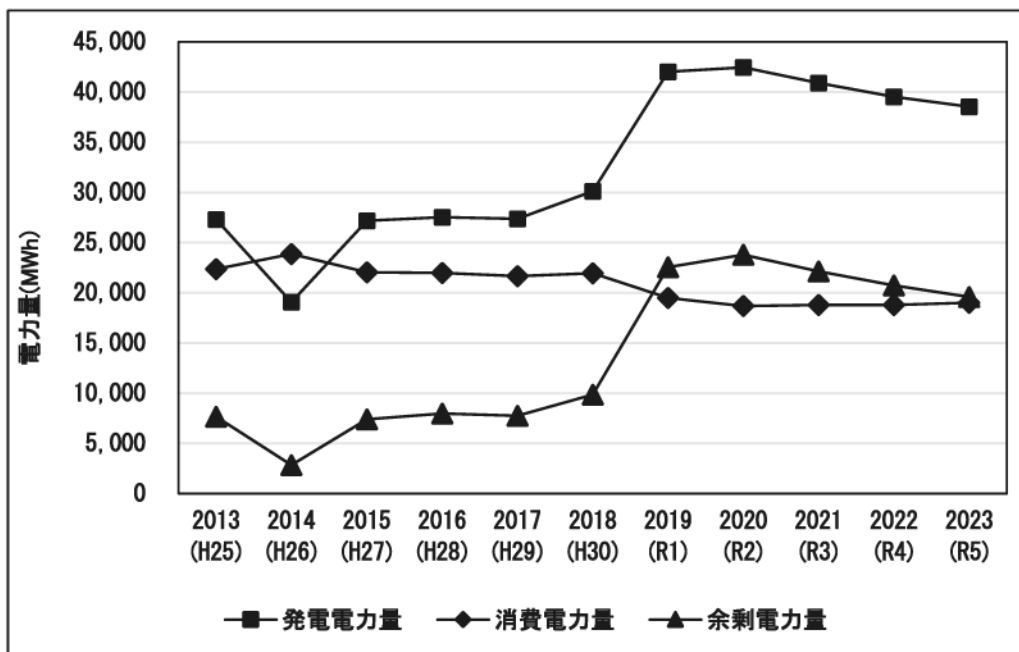
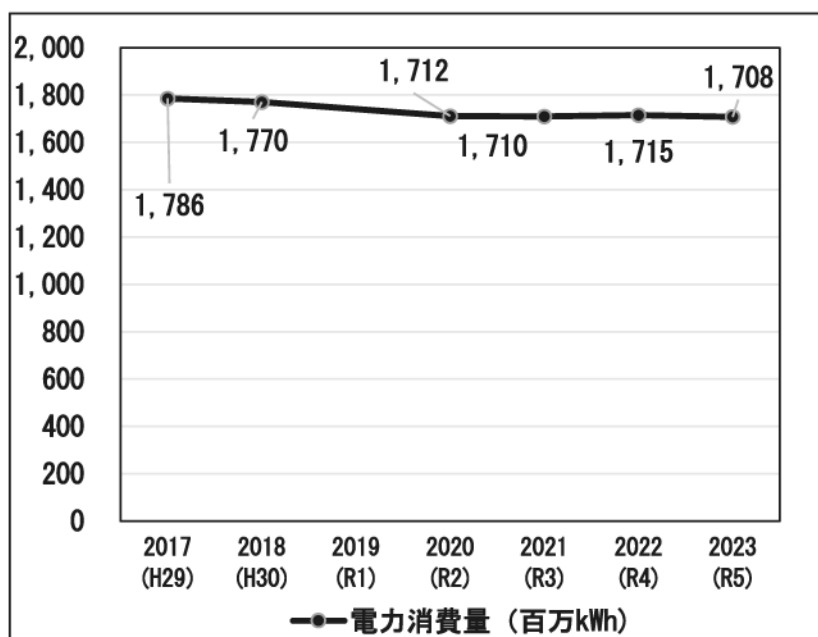


図2-6 エネルギーセンターにおける廃棄物発電の発電電力量等の推移

(4) 高槻市域における地球温暖化対策に関する状況

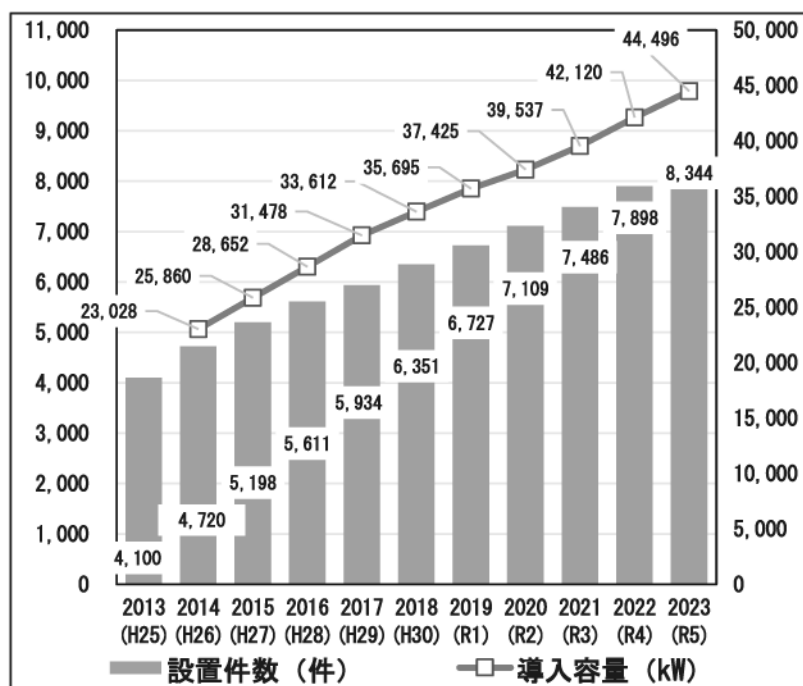
アクションプランでは施策の参考とするため、市域における以下の状況を把握することとしています。

ア 市域における電力消費量¹¹



資料：大阪府および電力会社提供データより作成

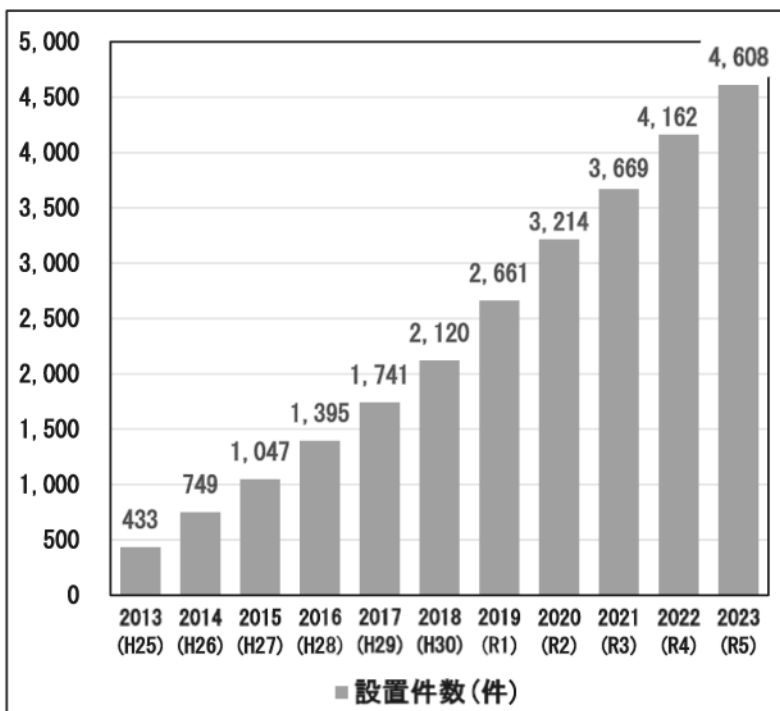
イ 市域における太陽光発電システム設置件数（累積）



資料：経済産業省資源エネルギー庁「エリア別の認定及び導入量（市町村別）」より作成

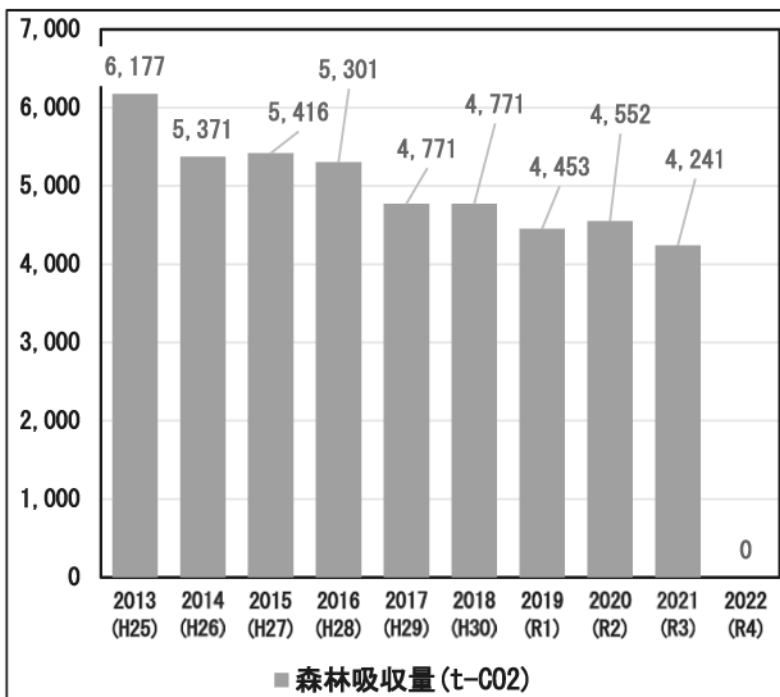
¹¹ 2017（平成29）年度、2018（平成30）年度は、大阪府提供データ、2020（令和2）年度以降については、電力会社提供データです。2016（平成28）年度以前および2019（令和元）年度については電力消費量を把握できるデータがないため記載していません。

ウ 市域における家庭用燃料電池(エネファーム)設置件数(累積)



資料：ガス会社提供データより作成

エ 市域における森林の二酸化炭素吸収量¹²



資料：「大阪府統計年鑑」および「三島地域の民林樹種別面積」より作成

¹² 森林吸収量は以下のとおり推計。なお、T年度の森林面積<T1年度の森林面積の場合は、0としています。

$$\begin{aligned} \text{年間の森林吸収量} &= (\text{T年度の森林面積} - \text{T1年度の森林面積}) \times \text{バイオマス係数} \\ &\times (1 + \text{地上部に対する地下部の比率}) \times \text{容積密度} \times \text{炭素含有率} \times \frac{44}{12} \end{aligned}$$

(参考資料) 市域における温室効果ガスの推計方法の概要

市域における温室効果ガスの排出量は以下の計算方法に基づき、推計を行いました。

● エネルギー起源CO₂

部門・対象		発生源・燃料種別	計算方法
産業	製造業	電力 都市ガス その他燃料	製造業種別CO ₂ 排出量(大阪府) × $\frac{\text{業種別製造品出荷額(高槻市)}}{\text{業種別製造品出荷額(大阪府)}}$
	建設・鉱業		建設業・鉱業別CO ₂ 排出量(大阪府) × $\frac{\text{建設業・鉱業別従業者数(高槻市)}}{\text{建設業・鉱業別従業者数(大阪府)}}$
	農林業		農林水産業CO ₂ 排出量(大阪府) × $\frac{\text{農林水産業従事者数(高槻市)}}{\text{農林水産業従事者数(大阪府)}}$
	業務		業務部門業種別CO ₂ 排出量(大阪府) × $\frac{\text{第三次産業業種別従業者数(高槻市)}}{\text{第三次産業業種別従業者数(大阪府)}}$
	家庭		家庭部門CO ₂ 排出量(大阪府) × $\frac{\text{世帯数(高槻市)}}{\text{世帯数(大阪府)}}$
運輸	自動車	自動車の燃料	自動車交通CO ₂ 排出量データ提供システム(環境省) × 車種別排出係数
	鉄道	電力	年間電力使用量 × $\frac{\text{高槻市内営業キロ数}}{\text{総営業キロ数}}$ × 排出係数

● エネルギー起源CO₂以外のガス

部門・対象		ガス種類	発生源	計算方法
燃料の燃焼	自動車走行	CH ₄ N ₂ O	自動車走行	自動車交通CO ₂ 排出量データ提供システム(環境省) × 燃料別車種別走行キロ × 燃料別排出係数
廃棄物	焼却処分	CO ₂	一般廃棄物	一般廃棄物焼却量 × 廃プラスチック組成率 × 排出係数
			一般廃棄物	一般廃棄物焼却量 × 排出係数 × 温暖化係数
	排水処理	CH ₄ N ₂ O	産業廃棄物	下水汚泥の焼却量 × 排出係数 × 温暖化係数
			終末処理場	下水処理量 × 排出係数 × 温暖化係数
			し尿処理施設	し尿処理量及び浄化槽汚泥処理量 × 排出係数 × 温暖化係数

3 たかつきエコオフィスプラン

(1) たかつきエコオフィスプランの概要

本市では地球環境問題へ対応するため、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、平成12年に「たかつきエコオフィスプラン」を策定し、一事業者・一消費者として省エネルギー、省資源など環境に配慮した事業活動の取組を始めました。

令和2年度に見直しを行った「たかつきエコオフィスプラン（令和3年度～令和12年度）」では、エネルギー起源¹の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類を削減対象の温室効果ガスとし、これの排出量を「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で、40%削減する」ことを目標に掲げて取組を進め、令和3年度に目標を達成しました。そのため、更なる高みを目指して、令和5年3月に「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で、51%削減する」ことを新たな目標に掲げ、取組を進めています。

(2) 2023（令和5）年度の実績

2023年度における市の事務事業における温室効果ガス排出量は、26,622 t-CO₂と、基準年度（2013（平成25）年度）比で31.4%の削減、前年度比で5.9%の増加となりました。

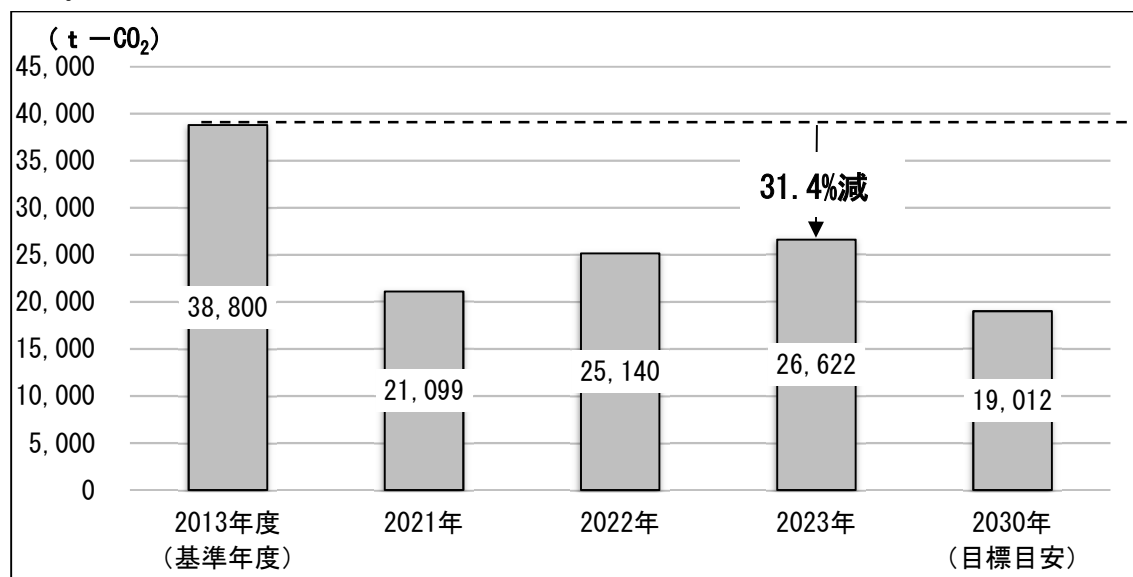


図3-1 温室効果ガス排出量²

温室効果ガス排出量が増加した主な要因は、市有施設全体に供給される電力の約2/3を占める電力会社の排出係数が上がったことが考えられます。一方で、本市の高圧電力契約施設のうち約90施設においては、地球環境への配慮を目的に、再生可能エネルギーを含む電力を調達するなど、温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。引き続き、環境に配慮した電力の調達に努めます。

個別の取組における目標値及び2023（令和5）年度の達成状況は次のとおりです。

¹ 燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される温室効果ガス。

² 2024（令和6）年度より、環境に配慮した電力を調達した結果を反映させるため、電力由来の温室効果ガス排出量については、調整後排出係数[※]を用いて算定することとしたため、過年度の値に修正が生じています。
※再生可能エネルギーの利用や排出量削減策の導入などにより削減される、より正確な排出量を反映するために使用される。

ア 施設の低炭素化

目標	令和5年度達成状況	
施設のエネルギー使用量を2019年度比で毎年1%ずつ削減する。	○	エネルギー使用量は474,727GJで、基準年度比で9.9%削減しました。
目標目安：505,959GJ		

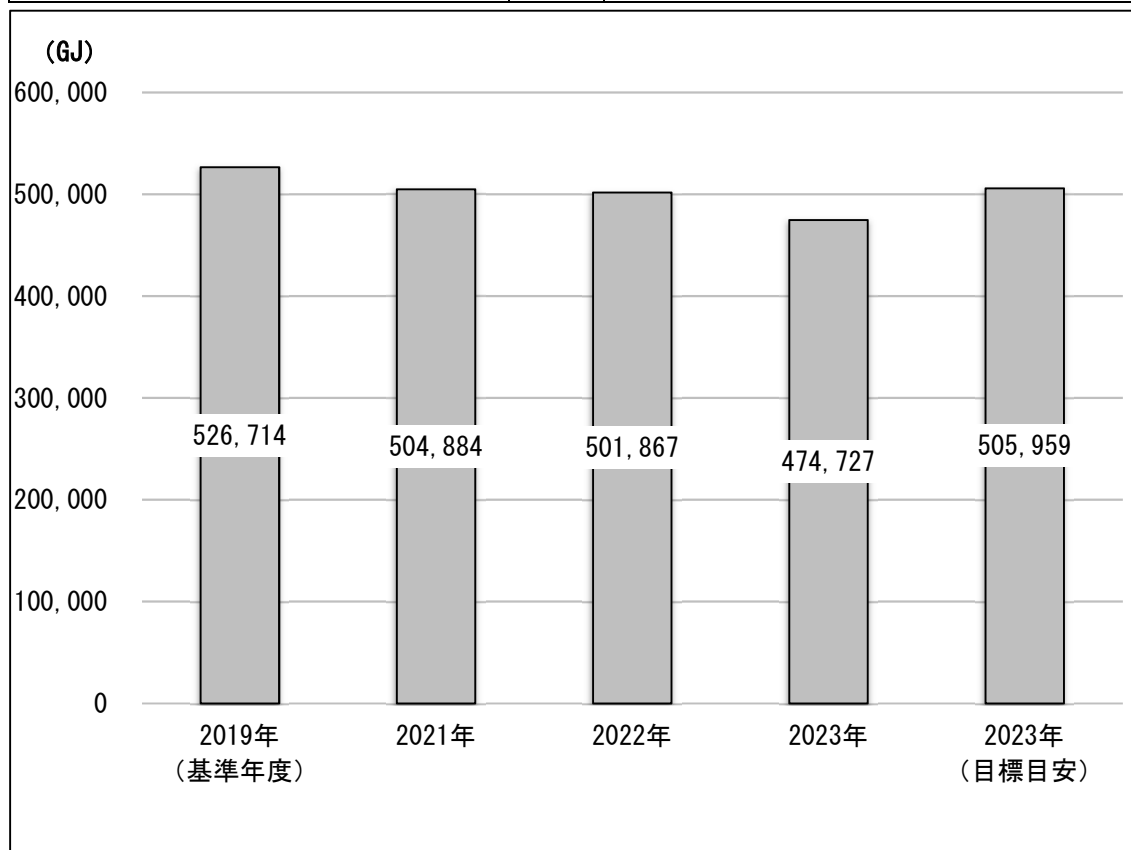


図3-2 施設のエネルギー使用量³

市の施設のエネルギー使用量は、目標目安を31,232GJ(6.2%)下回りました。この背景には、職員の省エネ意識の向上や市役所本館のESCO事業による電気・ガス使用量の削減が大きく影響しています。引き続き、空調設備の運転管理の適正化や省エネルギー設備の導入などの取組を継続し、施設の省エネルギー化を図ります。

³ 2023(令和5)年4月の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の改正により、電力の1次エネルギー換算係数は、新たに8.64MJ/kWhの値を使用するよう示されたが、「図3-2 施設のエネルギー使用量」においては、エネルギー使用量の経年変化を比較するため、改正前と同じ9.76MJ/kWhを用いて算出。

イ 公用車の低炭素化

(7) 【自動車運送事業以外の部局】公用車の燃費改善

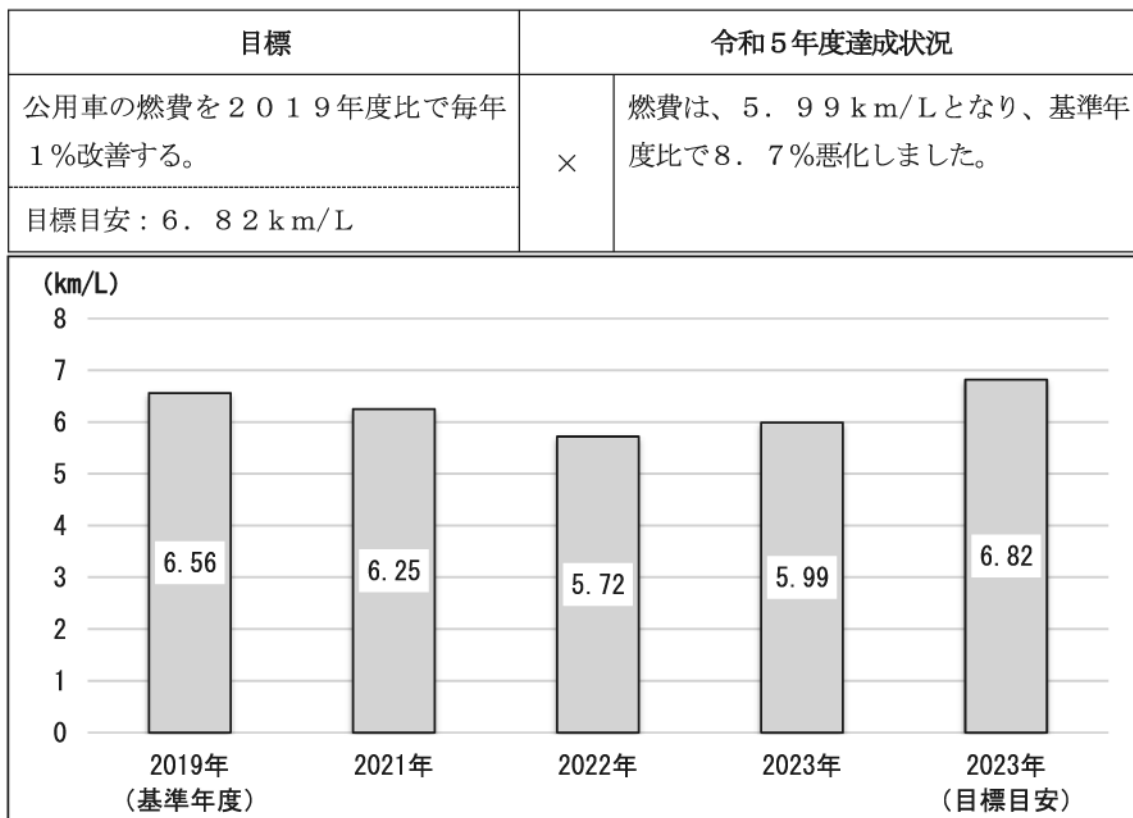


図3-3 (自動車運送事業以外の部局) 公用車の燃費

(イ) 【自動車運送事業】市営バス等の燃費改善

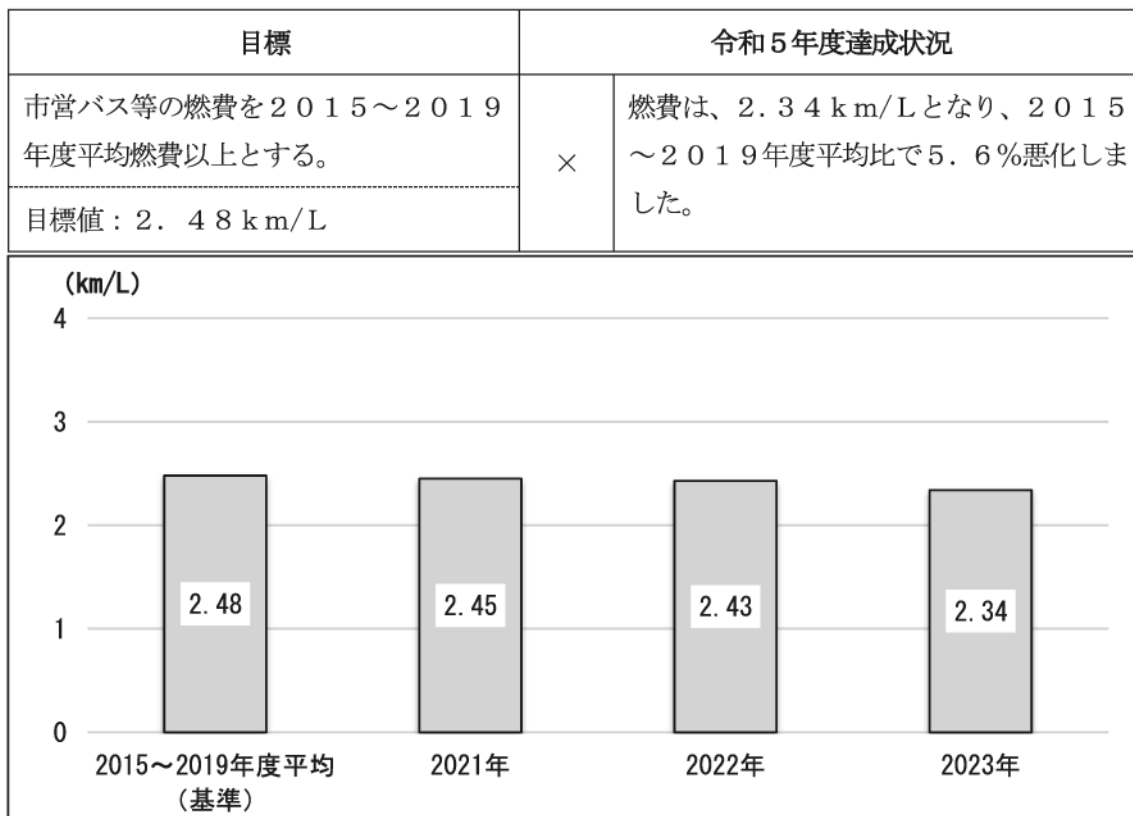


図3-4 (自動車運送事業部局) 公用車の燃費

自動車運送事業以外の部局における公用車の燃費は、目標目安を0.83km/L下回りましたが、前年度と比べると0.27km/L向上しました。この要因として、前年度から車両が9台更新されたことにより燃費性能が向上したことや、職員のエコドライブの取組が進んできたことが考えられます。

また、自動車運送事業における市営バス等については、前年度と比べ、猛暑日の日数が約2倍になっており、平均気温も高かったことから、車内エアコンの空調負荷の増加により、燃費の悪化に繋がったと考えられます。その結果、目標値と比較して0.14km/L低下しました。

今後につきましても、引き続きエコドライブなど、公用車の燃費向上にむけた取組に努めます。

ウ 省資源

(7)【市長部局等】紙購入量の削減

目標	令和5年度達成状況	
紙購入量を2015～2019年度平均枚数以下とする。	○	紙購入量は20,404千枚（A4換算）で、2015～2019年度平均枚数比で11.9%減少しました。
目標値：23,151千枚		

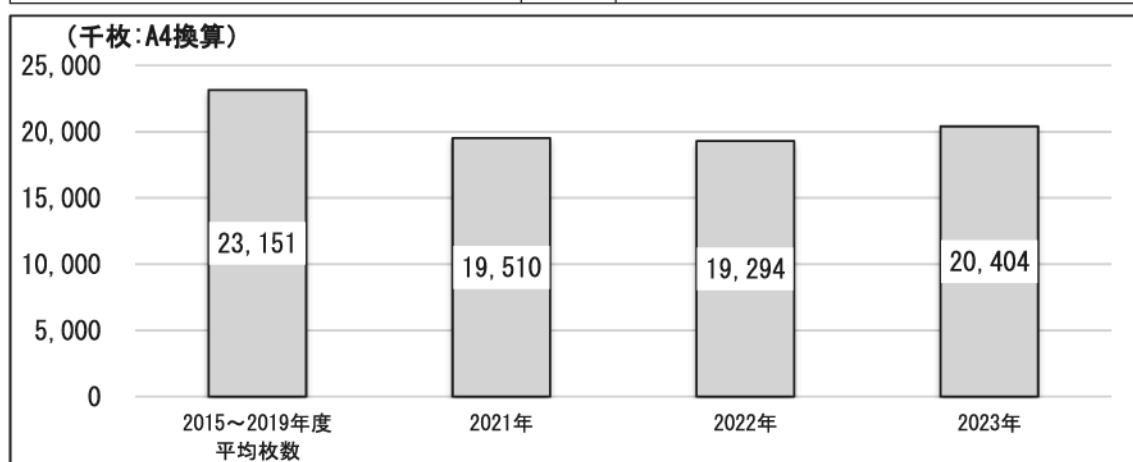


図3-5 紙購入量（市長部局等）

市長部局等における紙購入量は、新型コロナウイルス感染症からの回復に伴い、縮小されていた事業活動が徐々に再開されたことから、前年度と比べ、1,110千枚（5.8%）上回りましたが、パソコン上で文書の決裁を行う電子決裁の利用などにより、目標値を2,747千枚（11.9%）下回りました。今後も、引き続き両面印刷の徹底や電子会議・電子決裁の積極的な利用など、紙使用量削減のための取組を継続して行います。

(イ) 【学校園】紙購入量の削減

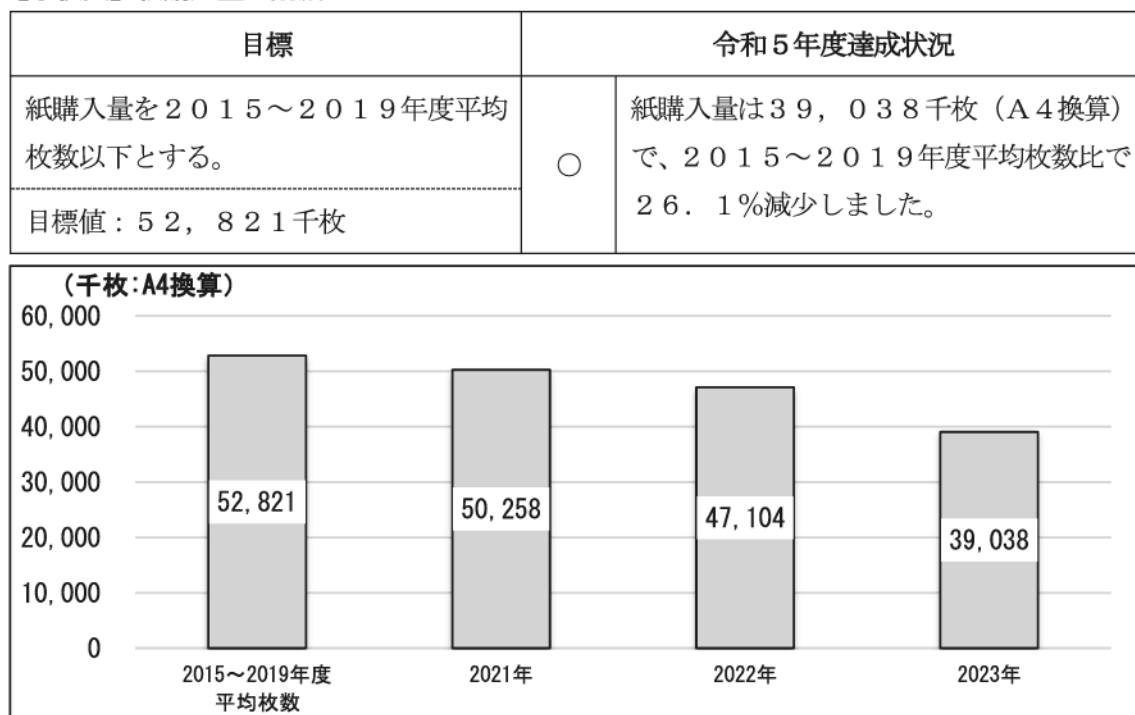


図3-6 紙購入量(学校園)

学校園における紙購入量は、2015～2019年度平均枚数を13,783千枚(26.1%)下回りました。この要因として、市内全小中学校にタブレット端末が整備されたことにより、生徒への配布資料の一部が電子化されたことやパソコン持ち寄りによる会議のペーパーレス化などが考えられます。引き続き、各学校園において紙購入量の削減のための取組を継続して行います。

エ 廃棄物量の抑制

(7) 【焼却ごみ量】

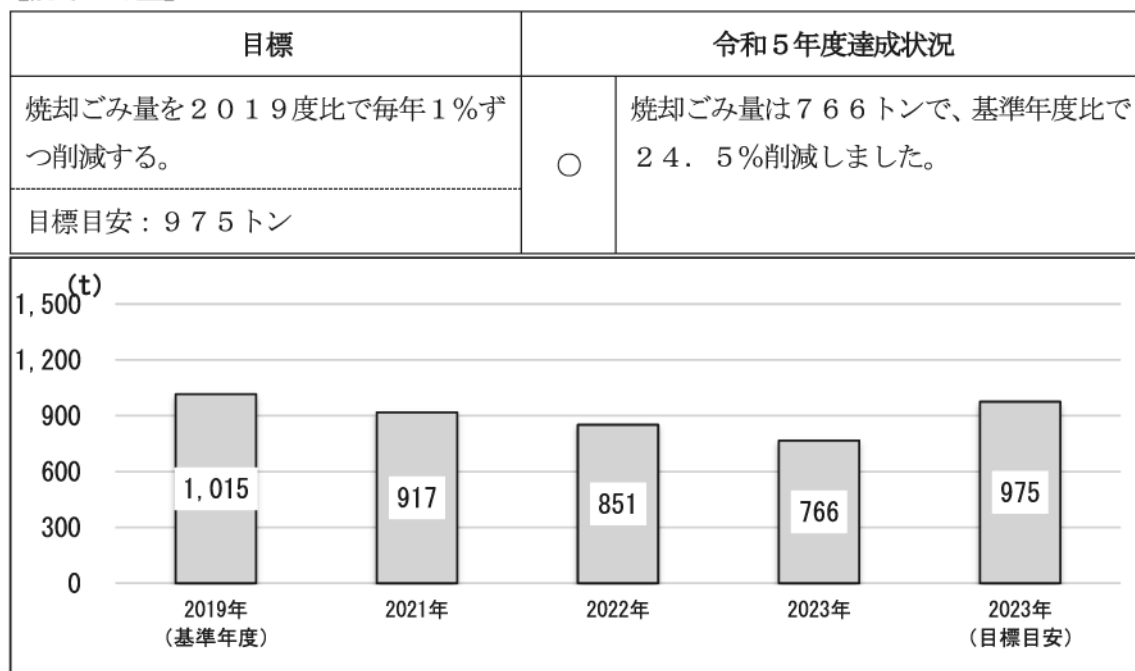


図3-7 市の施設より発生する焼却ごみ量

市の施設より発生する焼却ごみ量は、目標目安を209トン（21.4%）下回りました。この要因として、職員のリサイクル意識の向上や学校園におけるICTの利活用により紙ごみが減少したことなどが考えられます。引き続き、施設で発生するごみの分別及び適正な処理・処分を徹底することにより、ごみの発生抑制に努めます。

(イ) 【リサイクル率】

目標	令和5年度達成状況	
リサイクル率（紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル量÷総廃棄物量×100）を2015～2019年度の平均以上とする。	○	リサイクル率は、25.6%となり2015～2019年度平均比で1.6ポイント向上しました。
目標値：24%		

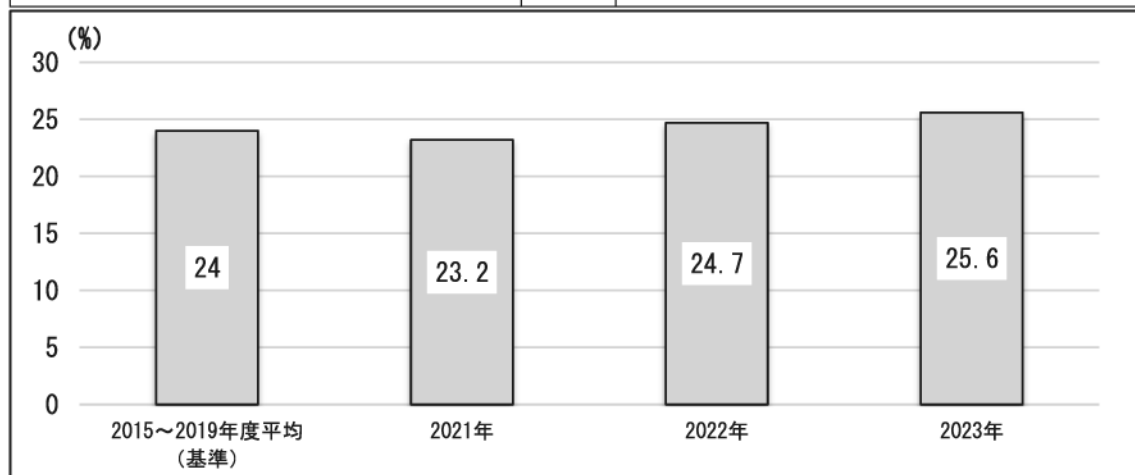


図3-8 紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル率

市の施設より発生する可燃ごみのうち、リサイクルされた紙・ビン・缶・ペットボトル等の割合は、2015～2019年度の平均を1.6ポイント上回りました。引き続き、施設で発生するごみの分別及び適正処理の徹底を呼びかけるなど、リサイクル率の向上に努めます。

オ グリーン調達

目標	令和5年度達成状況	
備品のグリーン調達実施率を90%以上とする。	○	備品のグリーン調達実施率は91.0%となり、目標を達成しました。
目標値：90%		

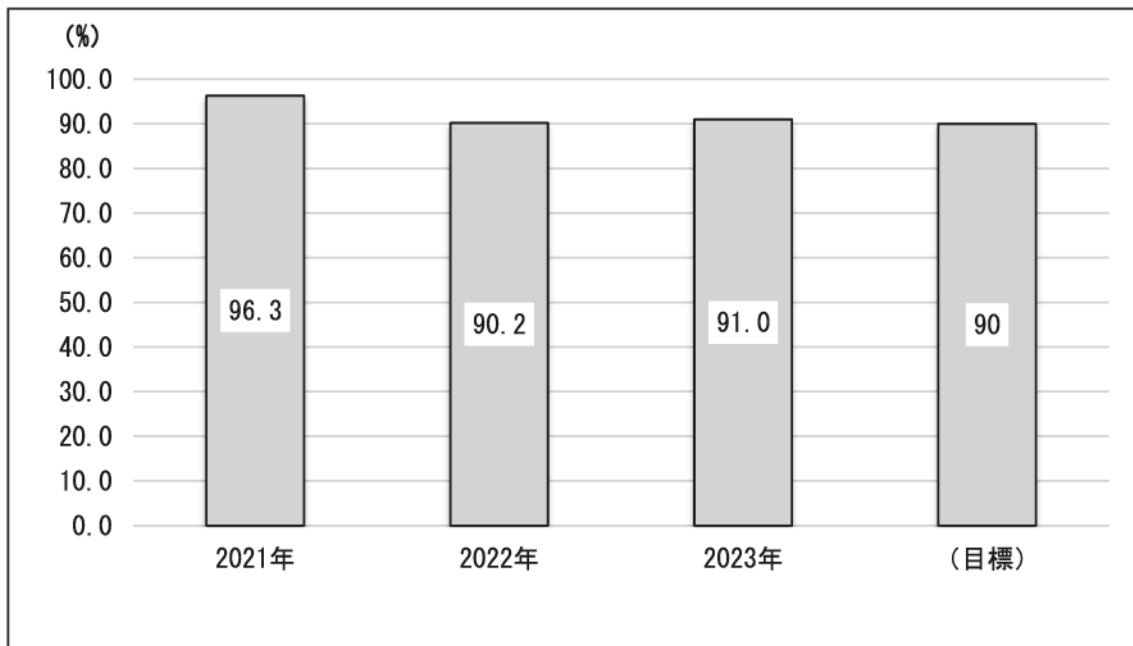


図3-9 備品のグリーン調達実施率

「たかつきグリーン調達方針」に基づき、備品購入の際にグリーン調達を実施し、目標値と比べて1.0ポイント上回り、目標を達成しました。引き続き、「たかつきグリーン調達方針」に基づき、グリーン調達に努めます。

表 3-1 令和 5 年度取組実績一覧表

取組項目	目標	令和 5 年度達成状況	
ア 施設の低炭素化	施設のエネルギー使用量を 2019 年度比で毎年 1% ずつ削減する。 ----- 目標目安 : 505, 959GJ	○	エネルギー使用量 : 474, 724GJ
イ 公用車の低炭素化	(7) 【自動車運送事業以外の部局】 公用車の燃費（総走行距離÷燃料使用量）を 2019 年度比で毎年 1% ずつ改善する。 ----- 目標目安 : 6. 82km/L	×	燃費 : 5. 99km/L
	(1) 【自動車運送事業】 市営バス等の燃費を 2015~2019 年度平均燃費以上とする。 ----- 目標値 : 2. 48km/L	×	燃費 : 2. 34km/L
ウ 省資源	(7) 【市長部局等】 紙購入量を 2015~2019 年度平均枚数以下とする。 ----- 目標値 : 23, 151 千枚以下	○	紙購入量 : 20, 404 千枚
	(1) 【学校園】 紙購入量を 2015~2019 年度平均枚数以下とする。 ----- 目標値 : 52, 821 千枚以下	○	紙購入量 : 39, 038 千枚
エ 廃棄物量の抑制	(7) 【焼却ごみ量】 焼却ごみ量を 2019 年度比で毎年 1% ずつ削減する。 ----- 目標目安 : 975 トン以下	○	市の施設より発生する 焼却ごみ量 : 766 トン
	(1) 【リサイクル率】 リサイクル率（紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル量÷総廃棄物量×100）を 2015~2019 年度の平均以上とする。 ----- 目標値 : 24%以上	○	リサイクル率 : 25. 6%
オ グリーン調達	グリーン調達方針に基づき、グリーン調達を実施する ----- 目標値 : 備品を 90%以上	○	グリーン調達実施率 : 91. 0%

4 環境マネジメントシステム

(1) 全体概要

本市では、「高槻市環境基本計画」、「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」、「たかつきエコオフィスプラン」、「たかつき環境行動計画（行政編）」を体系的に実行していくため、PDCAサイクルによる独自の環境マネジメントシステムを構築し、運用しています。

具体的には、下図の（1）①～⑥の6項目について各所属における毎年度の取組状況を把握し、その進捗状況を確認しているほか、（2）内部環境監査として、各所属の取組状況を他所属の視点から、その妥当性を確認します。さらに、この双方の取組状況や環境施策全般の取組状況について（3）「たかつきの環境」として取りまとめた結果を公表し、市民からの意見を伺います。

また、これらについては（4）環境・温暖化対策審議会に報告し、点検・評価を頂いています。

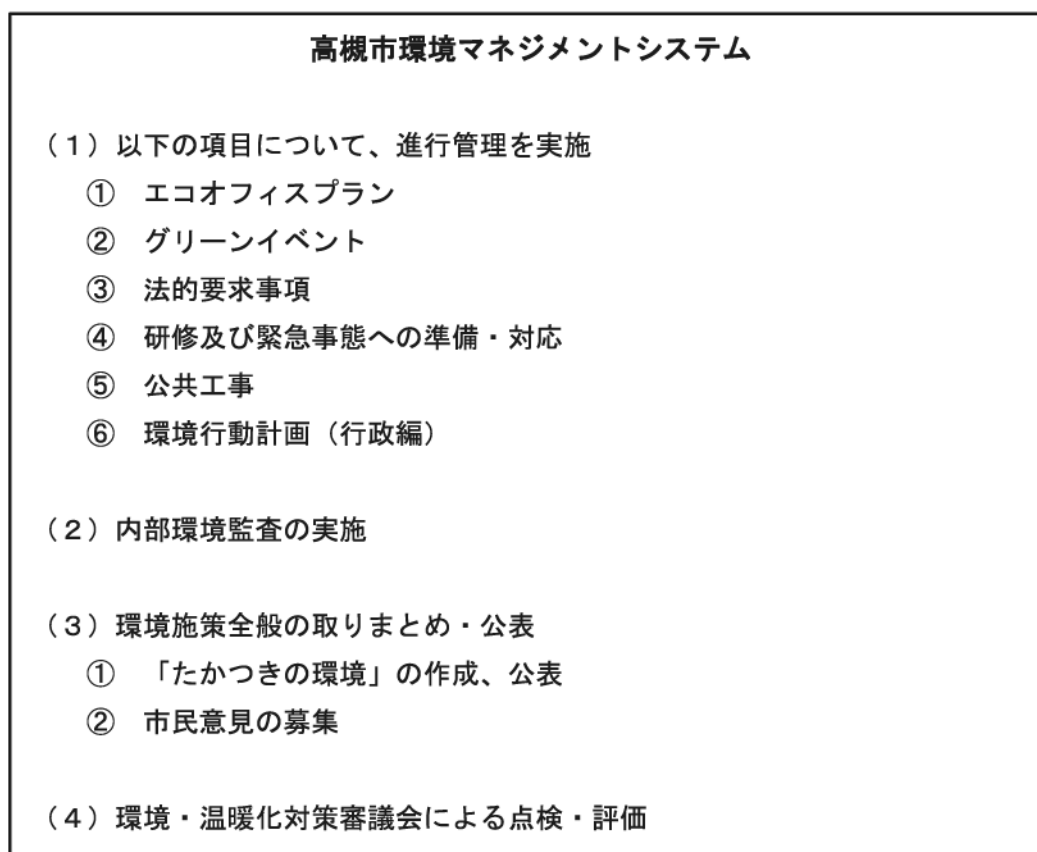


図4-1 全体概要

(2) 運用体制

本市の環境マネジメントシステムは、事務局が実行組織の環境施策の取組状況を取りまとめ、環境マネジメントシステム推進会議へ報告し、必要な見直しを行うこととしています。また、事務局とは別に独立した内部環境監査委員会が、実行組織の取組状況を監査することにより、多角的に環境施策を見直すこととしています。

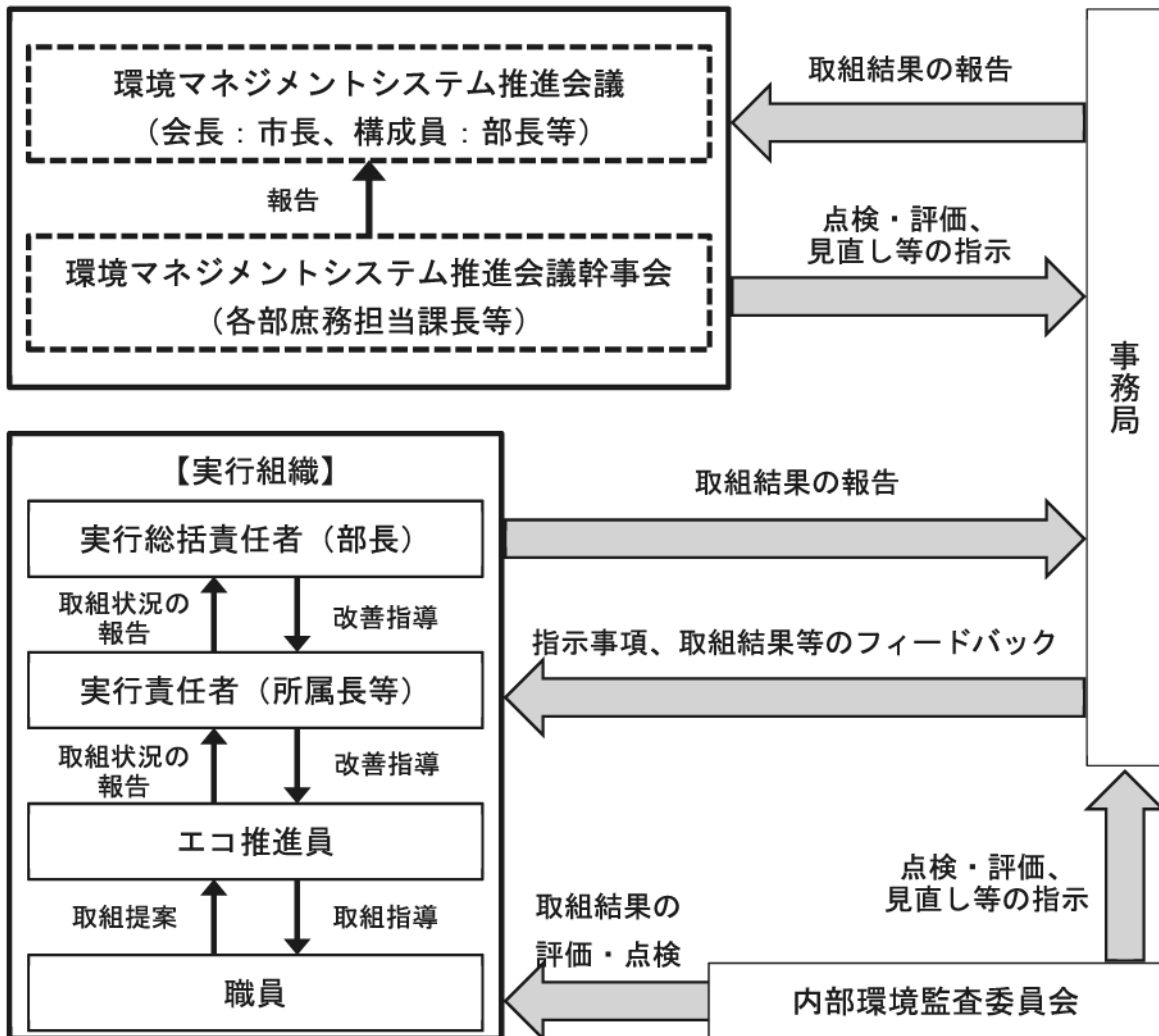


図4-2 運用体制

(3) 管理項目の進捗状況

環境マネジメントシステムでは、システムの管理項目として、①エコオフィスプラン、②グリーンイベント、③法的要求事項、④研修及び緊急事態への準備・対応、⑤公共工事、⑥環境行動計画（行政編）を定めています。

ア エコオフィスプラン (第2章3 参照)

イ グリーンイベント

「グリーンイベントガイドライン」に基づき、市が直接又は間接的に関係するイベントを対象に、①イベントの実施にあたっての環境配慮（冷暖房の適正な温度設定やごみの分別等）、②イベントを契機とした参加者への環境啓発（公共交通機関利用の呼びかけ等）に努めました。

ウ 法的要求事項

消防法等で定められた設備の点検やフロン類を使用した設備の点検・漏洩報告など、庁舎管理などに伴う環境面から必要となる法令の遵守事項等については、年度当初に法令改正等の有無の確認を行い、新たに全庁的に必要となる対応がないことを確認しました。

エ 研修及び緊急事態への準備・対応

(7) 研修

環境マネジメントシステムの推進及び円滑な運用のため、研修を以下のとおり実施しました。

研修名	対象者、研修内容等
環境マネジメントシステム推進研修（1）	課長級・係長級等（新規実行責任者及びエコ推進員）を対象に実施し、107名が受講しました。 環境マネジメントシステムの基本事項、管理項目、エコオフィスプランにおける重点取組項目や実績入力・評価方法について、研修を行いました。
環境マネジメントシステム推進研修（2）	主に課長級・係長級等（実行責任者及びエコ推進員）・施設改修担当者を対象に実施し、380名が受講しました。 環境に配慮した市の公共工事への取組事例の紹介及び海洋プラスチックごみの問題について、研修を行いました。
新規採用職員研修	新規採用職員を対象に実施し、47名が受講しました。 高槻市の環境政策、環境マネジメントシステムの仕組みやエコオフィスプランなどの取組について、研修を行いました。
職場研修	各所属において環境に関する職場研修を実施し、本市の環境マネジメントシステムや環境問題に対する知識の共有を図りました。

(イ) 緊急事態への準備・対応

緊急事態発生時に、環境へ重大な影響を及ぼす可能性のある業務を把握し、その業務がある場合は、緊急事態を想定した訓練を実施しました。（保健衛生課における検査室での事故を想定した対処方法の確認、エネルギーセンターにおけるアンモニアの漏洩を想定した訓練など）

オ 公共工事

「環境に配慮した公共工事手順書（土木工事編）」及び「同（建築工事編）」に基づいて、土木工事及び建築工事における、リサイクル材の使用や建設副産物の削減など、設計段階から環境への負荷低減に取り組みました。なお、実績は表４－１のとおりです。

表４－１ 環境に配慮した公共工事に関する実績

取組項目	目標	令和５年度実績		
公共工事において、環境に配慮した資材の使用を推進する。	●リサイクル材等使用率			
	土木工事			
	生コンクリート※ ¹	９５％以上	○	９９．０％
	アスファルト合材※ ²	９５％以上	○	９９．６％
	砕石	９０％以上	○	９９．３％
	建築工事			
	アスファルト合材※ ²	９５％以上	○	１００．０％
砕石	９０％以上	○	１００．０％	
公共工事において、現場内利用など残土の再利用を進めるとともに、建設副産物のリサイクルを推進する。	●リサイクル率			
	土木工事			
	コンクリート塊	９５％以上	○	１００．０％
	アスファルト塊	９５％以上	○	１００．０％
	建築工事			
	コンクリート塊	９５％以上	○	９９．５％
アスファルト塊	９５％以上	○	１００．０％	

※１ 高炉Ｂ．Ｂ含む

※２ 排水性舗装及び透水性舗装を除く

カ たかつき環境行動計画（行政編）（第２章１ 参照）

(4) 内部環境監査

環境マネジメントシステムが適切に運用されているかを確認するため、内部環境監査を実施しました。また、市有施設のさらなる省エネ化の推進を目的に、外部のエネルギー管理の専門家による省エネ診断を実施しました。

ア 令和5年度内部環境監査対象および省エネ診断対象

- ・ 内部環境監査
対象組織：7課（うち前年度省エネ診断実施施設所管課3課）
対象期間：令和4年度、令和5年度上半期
- ・ 省エネ診断
対象組織：2課（2施設）

イ 内部環境監査員及び省エネ診断員

- ・ 内部環境監査員6名（うち主任環境監査員2名、環境監査員4名）
- ・ 省エネ診断員3名（うち事務局2名、エネルギー管理専門家1名）
- ・ 3チーム編成（内部環境監査2チーム、省エネ診断1チーム）

ウ 内部環境監査実施結果

優良事項	1件	（前年度	1件）
（優れている又は他の模範とすべき取組）			
指摘事項	0件	（前年度	0件）
（監査基準に適合しておらず、重大な影響を及ぼす恐れがある状況）			
指導事項	0件	（前年度	1件）
（監査基準に適合していないが、影響は軽微な状況）			
観察事項	28件	（前年度	25件）
（監査基準に適合しているが、改善した方がよい状況）			
前年度監査指摘・指導事項	1件		

【優良事項】

- ・ 毎月の課長級会議等において各施設の達成状況を可視化した上で、未達の施設や項目を組織全体での情報共有による、施設長等へ未達部分に係る改善に向けた取組が促される仕組みの構築や、他市の先進的な好事例等を積極的に検討し、夏場のポロシャツ制服の導入など、空調負荷（電気代）の軽減に寄与に取り組まれていた。

【観察事項】

- ・ 施設のエネルギー使用量の増加に関する経過観察（10件）
各施設におけるエネルギー使用量の増加理由は、新型コロナウイルス感染症対策による抑制等が徐々に解除され、施設利用者が増加傾向にある。今後の使用量の推移について観察を要する。
- ・ 紙購入量の増加に関する経過観察（9件）

新型コロナウイルス感染予防対策のための抑制等が徐々に解除され、事業の再開等により紙使用量が増加することはやむを得ない部分もあるが、今後の状況について観察を要する。

- エコオフィスプラン点検評価票の記載方法（1件）
エコオフィスプラン点検評価票に一部反映漏れがあった。点検評価票による評価や要因分析は次のアクションに繋げるために重要な作業であるため、適切に点検・評価されるよう今後の観察を要する。
- 廃棄物量の抑制に関する経過観察（3件）
施設利用者のごみの持ち帰りの徹底や執務室での適切なごみの分別等の廃棄物量の抑制に向けた取組は実施されているが、目標未達となったため、今後のリサイクル率の推移に観察を要する。
- 法的要求事項に関する経過観察（1件）
令和4年度の環境法令遵守状況報告書の提出漏れがあった。令和5年度より各施設から直接報告するよう体制を見直していることなどが原因であるが、今後の状況について観察を要する。
- 最大需要電力量に関する経過観察（2件）
近年で最大需要電力量が最高値となっている施設が見られた。今後の最大需要電力量の推移について観察を要する。
- 公用車の低炭素化に関する経過観察（2件）
令和4年度の公用車の燃費が目標未達成であった。エコドライブの周知等の対策を講じた上で、その成果について観察を要する。

【前年度監査指摘・指導事項】

- 前回監査で、環境法令遵守状況報告書について、一部工事において、アスベスト関連法の適用対象であるが記載されていなかったことから、施設管理者として対象となる法令の把握に努められたく指導とされたが、環境マネジメントシステム事務局への報告において改善が確認されたことから、当該部局の实地監査対象外とした。

エ 省エネ診断実施結果

職員による省エネの取組が定着する一方で、施設におけるエネルギー使用量の下げ止まりの課題に対応するために、以下の施設においてエネルギー管理の専門家による省エネ診断を実施しました。

(7) エネルギーセンター（エネルギー使用量（原油換算）：1830.3kL/年）

改善提案	想定削減率	取組の方向性
ソフト対策		
エア漏れ点検の実施	0.1%	対応済み
ハード対策		
炉温制御用送風機のインバータ化	6.0%	対応検討中
吸収式冷凍機 冷却水ポンプのインバータ化	5.3%	対応検討中
水銀灯、蛍光灯のLED灯への更新	2.4%	対応検討中
押込送風機のインバータ化	1.7%	対応検討中
変圧器の更新	0.3%	対応検討中
エアコンプレッサの吐出圧力低減	0.1%	対応不可
ゴミ投入扉用油圧ポンプユニットのインバータ化	0.04%	対応検討中

(4) 交通部芝生営業所（エネルギー使用量（原油換算）：67.7kL/年）

改善提案	想定削減率	取組の方向性
ソフト対策		
空調設定温度の緩和	2.4%	対応済み
空調使用时、ロスナイの積極的活用	0.7%	対応済み
1階食堂の不要時の消灯	0.3%	対応済み
外気導入量の削減	0.2%	対応済み
ハード対策		
蛍光灯、水銀灯のLED灯への更新	28.8%	対応検討中
太陽光発電の導入	4.6%	対応不可
変圧器の更新	1.5%	対応不可

5 環境保全

私たちは、自然をさまざまな形で利用しています。また、事業活動などによって自然環境や人の健康、生活に被害を与えることがあります。そのため、環境基本法では「公害」として、事業活動や人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下や悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることと規定しています。

「公害」は、日本が高度経済成長期にあった昭和40年代に大きく社会問題化しました。特に「水俣病」、「四日市ぜんそく」、「イタイイタイ病」などは、その地方に住む人々の健康に大きな影響を与えました。また、高槻市域においても、光化学スモッグ、河川の汚濁、道路や鉄道の騒音・振動が著しく問題となりました。

この様なことから市では、環境の常時監視と、工場及び事業場への環境面での規制と監視を行っており、今日では公害が生活環境に与える影響は大きく改善しています。

(1) 大気汚染

大気汚染とは、種々の人間活動によって排出される物質の濃度が通常より高くなり、人の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。

代表的な大気汚染物質としては、自動車排出ガスによる窒素酸化物(NO_x)、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、工場・事業場での燃料の燃焼により発生する硫黄酸化物(SO_x)やばいじん等があります。

日本では高度経済成長に入った昭和30年代後半から昭和50年代にかけて著しい大気汚染が発生しましたが、現在は大きく改善されています。

ア 大気汚染の調査結果の概況及び評価

大気汚染防止法に基づき高槻北局、庄所局、梶原局及び高槻市役所局にて、大気汚染の状況について、常時監視を行っています。

測定結果は、大阪府のホームページ(大阪府の大気情報のページ)で閲覧することができます。

各測定局における測定項目は表5-1のとおりです。

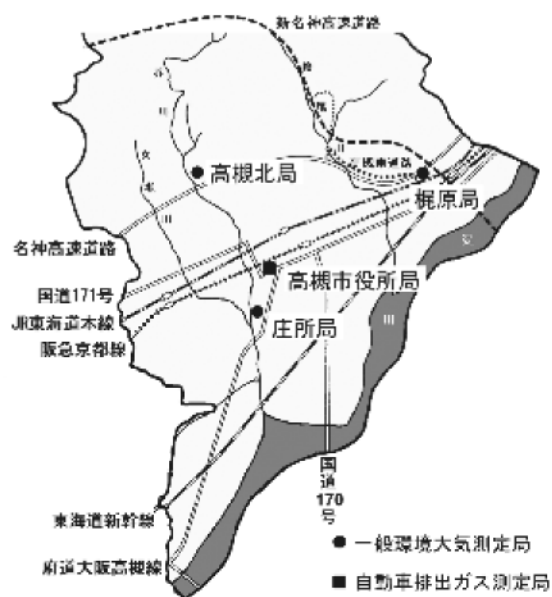


図5-1 高槻市域における測定局の位置

表5-1 各測定局における測定項目

項目 \ 局名	高槻市役所	高槻北	庄所	梶原
二酸化硫黄	○	—	—	—
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	—	○	○	—
窒素酸化物	○	○	○	○
一酸化炭素	○	—	—	○
炭化水素	○	—	—	—
微小粒子状物質	○	○	○	—
有害大気汚染物質	○	—	○	—
風向・風速	○	○	○	○
温度・湿度	—	—	—	○

(7) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、石油・石炭等に含まれる硫黄分が燃焼することによって大気中に放出されます。このため、石油・石炭等を燃料として使用する施設が主な発生源になります。

令和5年度は、高槻市役所局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。なお、二酸化硫黄による大気汚染の現況を勘案し、令和2年度をもって、高槻北局及び庄所局での測定を終了しました。

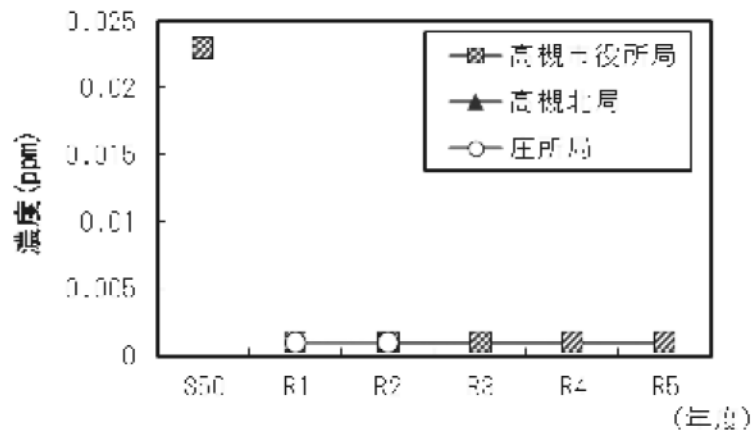


図5-2 二酸化硫黄濃度の経年変化 (年平均値)

(イ) 浮遊粒子状物質

大気中に存在する浮遊粉じん等は、工場、事業場、交通機関等からの人為的な原因によって発生するもののほか、砂じんの舞い上がりや火山活動などの自然的な原因によっても発生します。粒子が小さいものほど落ちてくる速度が遅く、人体への影響も大きいことから、粒径10マイクロメートル (μm) 以下の浮遊粉じんについて浮遊粒子状物質 (SPM) として環境基準が設定されています。

令和5年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

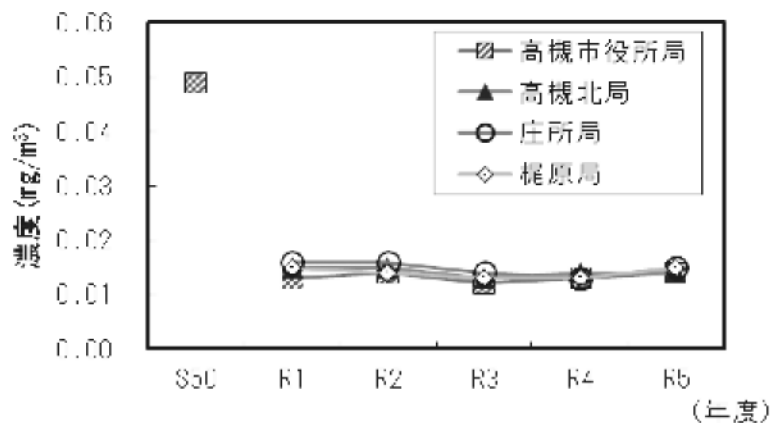


図5-3 浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）

(ウ) 光化学オキシダント

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素等から、強い紫外線によって生成される酸化性物質の総称で、光化学スモッグの原因物質です。

令和5年度は、高槻北局及び庄所局ともに0.06ppmを超えないという環境基準は達成することはできませんでした。また、昼間の光化学オキシダント濃度が0.06ppmを超えた時間数で見ると、令和5年度は令和4年度と比較して、高槻北局では増加、庄所局では減少しました。

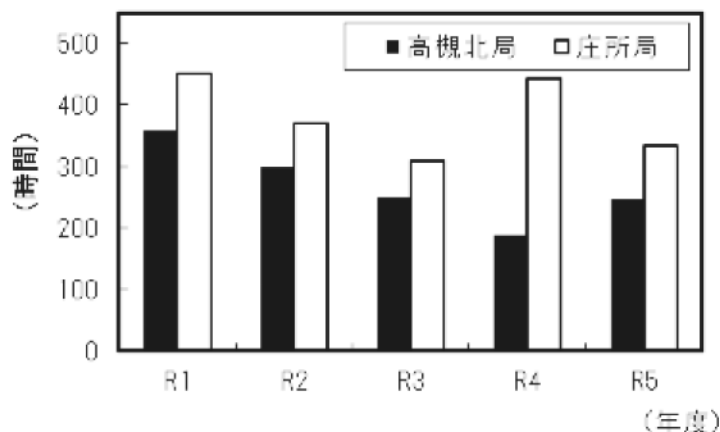


図5-4 昼間の光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた時間数

(イ) 窒素酸化物

窒素酸化物は自動車や工場からの排出ガス中に含まれます。排出時の窒素酸化物のほとんどは一酸化窒素ですが、これが大気中で徐々に酸化され二酸化窒素に変化します。

a 一酸化窒素

測定全局について、経年変化を見ると、近年はほぼ横ばいで推移しています。なお、一酸化窒素の環境基準は定められていません。

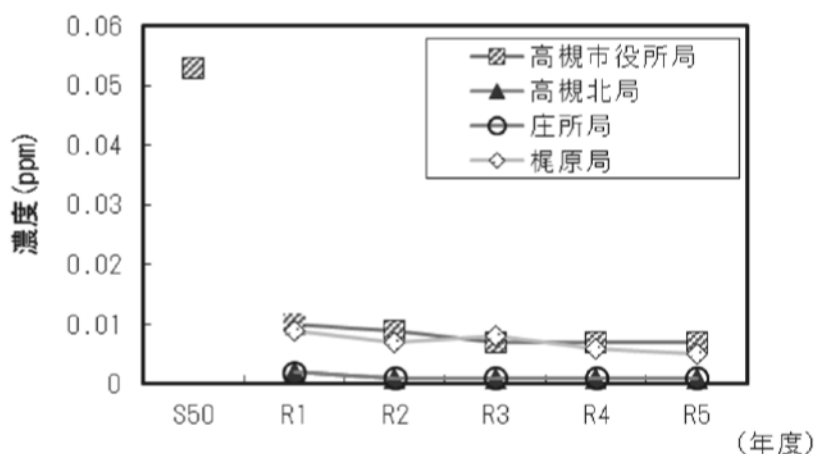


図5-5 一酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

b 二酸化窒素

令和5年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

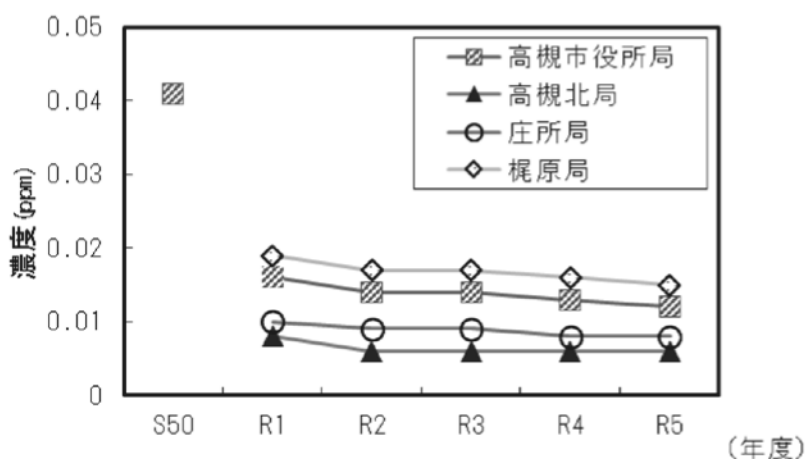


図5-6 二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

(c) 一酸化炭素

一酸化炭素は、炭素又は炭素化合物の不完全燃焼によって生成されます。主な発生源が自動車排出ガスであるため、交通量の多い幹線道路の沿道で高濃度になる傾向があります。

令和5年度は、測定全局で環境基準を達成しており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

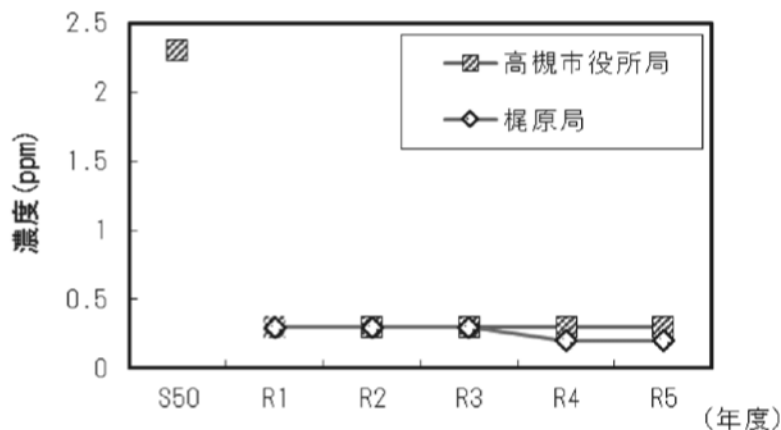


図5-7 一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）

(カ) 炭化水素

炭化水素は、反応性のほとんどないメタンと反応性のある非メタン炭化水素に分類されます。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因物質になります。

非メタン炭化水素の午前6～9時の3時間平均値が指針値を超えた日数でみると、令和4年度から横ばいで推移しています。

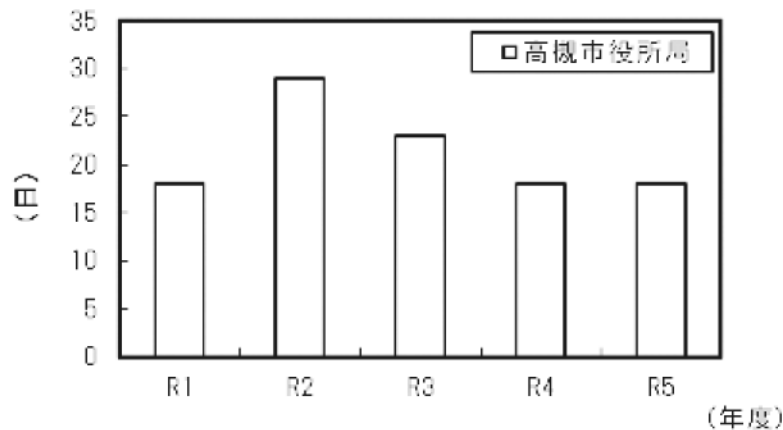


図5-8 非メタン炭化水素の午前6～9時の3時間平均値が指針値を超えた日数

(キ) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

PM_{2.5}とは、浮遊粒子状物質の中でも粒径が2.5マイクロメートル(μm)以下のものを言います。この物質は粒径が更に微細なことから、呼吸時に気管支や肺の奥にまで達するため呼吸器疾患などの健康への影響が懸念されています。発生源としては、自然的な原因に加え、燃料の燃焼によって発生するばいじん、ディーゼル自動車からの排出ガス、その他大気中でガス状物質が反応して生成される二次生成粒子などがあります。

令和5年度は、測定全局で環境基準を達成しており、令和4年度と比較して、ほぼ横ばいで推移しています。なお、令和3年度より監視強化を目的に、高槻北局での測定を開始し、全3局での測定体制としています。

大阪府ではPM_{2.5}が高濃度(1日平均値70μg/m³超)になると予測されるときに、府内全域に注意喚起を行うことになっていますが、令和5年度は大阪府全域で注意喚起の発令はありませんでした。

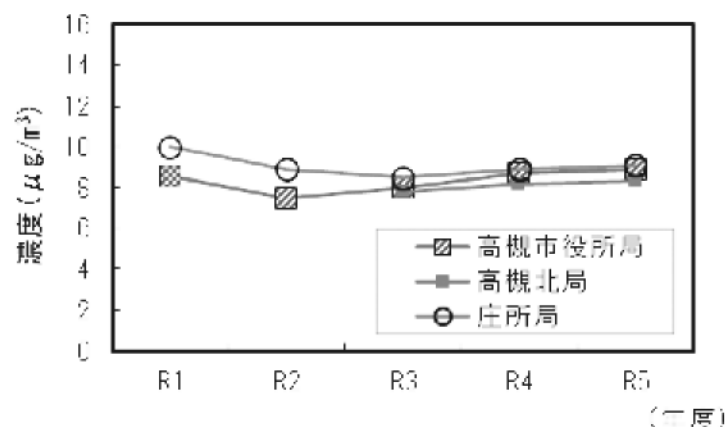


図5-9 微小粒子状物質濃度の経年変化(年平均値)

(ク) PM_{2.5}成分分析

PM_{2.5}がどのように発生し、大気中に拡散するかを把握するため、年4回、各2週間ずつ高槻市役所局及び庄所局でPM_{2.5}成分分析調査を実施しています。

PM_{2.5}の構成成分は、硫黄酸化物や窒素酸化物のガス状物質が大気中で光化学反応等により生成されるイオン成分（硫酸イオン、硝酸イオン、アンモニウムイオン）や炭素成分（有機炭素、元素状炭素）が大部分を占めています。

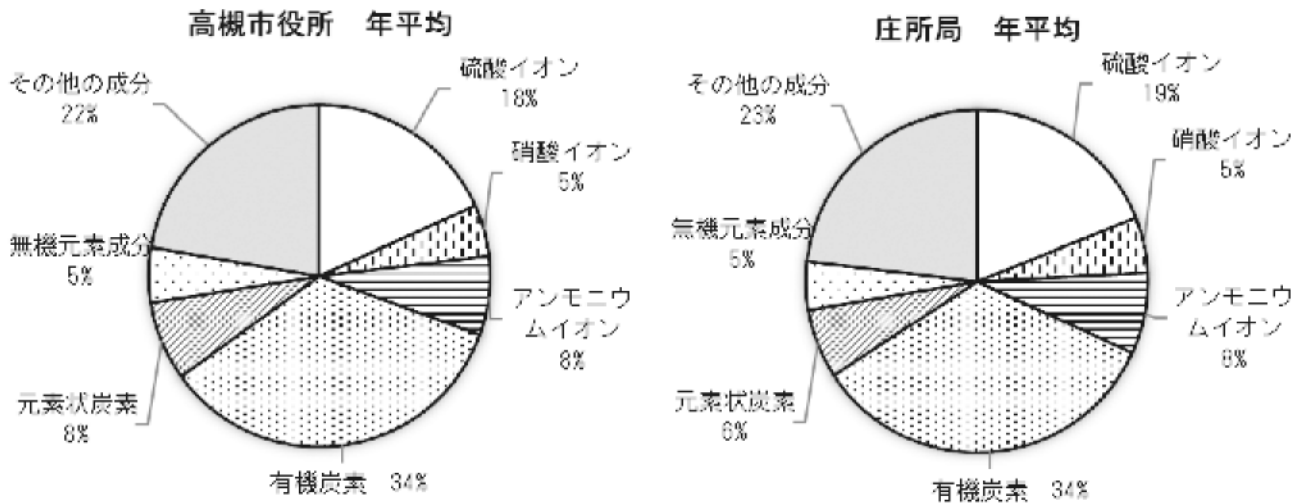


図5-10 令和5年度のPM_{2.5}の成分構成

イ 大気汚染の現象

(7) 光化学スモッグ

大阪府から光化学スモッグ予報等が発令されると、防災情報メールにより広く府民に周知されます。また、本市では、関係機関への連絡を通じて、市民への周知を図っています。

令和5年度の本市を含む北大阪地域における光化学スモッグ予報等の発令状況は、予報は2件発令されましたが、注意報はありませんでした。

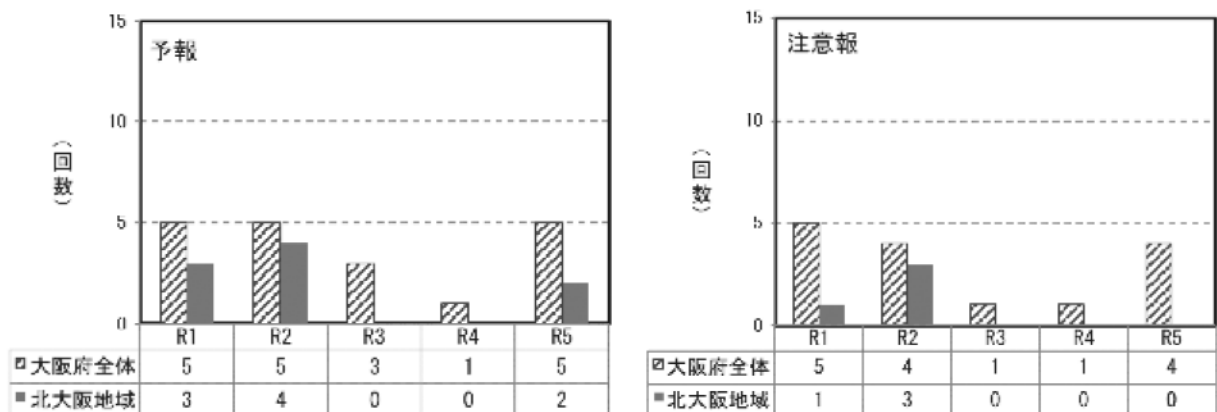


図5-11 予報・注意報発令回数の推移

表5-2 光化学スモッグの種別

種別	発令基準	措置
予報	オキシダント濃度 0.08ppm 以上かつ気 象条件から注意報の 発令基準に達すると 認められるとき	注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意。 屋外での特に過激な運動は避ける。
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上のとき	屋外になるべく出ない。 学校等においては、できるだけ屋外の運動を避 け、屋内に入る。
警報	オキシダント濃度が 0.24ppm 以上のとき	屋外になるべく出ない。 学校等においては、屋外の運動をやめ屋内に入 り、窓を閉鎖するなどの措置をとる。
重大緊急警報	オキシダント濃度が 0.40ppm 以上のとき	屋外に出ない。 警報と同じ措置をとっていることを再確認する 自動車を使用しないよう極力努める。

(2) 水質汚濁

水質汚濁とは、河川などが持つ自然浄化作用の限界を超えて水質が悪化し、人の健康や生活環境などに悪影響を及ぼすことで、その主な原因は工場や家庭等から出る排水です。

市では、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の状況を常時監視するほか、工場・事業場に対して立入検査を行っています。

ア 水質汚濁の調査の概況

市では、水質汚濁防止法第15条第1項の規定により公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視するため、市内の河川及び水路の水質を定期的に調査しています。

水質測定地点は、大阪府公共用水域水質測定計画において、環境基準点（以下「基準点」という。）として芥川の塚脇橋と鷺打橋、檜尾川の磐手杜神社の合計3地点が設定されています。また、準環境基準点（以下「準基準点」という。）として女瀬川の天堂橋、番田井路の玉川橋の2地点が設定されています。さらに市独自に17地点を水質測定地点に定めています。



図5-12 公共用水域水質調査地点

地点名	環境基準類型	水生生物保全類型	水系	河川名
両国橋	A A	生物A	芥川	芥川
塚脇橋	A A	生物A	芥川	芥川
門前橋	A	生物B	芥川	芥川
奈佐原4号橋	—	—	芥川	女瀬川
水室団地	—	—	芥川	女瀬川
天堂橋	—	—	芥川	女瀬川
鷺打橋	A	生物B	芥川	芥川
琴堂橋	A	生物B	檜尾川	檜尾川
東檜尾川	—	—	檜尾川	東檜尾川
磐手杜神社	A	生物B	檜尾川	檜尾川
演習橋	A	生物B	檜尾川	檜尾川
五者井路	—	—	番田井路	五者井路
今井出水路	—	—	番田井路	今井出水路
津之江水路	—	—	番田井路	津之江水路
柳川	—	—	番田井路	柳川
五領揚水機場	—	—	番田井路	—
北大冠水路	—	—	番田井路	北大冠水路
東部排水路	—	—	番田井路	東部排水路
玉川橋	—	—	番田井路	番田井路
三箇牧揚水機場	—	—	番田井路	—
三箇牧水路	—	—	番田井路	三箇牧水路
明治水路	—	—	番田井路	明治水路

備考

- 1 塚脇橋、磐手杜神社、鷺打橋は環境基準点である。
- 2 天堂橋、玉川橋は準基準点である。
- 3 上記1、2以外の17地点は市独自地点である。
- 4 鷺打橋は平成12年から国土交通省近畿地方整備局の測定地点である。
- 5 市内には、中央部を北から南に流れ淀川に流入する芥川水系、東部を北から南に流れ淀川に流入する檜尾川水系及び南部を東西に横切り神崎川に流入する番田井路水系の3つの水系がある。

測定回数は、基準点が毎月、準基準点が年4回、その他の地点が年1回～4回です。測定項目は、カドミウム、砒素などの人の健康の保護に係る項目（健康項目）、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）などの生活環境の保全に係る項目（生活環境項目）、溶解性鉄、硝酸性窒素などの特殊項目、アンチモン、全マンガンなどの要監視項目です。

イ 水質汚濁の調査結果の概況及び評価

公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という）が環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められています。

市で実施している水質測定結果の評価は環境基準との比較により行っています。

(7) 健康項目

健康項目の環境基準は、公共用水域全域について適用されます。

令和5年度は、全22地点において調査した全26項目で環境基準を達成しました。

(イ) 生活環境項目

生活環境項目の環境基準は、水域の利用目的の適応性及び水生生物の生息状況の適応性に応じて複数の類型が設けられています。市内では、芥川上流域、芥川下流域及び檜尾川全域が類型指定されており、この類型に応じた環境基準が適用されます。

a BOD

類型指定された水域におけるBODの環境基準の達成状況については、各水域の代表地点である基準点において、75%水質値（年間の日間平均値の全データを数値の低い方から順に並べたときの0.75×n番目（nはデータ数）のデータ値）が環境基準に適合しているかどうかで判断します。

令和5年度は、芥川上流域（塚脇橋）、芥川下流域（鷺打橋）及び檜尾川（磐手杜神社）の3水域全てで環境基準を達成しました。

表5-3 BODの環境基準達成状況

類型指定の水域	類型	基準点	基準値 mg/L	75%水質値 mg/L	達成 状況
芥川 上流域	AA	塚脇橋	1以下	0.5	○
芥川 下流域	A	鷺打橋	2以下	1.0	○
檜尾川	A	磐手杜神社	2以下	0.5	○

b 水生生物の保全に係る項目

類型指定された水域における水生生物の保全に係る項目の環境基準の達成状況については、各水域の代表地点である基準点において、年間平均値が環境基準に適合しているかどうかで判断します。

令和5年度は、芥川上流域（塚脇橋）、芥川下流域（鷺打橋）及び檜尾川（磐手杜神社）の3水域全てで環境基準を達成しました。

表5-4 水生生物の保全に係る項目の環境基準達成状況

類型指定の水域	類型	基準点	全亜鉛 mg/L			ノニルフェノール mg/L			L A S mg/L		
			基準値	年間 平均値	達成 状況	基準値	年間 平均値	達成 状況	基準値	年間 平均値	達成 状況
芥川 上流域	生物A	塚脇橋	0.03 以下	0.001	○	0.001 以下	<0.00006	○	0.03 以下	<0.0006	○
芥川 下流域	生物B	鷺打橋	0.03 以下	0.001	○	0.002 以下	<0.00006	○	0.05 以下	0.0006	○
檜尾川	生物B	磐手杜神社	0.03 以下	0.002	○	0.002 以下	<0.00006	○	0.05 以下	<0.0006	○

(ウ) 農業用水

市では、公共用水域で水質調査を行っている21地点において、農業（水稻）用水基準項目についても分析を行っています。

令和5年度は、DO（溶存酸素）、SS（浮遊物質）、亜鉛、砒素、銅は全ての地点で農業（水稻）用水基準を満たしていましたが、EC（電気伝導度）、pH、COD（化学的酸素要求量）、T-N（全窒素）については、一部の地点において基準を超えていました。

なお、農業（水稻）用水基準にはない、カドミウム、鉛、水銀などの有害物質については、全地点で環境基準を達成しました。

ウ 水質汚濁の長期的変化動向

河川の汚濁状況に関して、記録の残る 1985 年以降の動向を確認すると、水質汚濁防止法等による排水規制や公共下水道整備等の対策により改善の傾向を示したのち、近年は低位で推移しています。

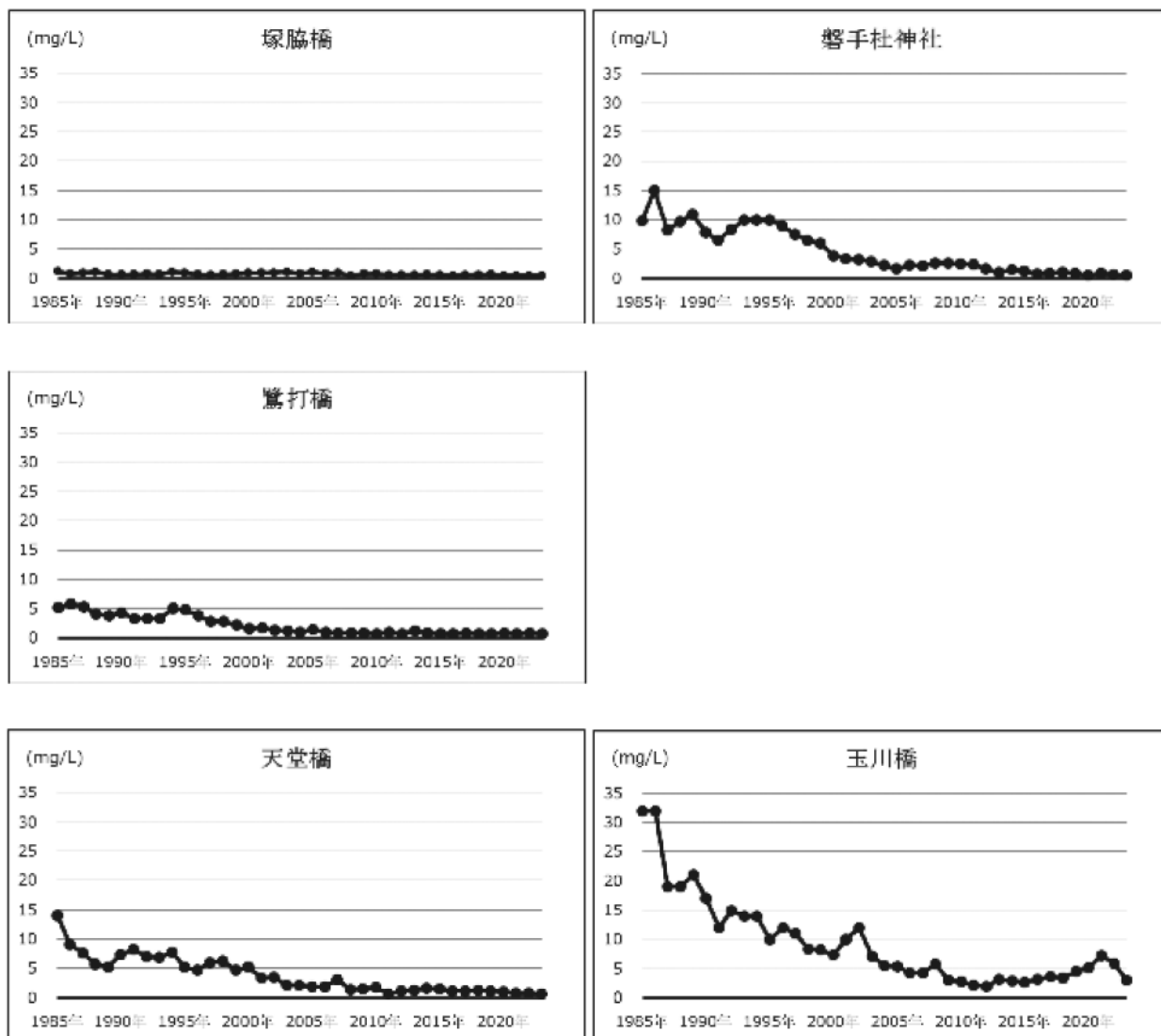


図5-13 水質汚濁の経年変化（BOD年平均値）

(3) 土壌・地下水汚染

土壌汚染とは、土壌中に重金属や有機溶剤等の有害物質が人の健康へ影響を及ぼす程度に含まれている状態をいい、その土壌から有害物質が溶け出し、地下水汚染を引き起こすこともあります。

汚染された土壌や地下水を摂取することで、人の健康に影響を及ぼすおそれがあることから、「土壌汚染対策法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壌汚染の可能性の高い土地に対して、一定の機会をとらえて土地所有者等に調査を義務付け、その結果、土壌汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康被害のおそれがある場合には必要な措置を講ずること等が定められています。

ア 土壌汚染

土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染が指定基準に適合しないとき、市長はその土地を特定有害物質やダイオキシン類により汚染された区域として、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域（大阪府の条例に基づく場合は、要措置管理区域又は要届出管理区域）に指定し、公示します。また、土壌汚染が確認された区域については、必要に応じて事業者が土壌汚染対策を行います。

令和5年度は、形質変更時要届出区域の指定を3件行いました。また、汚染の除去等の措置を実施された土地について、形質変更時要届出区域の指定の解除を2件、要届出管理区域の指定の解除を1件行いました。

これらの結果、令和5年度末の高槻市内においては、要措置区域は2件、形質変更時要届出区域は26件、要届出管理区域は1件となっています。

イ 地下水質

(7) 調査概要

水質汚濁防止法第15条第1項の規定により地下水の水質の常時監視を行うため、大阪府地下水水質測定計画等に基づき、市域の地下水の水質調査を次のとおり区分し実施しています。

- ・概況調査

市域の全体的な地下水質の状況を把握し、長期的な観点から経年的な変化を把握するための水質調査（毎年3井戸実施）

- ・継続監視調査

汚染が確認されている井戸の、汚染状況の変化を把握するための水質調査

- ・汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により汚染が新たに確認された場合、その汚染範囲を確認するための水質調査

(イ) 調査結果の概況と評価

市域から3井戸を選択して行った概況調査では、新たな汚染井戸はありませんでした。

また、継続監視調査については、大阪府の測定計画に基づき13井戸の調査を実施し、過去の結果と比較しても大きな変化は見られませんでした。

(4) 騒音・振動

騒音・振動には、工場、事業場から発生するもの、建設、解体等の作業現場から発生するもの、自動車又は列車から発生するもの等があります。

近年は、過去に問題とならなかった工場、事業場においても住宅が近接して建ったことにより、新たに騒音問題が発生することがあります。

また、規制の対象となっていない家庭生活による音（生活騒音）や、人の耳に聞こえない音（超低周波音20Hz以下）が問題になることがあります。



図5-14 騒音の大きさ（イメージ）

ア 騒音・振動の調査の概要

一般地域の環境騒音、道路（市内の高速道路、国道、主要な府道及び市道）に面する地域の自動車騒音・振動及び新幹線鉄道の騒音を測定し、環境基準等の達成状況を調査しています。

また、新幹線鉄道の振動並びにJR東海道本線及び阪急電鉄京都線の騒音・振動の調査を実施しています。

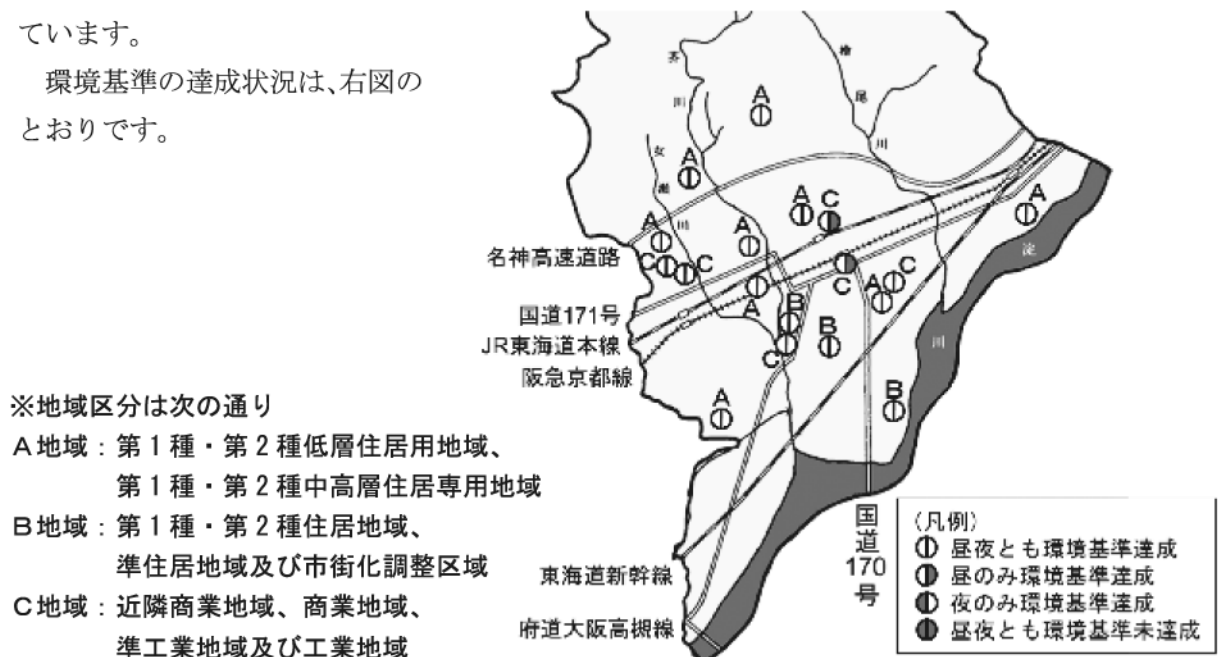
その他、関係法令に基づき、工場及び事業場やカラオケ実施店への立入調査などを実施しています。

イ 一般地域及び道路に面する地域での騒音・振動

(7) 一般地域

住居が集合している地域で、環境騒音を把握・評価するため、18地点で測定を実施しています。

環境基準の達成状況は、右図のとおりです。



※地域区分は次の通り

- A地域：第1種・第2種低層住居用地域、
第1種・第2種中高層住居専用地域
- B地域：第1種・第2種住居地域、
準住居地域及び市街化調整区域
- C地域：近隣商業地域、商業地域、
準工業地域及び工業地域

図5-15 一般地域における騒音環境基準達成状況

(イ) 道路に面する地域

名神高速道路、国道、主要な府道及び市道において定期的に調査しており、令和5年度は11路線について騒音・振動の測定を実施しています。

騒音について、路線別では、11路線のうち8路線で環境基準を達成していました。また、シミュレーションによれば、調査対象の住居等23,110戸のうち21,591戸(93.4%)の住居で環境基準を達成していました。

そのほか、11路線のうち4路線については自動車騒音の限度値と比較するための測定を実施しましたが、1路線で超過していました。

振動について、11路線で測定を実施しましたが、道路交通振動の限度値を超過した路線はありませんでした。

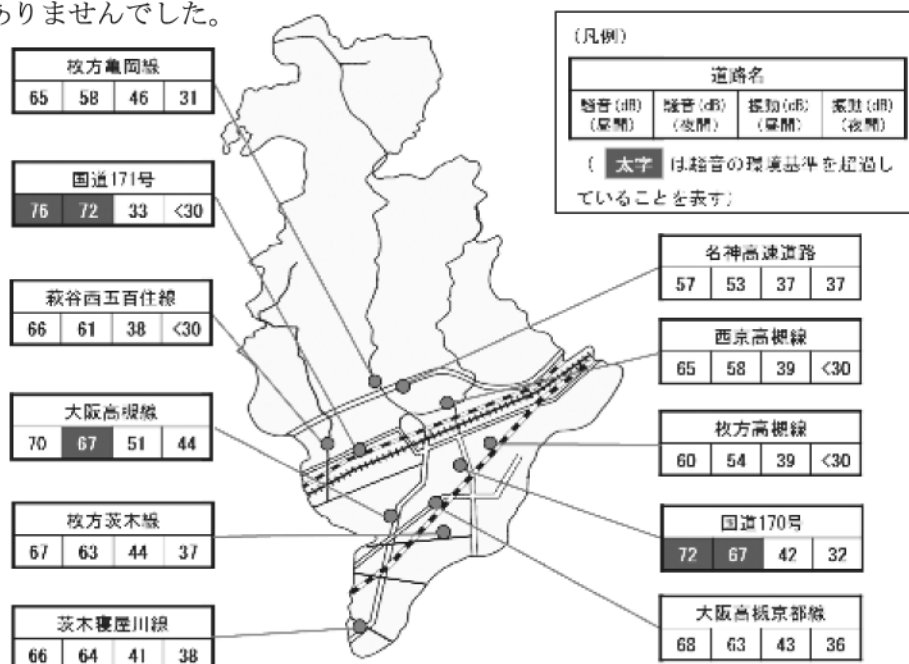


図5-16 主要幹線道路における道路交通騒音振動状況

ウ 新幹線鉄道の騒音・振動

新幹線鉄道の沿線で住居が集中している6か所を選定し、定期的に騒音・振動の調査を実施しており、令和5年度は2か所で測定を実施しました。調査は1か所につき、直近軌道の中心から12.5m及び25mの2地点を測定しています。

騒音について、12.5m、25mの地点でそれぞれ1か所、2か所で環境基準を達成していました。振動について、12.5m、25mの地点でともに勧告指針を達成していました。

これらの本市の測定結果は、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)に通知し、環境基準の達成を要請しています。これを受けて同社では、防音壁、枕木の改造等、騒音・振動対策を進めています。

また、在来鉄道についても測定を実施し、鉄道事業者に測定結果を送付するとともに、騒音・振動低減対策を要請しています。

エ 工場・事業場の騒音・振動調査

法律、条例による騒音・振動の特定施設又は指定施設が設置されている工場又は事業場を対象に、施設の確認、規制基準の遵守状況などについて立入調査を実施しています。

オ カラオケ騒音

飲食店等のカラオケ装置による深夜騒音の苦情は依然として発生しています。現在、市では音が外にもれない場合を除き、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等音響機器の使用を禁止しています。また、飲食店営業者に対して、カラオケ騒音防止についてのパンフレットの配布による啓発、騒音防止の指導及び定期的な夜間パトロールを実施しています。

(5) その他

ア ダイオキシン類

(7) 概要

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を合わせた総称です。

ダイオキシン類は、生物の体内で脂肪組織にたまりやすく、分解しにくいという特徴があります。また、工業的に製造する物質ではなく、ものの燃焼などの過程で非意図的に生成するもので、微量ながら環境中に広く存在しています。

人体への影響としては、急性毒性、発がん性、生殖毒性、催奇形性などについて懸念されています。

(4) ダイオキシン類の規制

「ダイオキシン類対策特別措置法」ではダイオキシン類を発生し、排出する施設として、廃棄物焼却炉等を特定施設に定めており、設置者に対して特定施設設置等の届出を義務づけています。また、法で定める排出基準の遵守や排出されるダイオキシン類を年1回以上測定し市に報告する義務があります。

令和5年度は、4事業者から報告があり、全ての事業者で排出基準を下回っていました。

(5) 環境調査

市では大気、河川（水質・底質）、土壌及び地下水中のダイオキシン濃度を定期的に測定しています。令和5年度は大気3地点、河川（水質・底質）2地点、土壌1地点、地下水1地点で調査を行った結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

イ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質のうち、大気汚染の原因となるものをいいます。環境省では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として248物質を、またこのうち優先取組物質として23物質を設定して

います。本市では、別途調査を行っているダイオキシン類と測定方法が確立されていない物質を除いた21物質についてモニタリング調査を実施しています。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されており、令和5年度調査では環境基準を達成していました。

ウ 化学物質管理制度

事業者が法・条例に基づく化学物質の排出量等についての届出を行政に行うことを通じて、事業者に対して化学物質の環境への排出量の削減を促しています。

(7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)

人の健康や生態系に有害なおそれのある515物質を第一種指定化学物質として指定し、排出量及び移動量の届出を義務付けています。

令和5年度は、37件の排出量等の届出を受け付けました。

(4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例

化管法に基づく第一種指定化学物質に加え、独自に1物質を指定し、取扱量等の届出を義務付けています。

令和5年度は、30件の排出量等の届出を受け付けるとともに、19件の目標及び達成状況の届出を受け付けました。

エ 悪臭

悪臭とは、嗅覚によって不快を感じることに一般的には定義されています。悪臭防止法では、規制地域の指定（高槻市は全域）及び規制基準の設定により、工場又は事業場からの悪臭の発生を規制しています。

本市での悪臭問題は、ほとんどが化学工場、塗装工場、飲食店などへの苦情の形で現れています。こうした悪臭の苦情に対して、市では現地調査及び発生源への立入調査を実施し、施設管理及び作業方法の改善、処理装置の設置等を指導しています。

オ 採(砕)石

令和5年度末において、本市の北部山間部には2社3事業場の採(砕)石場があります。市では採石法に基づく採取計画の認可を行うとともに、事業場周辺及び輸送過程での問題に対処するため、法令に基づく総合的な指導を実施しています。

令和5年度の岩石採取計画の認可申請はありませんでした。また、4件の立入検査を行いました。

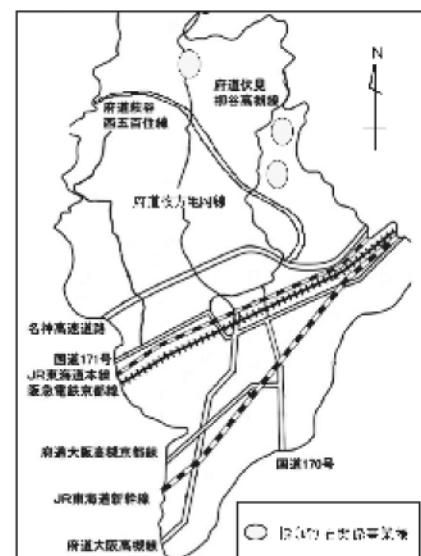


図5-17 採(砕)石場の位置

カ 環境影響評価

環境影響評価条例に定める対象事業の実施にあたり、事業者自らが環境に与える影響を予測・評価し、環境の保全について適正に配慮することを目的として、環境影響評価条例を運用しています。

令和5年度は、対象事業はありませんでした。

キ ペット霊園等の設置

本市では、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園等の設置及び管理が支障なく行われるよう、事業者が必要な措置を講ずることを目的として、ペット霊園の設置の許可等に関する条例を運用しています。

令和5年度は、移動火葬業開始届出書1件の届出がありました。

ク 土砂埋立て等の規制

本市では、平成28年4月から「高槻市土砂埋立て等の規制に関する条例」を施行し、無秩序な土砂埋立て等の防止を図ってきましたが、令和6年4月から危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」の運用が開始されるため、同条例を令和6年3月末に廃止いたしました。

同条例の規定に基づく令和5年度の許可申請件数は0件でした。

ケ 太陽光発電施設の適正な設置

本市では、自然環境、生活環境及び景観の保全並びに災害の未然防止を図り、市民生活の安全・安心の確保を目的として、太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例を制定しました。(令和6年7月1日施行)

6 緑地保全（第2次高槻市みどりの基本計画）

(1) 第2次高槻市みどりの基本計画の概要

「第2次高槻市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本計画では、将来のみどりの総合的な保全・整備の方針を定めることにより、みどりや生物多様性の課題を多様な主体や市民の参画のもとで解決しながら、本市のみどりあふれる憩いと潤いのあるまちづくりを計画的に進めることをめざしています。

計画の対象地域は高槻市全域で、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間としています。

(2) 計画で対象とするみどり

第2次高槻市みどりの基本計画では、水と緑と土を、包括的有機的に結合した「みどり」と捉え、樹木や草花などの植物のほかに、森林、公園・緑道などの緑地、水田・畑・果樹園などの農地、河川・水路・ため池などの水辺、空地・グラウンドなどのオープンスペースに加えて、水や土壌などの自然的要素を含むものを「みどり」の対象としています。また、みどりを守り拡充するための啓発活動や環境教育、みどりのまちづくり活動なども対象としています。

(3) めざす将来像

第6次高槻市総合計画にある高槻のまちの姿を、みどりの側面から実現するために、本計画の基本理念と具体的なみどりの将来像を定めています。

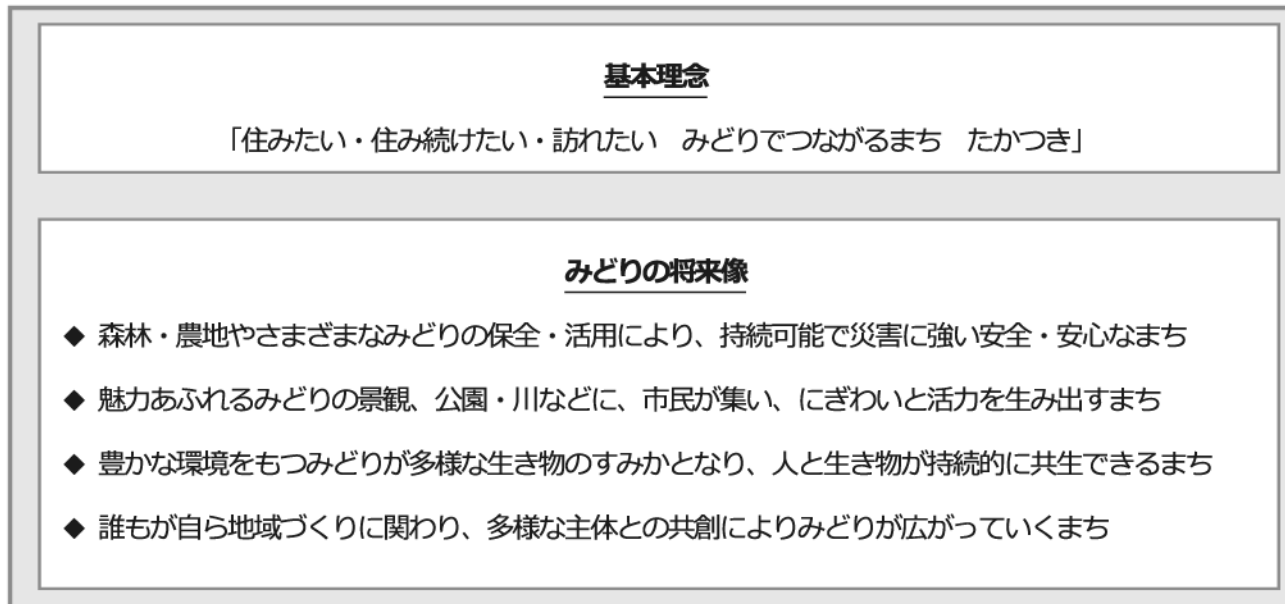


図6-1 「基本理念」と「みどりの将来像」

(4) 基本方針

みどりのまちづくりは、「保全」、「創造・活用」、「生物多様性」、「人づくり」の4つの基本方針のもとに推進します。今あるみどりを保全しながら、新たなみどりを創造・活用し、人と生き物が共生できるよう生物多様性の保全を進めます。また、みどりを支える人づくりを推進することで、市民や事業者などの多様な主体と共創したみどりのまちづくりをめざします。

将来像実現のための基本方針

方針1：保全

- ◆ 緑・水辺・歴史文化に恵まれた高槻らしい自然環境を守ります

方針2：創造・活用

- ◆ 多様なライフスタイルに活用できる魅力あるみどりを創ります

方針3：生物多様性

- ◆ 暮らしに恵みをもたらす多様な生き物の生息・生育環境を守ります

方針4：人づくり

- ◆ オール高槻でみどりのまちづくりを進めます

図6-2 みどりの将来像の実現に向けた基本方針

(5) 令和5年度の主な取り組み

・緑化樹配布

住民等が協同して行う地域緑化を支援するため、自治会等に緑化樹を配布した。

・花苗配布

住民が協同して行う地域緑化を支援するため、「緑花推進連絡会」との協働により、5月と11月に自治会等を対象に花苗を配布した。

・緑化協議

緑化の推進のため、民間施設の開発等に際して緑化協議を行った。

・モニタリングの実施

「芥川創生基本構想」などにに基づき、自然再生に向けた取組を推進するため、津之江公園内自然再生エリアの動植物モニタリングとして、近隣の小学生を対象とした環境学習、市民を対象とした昆虫観察会や外来植物の駆除などを市民協働で実施した。

・特定外来生物への対応

アライグマによる生活環境被害に対応するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」及び「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ用簡易捕獲器を貸し出し、捕獲を行った。また、サクラ、ウメ、モモ等の樹木を枯死させる被害が全国的に拡大しているクビアカツヤカミキリについて、被害樹木の調査及び防除対策を行った。

- ・緑地環境の保全

貴重なみどりを保護・保全するため、「緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定した樹林保護地区及び保護樹木の保全を引き続き行った。

また、「風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく風致地区内の行為許可を行った。

7 廃棄物

廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）の規定で、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されます。産業廃棄物は事業活動によって発生する廃棄物のうち、法令で種類等が定められたものとなります。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されています。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題への関心が高まり、廃棄物も発生抑制や再利用が求められています。

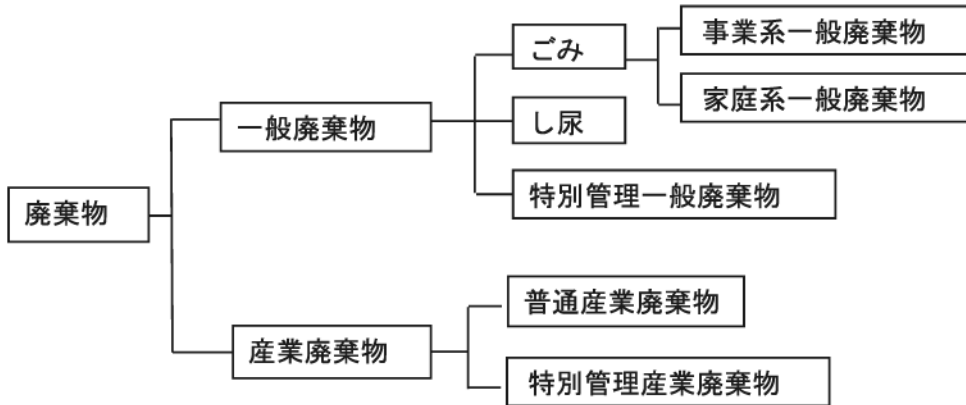


図7-1 廃棄物の区分

(1) 一般廃棄物

ア ごみ処理の状況

(7) 定時収集

家庭から排出されるごみは、可燃ごみ（週2回）・不燃ごみ（月1回）・大型可燃ごみ（月1回）・リサイクルごみ（月2回）の4種分別により、それぞれ指定曜日にステーション方式で収集しています。

(イ) 申し込みによる収集

a 臨時ごみ

引越しや植木の剪定等により、一時的に多量のごみを排出される場合は有料で、自治会等が実施した地域清掃ごみについては無料で、それぞれ収集しています。

b 犬・猫等の死体収集

家庭で飼育されている犬・猫等の死体については有料で、野良犬・野良猫等については無料で、それぞれ収集しています。

c 家電リサイクル法対象機器の収集

特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）により、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫については、購入した小売店や新しい製品を購入する小売店での引き取りが義務付けられていますが、廃業や引越し等で過去に購入した販売店と連絡がとれない場合は、有料で収集しています。

(ウ) 令和4年度のごみ処理原価

市が行っているごみの収集・運搬・処分の費用について、市民1人あたりにかかった費用と1トンあたりにかかった費用に換算すると、表7-1のようになります。

表7-1 令和4年度のごみ処理原価

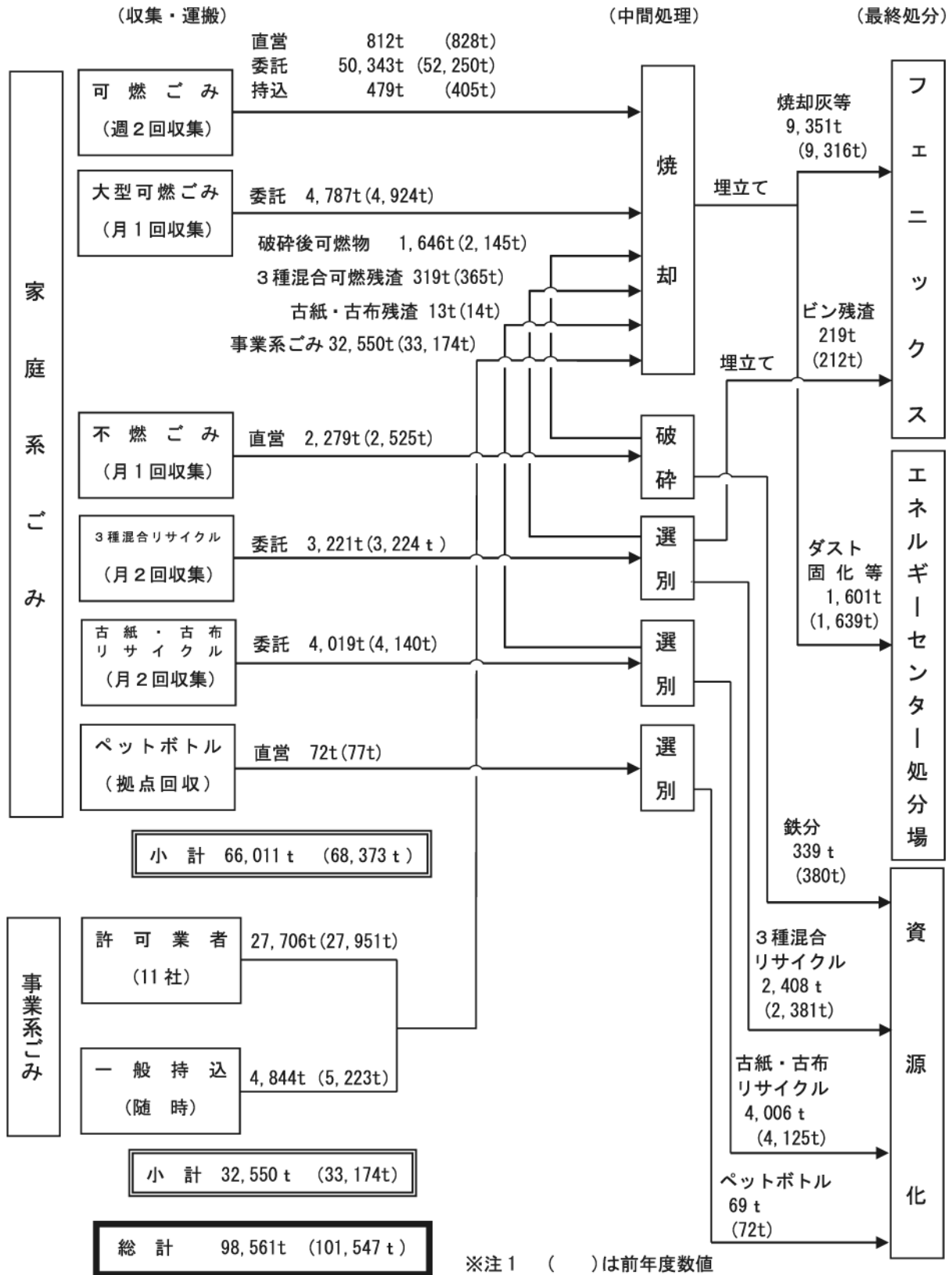
ごみの処理にかかった費用	2,803,605,558円
市民1人あたりにかかった費用	8,056円
1トンあたりにかかった費用	34,152円

(ただし、固定資産減価償却費と焼却炉建設費用を含みません。)

(エ) ごみ処理フロー

収集・運搬した市内のごみは、エネルギーセンターにて焼却等により適正に処理し、焼却灰等については、最終処分場にて埋立て処分しています。

(令和5年度)



※注1 ()は前年度数値
 ※注2 各数値は小数点第1位以下を四捨五入している

図7-2 ごみ処理フロー

イ ごみ減量対策

(7) 基本方針

平成27年12月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。市が推進しているごみ減量対策は、次のフレームワークに沿って展開しています。

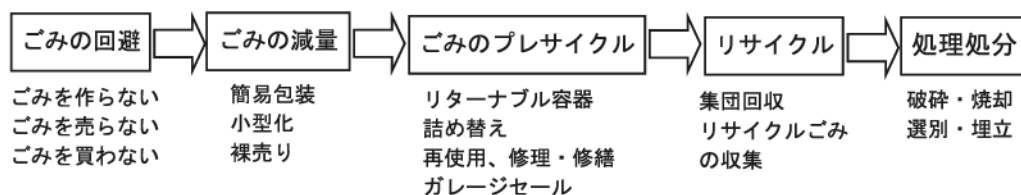


図7-3 ごみ減量対策のフレームワーク

(イ) 減量対策の推進

a 廃棄物減量等推進員制度

行政と地域住民との連携を深めることを目的とした廃棄物減量等推進員制度を平成6年度より開始しました。

b 事業用大規模建築物の所有者への減量化指導

事業用建物の延べ床面積が3,000㎡以上又は日量250kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業所については、廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例に基づいて廃棄物減量等計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を求め、事業系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進を指導しています。

c 資源物の持ち去り業者等への指導

廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例に基づき、委託業者以外による資源物（リサイクルごみや不燃ごみのうち金属類を含む）の持ち去りに対する指導・啓発を図るため、パトロールを実施しています。

d 生ごみ減量化事業

家庭ごみの4割を占めるといわれている生ごみの減量化を進めるため、生ごみ堆肥化容器を普及する事業を行っています。令和4年度からは、要綱を改正し、生ごみ堆肥化容器を購入した市民を対象に、購入費用の半額を補助金として交付しています。

e 集団回収への支援

自治会・子ども会などの市民団体が取り組んでいる新聞紙などの集団回収活動を促進するために、平成13年度から、集団回収に取り組んでいる市民団体を対象に奨励金の交付を行っています。

f リサイクルごみの収集

平成8年11月から市内全域で、月2回リサイクルごみの収集を行っており、回収後は民間委託によりこれらを再資源化しています。回収対象物は、(1)古紙類（新聞紙、

雑誌、ダンボール、紙パック、ちらし、包装紙類)、(2)古布・古着類、(3)空き缶類(スプレー缶、金属製台所用品含む)、(4)空きビン、(5)ペットボトルです。

g ペットボトルの店頭回収の実施

スーパーマーケットなどを拠点とし、店頭でペットボトルの回収を行っています。

h 市内再資源化の取組

市庁舎から発生するごみの削減を推進しており、特に紙類は再資源化を目的に、市内の資源化施設で圧縮され製紙メーカーに運ばれリサイクルしています。

i エコショップ認定制度の取組

廃棄物の発生抑制、減量化又は資源化の取組を実施する市内の小売店、飲食店、サービス事業等の店舗を高槻市エコショップとして認定し、その取組を紹介することで、これらの活動を支援しています。

j 使用済小型家電の回収促進

令和3年6月にリネットジャパンリサイクル株式会社と「使用済小型電子機器等の宅配便による回収における連携と協力に関する協定」を締結し、市民に対して小型家電リサイクル法の制度の周知・啓発を行い、使用済小型家電の回収を促進し、適正な再資源化に取り組んでいます。

ウ し尿処理の状況

市内のくみ取便所に伴うし尿については、指定曜日収集(隔週)及び申し込みによる臨時収集を行い、エネルギーセンター分室にて希釈処理し、公共下水道に放流しています。また、浄化槽汚泥及び汚水槽等の清掃に伴うし尿を含む汚水槽等汚泥についても収集後、エネルギーセンター分室で希釈処理し、それぞれ公共下水道に放流しています。

エ 一般廃棄物処理手数料

定時収集以外の家庭ごみや事業所が排出する一般ごみ、また、くみ取便所から生じるし尿や浄化槽等汚泥などの一般廃棄物処理に係る手数料を表7-2に従い徴収しています。

(令和元年10月1日施行)

表7-2 一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分			単位	処理手数料	
し尿	人員数制	定時	世帯人員数	1人又は2人	1期につき	1,600円
				3人又は4人		1,910円
				5人又は6人		2,230円
				7人以上		2,540円
		臨時			10リットルにつき	45円
	従量制			10リットルにつき	45円	
浄化槽汚泥 し尿混じりのビルピット汚泥	処分のみをするもの			10リットルにつき	2円	
動物の死体	収集し、運搬し、及び処分するもの			1個につき	1,040円	
	処分のみをするもの			1個につき	520円	
上記以外の一般廃棄物	家庭廃棄物	特定家庭用機器以外のもの	定時		—	無料
			臨時	収集し、運搬し、及び処分するもの	1立方メートルにつき	2,720円
				処分のみをするもの	10キログラムにつき	40円
	特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー		1台につき		3,660円
		テレビジョン受信機				
		電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	容量が250リットル未満のもの			
			容量が250リットル以上のもの			
電気洗濯機及び衣類乾燥機				3,660円		
事業系一般廃棄物	収集し、運搬し、及び処分するもの			10キログラムにつき	170円	
	処分のみをするもの				80円	

(2) 産業廃棄物等

ア 処理業者等の許可及び指導

(7) 廃棄物処理業者等の許可及び指導

廃棄物処理業者及び廃棄物処理施設設置者からの許可申請に係る審査等及び処理基準遵守等の検査・指導を行っています。

(4) 排出事業者に対する指導

a 排出事業者に対する立入指導

廃棄物処理法に基づき、事業所内の廃棄物等の処理状況、委託業者との契約締結状況及び産業廃棄物管理票の交付状況等の確認を行うとともに、必要に応じて産業廃棄物の分析を行う等、適正処理の確認及び指導を行っています。

b 多量排出事業者の処理計画書等の提出

前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業者に対し、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物処理計画書及び廃棄物処理計画実施状況報告書の提出を求め、市ホームページ上で公表しています。

c 産業廃棄物管理票の交付等の報告

管理票交付者から、前年度1年間において交付した管理票の交付等状況報告書が提出され、排出状況の確認等を行っています。

d 不適正処理対策

庁内の関係部署及び各関係機関と連携して、廃棄物の不適正処理に対する監視及び指導を行うとともに、不適正処理防止及び早期発見のため定期的なパトロールを行っています。

e PCB廃棄物の適正保管の指導

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者から保管状況等に関する届出が提出され、縦覧に供しています。また、保管事業者に対し、適正に保管・処理がなされているかについて指導・助言を行っています。

f 建設リサイクル法に係る再資源化の指導

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事現場へ立入を実施し、分別解体に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化の指導を行っています。

g 使用済自動車に係る適正処理の指導

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、引取業者等の登録及び解体業者等の許可申請に伴う審査等を行うとともに、必要に応じて適正処理の指導を行っています。

イ 他行政及び関係機関との連携

近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会、(公社)大阪府産業資源循環協会、大阪府下行政10者会議などとの連携を図り、産業廃棄物の適正処理等に係る調査・研究、情報交換等を行っています。

(3) 美化推進の状況

ア まちの美化を推進する条例に関する取組

(7) 「環境美化推進重点区域」の取組状況

環境美化推進重点区域である阪急高槻市駅周辺の清掃活動等を重点的に行っています。

(イ) 環境美化推進デーの実施

平成13年度から毎年2回(5月と11月)、環境美化推進デーを設定し、市内一斉清掃を実施しています。



(ウ) 犬のふん害対策

犬のふん害対策「イエローカード作戦」、「イエローチョーク作戦」として、犬の飼い主等に公共の場で犬のふんを適切に処理することを促すことにより、放置されている飼い犬のふんをなくし、きれいなまちを目指すこととしており、自治会の団体や市民に啓発用具の交付を行っています。

(エ) 路上喫煙の防止

路上喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、まちの美化を推進する条例に基づいて指定した路上喫煙禁止区域の周知及び同区域内での喫煙行為に対する指導・啓発を行うとともに、同区域内の4箇所に設置している喫煙所の周知と利用を促進しています。

イ あき地の清潔保持

あき地の清潔保持に関する条例に基づき、あき地の占有者等に対し、あき地の清潔保持に努めるよう、指導や啓発を行っています。

ウ 違法屋外広告物の簡易除却

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、状況に応じて違法なのぼり旗や立看板等の簡易除却を行っています。

エ 廃棄物の不法投棄対策

不法投棄等の多発地点を中心とする定期的なパトロールにより、不法投棄の発見とごみの回収を行っています。また、管理課などの各施設管理者とも連携を図りながら、幹線道路等での不法投棄や散乱ごみの回収を行い、不法投棄の誘発防止に努めています。

オ 公衆衛生（防疫）

不快害虫であるユスリカなどの駆除のため、希望する市民及び自治会等に対し、駆除剤の無償配布をしています。また、スズメバチの駆除に関する相談に応じ、衛生環境等の保持に努めています。

用語の解説

あ

アンチモン

銀白色の金属光沢を有する結晶で、合金、半導体、塗料、ガラス工業等広い用途がある。人体への影響としては、皮膚炎、結膜炎、気管支炎、肺炎、心臓障害等がある。

い

硫黄酸化物

硫黄と酸素の結合により生成される物質の総称で、のうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は二酸化硫黄（SO₂）である。

二酸化硫黄は、石油・石炭等に含まれる硫黄分が燃焼することによって大気中に放出されるので、石油・石炭等を燃料として使用する施設が主な発生源となる。

一酸化炭素（CO）

都市ガスやストーブなどの不完全燃焼、自動車の排気ガスなどで発生する。主な発生源は自動車の排気ガスであるため、交通量の多い幹線道路の沿道で高濃度になる傾向がある。

また、人の呼吸によって体内に入ると、血中のヘモグロビンと結合して脳などに酸素欠乏を起こし、頭痛、脱力感、全身倦怠感、吐き気、おう吐などの症状を引き起こす。血中濃度が上がると意識障害や呼吸、心臓に影響が出始める。

え

ESCO（Energy Service Company）事業

設備の改修にあたり、事業者が一定の省エネルギー効果を保証するとともに、これに必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供する方式のこと。通常の事業に比べると、設備の設計・施工・運用までの一連のプロセスを一括で契約するとともに、詳細なエネルギー診断を行うことや事業提案による競争原理を働かせることで、より効率的・効果的に省エネルギーを達成することができる。

お

温室効果ガス

太陽からの入射エネルギーは通すものの、地球から放射されるエネルギーは遮る性質を持つ気体。これらの大気中濃度が高まるにつれ、地球にエネルギーがたまり大気が暖められて地球全体の気温が上昇していく。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、オゾン、フロン等がある。温室効果の強さは二酸化炭素を1とした場合、メタンで10、フロンガスで1万といわれている。

か

カドミウム

四大公害病の一つである「イタイイタイ病」の原因物質といわれている重金属。慢性中毒では機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害が起こる。肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもある。

環境基準

人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準をいう。

環境基準点

ある水域の水質を代表する地点で、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点。

環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正措置（Check）、見直し（Act）という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みをいう。ISO14000 シリーズは環境マネジメントシステムの規格の一つ。

き

協働

市民、事業者、行政など社会を構成する各主体が、お互いの立場と役割を相互に理解し、一つの目的に向かって協力・連携して取り組むこと。

く

グリーン調達

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ない商品を選んで優先的に購入すること。平成8年には市民団体、企業、自治体で構成される「グリーン購入ネットワーク（GPN）」が発足し、情報提供などを行っている。

け

健康項目

人の健康に被害を生じるおそれのある重金属（カドミウム、水銀等）や有機塩素系化合物（PCBT、リクロロエチレン等）などを対象にして、水質の環境基準が設定されている汚染物質の項目。

こ

光化学スモッグ

自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線により反応し、「光化学オキシダント」を生成して、大気が白くモヤがかかった状態になること。風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域や公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などのこと。

コンポスト

生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥、または堆肥化手法のこと。コンポストは本来、古くからあった廃棄物処理方法のことで、農業系廃棄物や家畜糞尿などに空気を通気させ、微生物の力で分解して再び自然のサイクルに還元させるための仕組みであり、現在は、主に家庭ごみに多く含まれる生ごみや下水汚泥などの有機性廃棄物を高速で堆肥化する技術や、生成した堆肥、さらには周辺の技術やシステム全般をこう呼ぶことが多い。形態や規模も、自治体や企業が設置する大がかりなコンポスト化プラントから、家庭用の小型生ごみ処理機まで多種多様である。

さ

再資源化

廃棄物を再使用、再生利用（狭義のリサイクル）又は熱回収（サーマル・リサイクル）することで、資源とし

て有効に利用すること。

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができ、比較的短期間に再生が可能なエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等が該当する。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法により 20 種類が規定されている。これらの中には、どのような事業活動（業種）から発生しても産業廃棄物になるものと特定の事業活動（業種）から発生した場合に限り産業廃棄物になるものがある。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」の処理（収集・運搬又は処分）を処理業者等に委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名等を記載する伝票。これを使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認出来る。

ル

COD

化学的酸素要求量。河川の汚れの程度を示す指標で水中の汚濁物質（有機物）が化学的に酸化する時に必要とされる酸素量を現した値。数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

準基準点

水域の状況をよりの確に把握するため、環境基準点を補完する地点。

硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のことで、水中では硝酸イオンとして存在する。硝酸性窒素は、乳児の胃などではその一部が還元されて亜硝酸性窒素となり。亜硝酸性窒素は赤血球のヘモグロビンを酸化して、「メトヘモグロビン」に変化させ、メトヘモグロビンになると、酸素と結合できず、血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こす。

新エネルギー

新エネルギーとは、非石化エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするエネルギーのこと。

日本では、法令により定義されており、再生可能エネルギーのうち、経済性がある大規模水力発電、実用化段階に至っていない波力発電などを除いたもの（太陽熱利用、風力発電、バイオマス燃料製造、地熱など）をいう。

す

水銀

水銀は常温で液体の重金属。無機水銀と有機水銀があるが、有機水銀は無機水銀より毒性が強く、四大公害病の一つである「水俣病」の原因物質といわれている。神経系をおかし、手足の震えを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。総水銀は、水銀及び水銀化合物を合わせて金属水銀の量として測定したものである。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル

（Recycle）の3つの英語の頭文字をとったもの。リデュースは廃棄物の発生を抑制すること、リユースは廃棄物を再使用すること、リサイクルは廃棄物を原材料として再利用すること。

せ

生活環境項目

川や海などの水の「汚れ」について、物理的（pH等）な面、あるいは生物の生育環境（BOD等）の面からみた水質の環境基準が設定されている項目。

生態系

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）を合わせた一つのまとまりのこと。

全マンガン

灰白色又は銀色のもろい金属で、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様に、水質調査では通常、溶解性のもので問題をとしている。

ち

地球温暖化

地球は温室効果ガスにより地表の温度が生存に適した程度に保たれている。近年、産業活動の増加などにより温室効果ガスの大気中濃度の増加により、急激な地表温度の上昇が生じる現象を指す。これに伴い、降雨量の変化、風向・風速の変化などの気候変動が生じ、その結果、干ばつ、洪水、海水面の上昇による水没などの被害が懸念されている。

地球環境問題

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨及び熱帯林の減少など人類の将来にとって大きな脅威となってきた地球規模での様々な環境問題をいう。

窒素酸化物

窒素と酸素の結合により生成される物質の総称で、このうち大気汚染物質として主要なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）である。

自動車や工場からの排出ガス中に含まれており、法による規制の強化等により排出が抑制されてきている。

て

T-N

全窒素。自然界には硝酸性窒素、有機性窒素など色々な形の窒素化合物がある。通常、アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、有機性窒素の総和をいう。水の富栄養の程度を表す指標の一つである。

適正処理

廃棄物は、そのまま排出されると環境に大きな負荷を与えることになる。このため廃棄物を公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じないように、廃棄物処理法に定める処理基準等に従って分別、保管、収集、運搬、再生、処分することをいう。

デシベル（dB）

音や振動などの強さを表すときに用いる単位で、パワーに類する量と基準値との比の常用対数を10倍したものの。

と

特殊項目

水環境への影響に関する知見の集積が必要な項目。

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有しているものとして法令に定められるものを指す。

な

鉛

蒼白色のやわらかく重い金属で、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては貧血や、中枢神経等への影響がある。

に

二酸化炭素 (CO₂)

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸などで発生する。最近では、経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして注目されている。

の

農業 (水稲) 用水基準

農林水産庁が昭和45年3月に定めた基準。法的効力はないが、水稲用水としての望ましい指標として利用される。

は

パートナーシップ

市民・事業者・行政など、これまでそれぞれの目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

バイオマス

バイオマス (Biomass) は、「生物量」などを意味する生物学の用語であるが、1970年代から、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられるようになった。近年は、新エネルギーの資源として、食料、紙、木材などが幅広く利用されている。

ひ

pH

水素イオン濃度。水質の酸性又はアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7が中性、それより高ければアルカリ性、低ければ酸性である。特殊な例 (温泉など) を除いて河川の表流水は中性付近のpH値を示す。

BOD

生物化学的酸素要求量。河川の汚れの程度を示す指標で水中の汚濁物質 (有機物) が微生物によって無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量から求める。数値が大きいほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

PCB

ポリ塩化ビフェニル。Poly Chlorinated Biphenyl の略。PCBは、不燃性で化学的にも安定であり、熱安定

性にも優れた物質で絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙等の広い用途があり多く使われていた。しかし、カネミ油症事件の原因物質であり、一度人体に入ると、極めて分解、排泄されにくく蓄積性が高いことから人体にとって危険度の高いことがわかり、現在製造は禁止されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5μm以下の粒子のこと。

粒径が髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすく、呼吸器疾患、循環器疾患などの影響が懸念される。

発生源としては、物の燃焼などによるもの、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、土壌、海洋、火山等の自然起源のものがある。

砒素 (As)

化合物は強い毒性を持ち、急性中毒は悪寒、おう吐、下痢、消化管への出血、脱水症状等を起こしひどい時にはマヒ、けいれん、昏睡などを起こして数日間で死亡することもある。

ふ

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm以下の粒子のこと。

発生源としては、物の燃焼などによるもの、自動車、船舶、航空機等の人為起源のもの、土壌 (黄砂等)、海洋、火山等の自然起源のものがある。

よ

溶解性鉄

鉄は、生物にとって重要な栄養素の一つで、通常の水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはないが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水質調査では、水中に溶解した鉄のみを測定対象とする。

要監視項目

個々の物質が水環境を経由して人の健康や生態系に害を及ぼす恐れはあまり大きくないか不明なものの、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて知見の集積が必要な物質。

ら

LAS

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (主に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム)。合成洗剤の界面活性剤として知られる。水中に入ったLASは、微生物分解される。

る

類型指定

水質汚濁の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、を勘案し、具体的に地域にあてはめ、指定している。

令和6年（2024年）10月発行

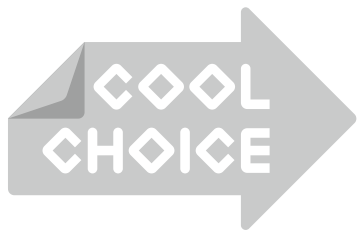
発行 高槻市

編集 高槻市 市民生活環境部 環境政策課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7486

URL <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>



未来のために、いま選ぼう。



この冊子はベジタブルインクを
仕様しています。